



学 修 要 覧

Academic Handbook

2015 年度入学者用

理工学部

目次 (Table of Contents)

授業時間割／定期試験時間割	1
---------------	---

I 理工学部 of 教学理念と教学目標

1. 理工学部 of 教学理念	4
2. 学位授与方針	5
3. 理工学部および各学科 of 教育目標	5
4. 各科目群 of 教学目標	
4.1 教養基礎科目	6
4.2 外国語科目	6
4.3 基礎専門科目	7
4.4 専門科目	7
4.5 小集団教育科目	10
4.6 デザイン型（創成型）科目	10
4.7 自由科目	11

II 本学での履修

1. 大学からの各種連絡について	14
2. セメスター（学期）	14
3. 単位の考え方	
3.1 単位制とは	14
3.2 単位とは	14
3.3 授業時間と単位	14
3.4 単位の修得	15
4. 授業	
4.1 授業の開講期間	15
4.2 授業日	15
4.3 休講および補講	15
5. 公欠・公欠以外の授業配慮について	
5.1 大学が授業の欠席を認める場合	15
5.2 「公欠」以外の授業配慮	16
5.3 学校保健安全法に定められた学校感染症に罹患した場合	16
5.4 学校保健安全法に定められた学校感染症で「公欠」とする場合	17
6. 開講科目	17
7. 受講登録	
7.1 受講登録とは	17
7.2 理工学部 of 年間受講登録制限単位数	18
7.3 受講登録年間の流れ	18
7.4 時間割の確認	19
7.5 卒業見込	19
7.6 シラバス	19
8. 試験	
8.1 定期試験	19
8.2 追試験	20
8.3 レポート試験	20
9. 成績および単位授与・認定	
9.1 成績評価	20
9.2 単位授与の時期	21
9.3 他大学等で修得した単位の認定	21

9.4 成績発表	22
9.5 成績確認制度	22
10. manaba+R の利用について	22
11. QR コードシールの利用について	22
12. 学生への援助制度について	
12.1 小集団教育推進補助費	23
12.2 自主ゼミ援助制度	23
13. 台風等により交通機関が不通となった場合の授業の取り扱いについて	
13.1 交通機関が不通となった場合の授業の取扱	23
13.2 暴風警報または気象等に関する特別警報が発令された場合の授業の取扱	25

Ⅲ 履修の方法と履修モデル

1. 学士の学位と卒業に必要な単位	
1.1 学士の学位	28
1.2 卒業に必要な単位	28
1.3 「卒業研究」受講要件一覧	29
2. 学部共通の履修	
2.1 教養基礎科目	30
2.2 基礎専門科目	36
2.3 自由科目	38
3. 学科別専門科目	
1. 数理科学科	39
2. 物理科学科	46
3. 電気電子工学科	50
4. 電子情報工学科	54
5. 機械工学科	56
6. ロボティクス学科	58
7. 都市システム工学科	61
8. 環境システム工学科	63
9. 建築都市デザイン学科	66

Ⅳ 多様な外国語科目について

1. 多様な外国語科目について	
1.1 必修英語科目（1、2回生担当）について	74
1.2 必修英語科目の単位回復について	74
1.3 履修指定外国語科目（3回生担当）について	75
1.4 English Diploma Course について	76
1.5 ハワイ大学留学プログラムについて	76
1.6 TOEFL®、TOEIC® の団体受験について	77
1.7 デメリット・システム（Demerit System）について	77
1.8 「英語 1」～「英語 10」および EDC 科目の授業配慮について	77

Ⅴ 他学部受講制度について

1. 制度の概要	80
2. 受講資格・登録方法等	80
3. 単位授与	80

VI 海外留学について

1. 制度の概要	
1.1 海外留学を計画するにあたって	82
1.2 海外留学プログラムの種類	82
2. 主なスケジュール	83
3. 単位認定	83
4. 詳細	83

VII 多様な学びについて

1. 理工学部の海外留学プログラムについて	86
2. APU（立命館アジア太平洋大学）との交流学生プログラムについて	87
3. 大学間単位互換制度	
3.1 制度の概要	88
3.2 主なスケジュール	88
3.3 単位認定について	88
3.4 詳細	88
4. 全学で実施するキャリア教育科目、インターンシップ関連科目	88
5. サービスラーニング	88
6. エクステンションセンター	
6.1 国家公務員総合職試験について	89
6.2 弁理士試験について	92

VIII 教職課程について

1. 教職課程を学ぶにあたって	96
2. 教職課程履修上の注意事項	
2.1 教職課程履修希望申請	97
2.2 教職課程履修計画	97
2.3 教職課程履修上の連絡事項について	97
2.4 教員採用試験受験にあたって（教職支援センターの利用について）	97
2.5 教員免許状取得までの流れ	97
2.6 高等専門学校からの編入学生	97
3. 理工学部で取得できる教員免許状の種類	99
4. 教員免許状申請手続	
4.1 一括申請（大学による代理申請）	99
4.2 個人申請	99
5. 2015年度入学生対象カリキュラムについて	
5.1 教員免許状取得の基礎資格および必要単位	100
5.2 「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の履修方法	101
5.3 「教職に関する科目」の履修方法	101
5.4 「教科に関する科目」の履修方法	103
5.5 「教科又は教職に関する科目」の履修方法	106
5.6 教育実習について	107
5.7 介護等体験について	108
5.8 「(教)学校実践研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「学校ボランティア」について	109
6. 高等学校一種「工業」免許取得に関する特例について	110

IX 学部の特徴あるプログラム／資格取得など

1. 他学科受講制度	
1.1 受講資格、登録方法	116

1.2	単位認定	116
1.3	受入れ可能科目一覧	116
2.	資格	118

X 学籍について

1.	学籍上の氏名と住所等について<規程：学籍に関する規程第 24 条>	
1.1	学籍上の氏名	126
1.2	住所等の変更手続	126
2.	学生証番号	127
3.	学生証	
3.1	学生証とは	127
3.2	学生証の記載事項の変更、再交付および返還	127
4.	修業年限および在学年限	
4.1	修業年限	127
4.2	在学年限	128
5.	回生	
5.1	回生の進み方	128
5.2	休学をした場合の回生の進み方	128
6.	卒業<規程：学則第 54 条、学籍に関する規程第 21 条>	128
7.	二重学籍の禁止	128
8.	休学<規程：学則第 46 条、学籍に関する規程第 2～5 条、学費等の納付に関する規程第 10 条>	
8.1	休学の制度	129
8.2	休学の手続等	129
8.3	休学期間中の在籍料等	129
8.4	休学期間終了の手続	129
9.	復学<規程：学籍に関する規程第 6～7 条>	
9.1	復学の手続	130
9.2	復学時の学生証番号および適用カリキュラム	130
10.	留学<規程：学則第 50 条、学籍に関する規程第 10～13 条>	
10.1	留学について	130
10.2	留学の手続等	130
11.	転籍<規程：学則第 42 条・49 条、学籍に関する規程第 8～9 条、学費等の納付に関する規程、手数料規程>	
11.1	転籍の要件等	130
11.2	転籍の出願手続	131
11.3	転籍が許可された場合の学費	131
12.	退学<規程：学則第 52 条、学籍に関する規程第 18～19 条>	
12.1	退学の要件および退学の手続等	131
12.2	退学日	131
13.	除籍<規程：学則第 53 条、学籍に関する規程第 20 条>	131
14.	再入学<規程：学則第 28～30 条、入学の出願および入学手続に関する規程第 4～6 条>	132
14.1	再入学の要件等	132
14.2	再入学の出願手続	132
14.3	再入学の手続等	132
15.	証明書、学割証、証紙	
15.1	証明書、学割証	132
15.2	証紙について	132

XI 学費について

1.	学費	134
2.	学費の納入方法・納付期日	

2.1 学費納付案内	134
2.2 学費納付案内送付先	134
2.3 学費納付	134
3. 学費延納（分納）制度について	134
4. 奨学金制度について	135
5. 学費が未納となった場合の取扱い（除籍）	135
6. 在学期間が修業年限を超えた学生の学費に関する取扱い	135

XII 学内の諸規程について

授 業 時 間 割

<びわこ・くさつキャンパス>

授 業 時 間	時 限	理工・情報理工学部 生命科学・薬学部	経 済 スポーツ健康科学部
	第 1 時限	9 : 00 ~ 9 : 45	9 : 00 ~ 10 : 30
第 2 時限	9 : 45 ~ 10 : 30	10 : 40 ~ 12 : 10	
第 3 時限	10 : 40 ~ 11 : 25	13 : 00 ~ 14 : 30	
第 4 時限	11 : 25 ~ 12 : 10	14 : 40 ~ 16 : 10	
第 5 時限	13 : 00 ~ 13 : 45	16 : 20 ~ 17 : 50	
第 6 時限	13 : 45 ~ 14 : 30	18 : 00 ~ 19 : 30	
第 7 時限	14 : 40 ~ 15 : 25	19 : 40 ~ 21 : 10	
第 8 時限	15 : 25 ~ 16 : 10		
第 9 時限	16 : 20 ~ 17 : 05		
第 10 時限	17 : 05 ~ 17 : 50		
第 11・12 時限	18 : 00 ~ 19 : 30		
第 13・14 時限	19 : 40 ~ 21 : 10		

<衣笠キャンパス、大阪いばらきキャンパス>

授 業 時 間	時 限	全学部
	第 1 時限	9 : 00 ~ 10 : 30
第 2 時限	10 : 40 ~ 12 : 10	
第 3 時限	13 : 00 ~ 14 : 30	
第 4 時限	14 : 40 ~ 16 : 10	
第 5 時限	16 : 20 ~ 17 : 50	
第 6 時限	18 : 00 ~ 19 : 30	
第 7 時限	19 : 40 ~ 21 : 10	

定 期 試 験 時 間 割

時 限	試 験 時 間
第 1 時限	9 : 30 ~ 10 : 30
第 2 時限	11 : 00 ~ 12 : 00
第 3 時限	13 : 30 ~ 14 : 30
第 4 時限	15 : 00 ~ 16 : 00
第 5 時限	※ 16 : 30 ~ 17 : 30
第 6 時限	18 : 30 ~ 19 : 30
第 7 時限	※ 20 : 00 ~ 21 : 00

※印の試験時間割は科目によって 90 分となる場合があります。

I. 理工学部の教学理念と教学目標

1. 理工学部 of 教学理念
2. 学位授与方針
3. 理工学部および各学科 of 教育目標
4. 各科目群 of 教学目標

1. 理工学部の教学理念

理工学部は、現在、数理科学科、物理科学科、電気電子工学科、電子情報工学科、機械工学科、ロボティクス学科、都市システム工学科、環境システム工学科、建築都市デザイン学科により構成され、各学科はそれぞれの専門性に立脚した固有の到達目標を掲げて、教育・研究に努力しています。

本学部は1914年設置の私立電気工学講習所を継承して1938年に設立された立命館高等工科大学を前身としています。関西私学の中で最も長い歴史と伝統を有しており、この間の先進的な努力の積み重ねによって、現在では全国の理工系学部の中でも有数の内容と水準の高さを誇っています。

こうした歴史を持つ理工学部は、人間重視の理念のもとと理学と工学の融合による独自の教育研究を行い、独創性と高い倫理観に裏づけされ、科学技術の新領域を拓き未来社会を支える人材の育成を目指しています。この理念に基づき、理工学部では、2011年に旺盛な議論を行い、①教育システムの質向上、②接続（導入期を含む）教育の充実、③到達度検証の充実、④外国語科目の充実、⑤国際感覚の養成、⑥FD（Faculty development）活動の推進、⑦テラーメイド教育（個の重視）の推進、⑧ピア・エデュケーション（学生主体）の推進という8点を基本方針として2012年度理工学部改革を進めてきました。

この改革においては、学科がカバーすべき技術分野や研究分野を基本的に広げる方向で学科再編を行いました。高等教育のユニバーサル化や社会が高度化、複雑化している現在、学生が学科選択を行う根拠は必ずしも明確でなく脆弱となっています。したがって、学科の間口を今よりも広くし、学生が将来のキャリアについて時間をかけて深慮するための知識と期間を与えることを目指しました。その結果、電子システム系と機械システム系において学科統合を含めた再編を行うとともに、建築都市デザイン学科に新たな編入学コースを開設し、大学院進学をセットにした新しい人材育成を進めていくこととなります。

各学科で特に基本となる科目については回生毎に小クラスを設定し、小集団教育科目（または小集団に準ずる科目）として基礎学力の定着に力を入れています。このクラスでは講義科目の課題や実験のレポートの作成などの共同作業を通じて、共に学ぶ友人やグループを作ることができ、大学生活をより有意義で楽しいものにするのに役立っています。特に4回生では、10人程度の小グループに分かれ、各教員の指導のもとで、特定のテーマについて「卒業研究」を行います。ここでは、これまでに学んだ基礎知識をもとに、また必要に応じて新しい知識を自ら学び、実験や理論計算を行う中で、自主的な問題解決能力を養います。厳しい研究の合間にはゼミ旅行や交流会などもこの研究室を単位にして行われ、大学生活を一層意義深いものにしてくれます。

このような系統的な教育を効果的に進めるために、基礎的理論の習得のための基本的な実験実習機器をはじめとして、さまざまな現象を計測・解析するための高度な実験研究設備が整備されています。卒業研究では各研究室に設置されたそれぞれの実験施設を使用するほか、学部共通の大型設備あるいは情報機器などを利用して、最先端の研究に触れることができます。いま皆さんは、将来の科学者・技術者を目指してそれぞれの分野での第一歩を踏み出されました。変化・発展し、多様化する現代の科学技術の中にあって、先端的な部分を担って活躍を続けていくには、しっかりした基礎の上にたって、継続的に勉強を続けていくことが要求されます。一方では自分の専門分野を確固たるものにしなが、他方では広く隣接領域にも関心を向けて最新の情報に接し、またそれらを総合的に関連づけておくことが重要です。

本学部はその名称からもわかるように、理学分野と工学分野が1つの学部内に存在しており、この特徴を生かした学際的研究教育が行われています。このような学部形態を持つところは全国の大学でも多くはありませんが、高度化・多様化する現代の科学技術の状況のもとでは、理学と工学がそれぞれの専門性を生かしなが相互に刺激し合うことは大変重要です。この意味で本学理工学部は時代の要求を先取りした教育のシステムを持っているといっても過言ではありません。また、これらの分野を目指す多様な学生諸君の存在は、理工学部の活力の源のひとつとなっています。

このような数多くの特徴を持った理工学部の教育の中で、皆さんが真に社会に通用する学力と専門的力が養われ、また、人間的にも大きく成長されることを願っています。

2. 学位授与方針

理工学部では、4年以上在学を経て学科ごとに定める単位を取得し、下記のような能力を身につけた人材に対し、学士（理学）または学士（工学）の学位を授与します。

- (1) 自然現象の本質や自然科学の基本原理の十分な理解の上にならば、それぞれの専門分野の基礎知識を十分身につけ、根本的な問題解決のための創造的・総合的な力量を發揮できる能力（理工系としての確かな学力）。
- (2) 科学技術を社会的な関連の中で捉えられる諸科学の素養をもち、科学の進歩と技術開発が社会および環境に及ぼす影響とその結果についての社会的責任を自覚できる能力（科学・技術者としての広い視野と高い倫理）。
- (3) グローバル化の中でリーダーシップを發揮するために必要な国際感覚と外国語運用能力、ならびに情報科学に関する学力と情報処理能力（国際化・情報化に対応する適応能力）。

3. 理工学部および各学科の教育目標

理工学部	人間重視の理念のもと理学と工学の融合による独自の教育研究を行い、独創性と高い倫理観に裏づけされ、科学技術の新領域を拓き未来社会を支える人材を育成する。
数理科学科	専門教育の中で数学的思考力を研鑽し現代数学の理論的・応用的知識を身に付け、卒業後は研究職・教育職・専門職・公職等において、数学・理学・工学のみならず幅広い領域において数学を研究・活用し、数学を通して広く社会に貢献できる人材を育成する。
物理科学科	自然科学の根幹となる力学・電磁気学・統計熱力学・量子力学に関する理解をもとに、新領域・境界領域の物理学の開拓を目標とする教育研究を行い、物理の考え方を身に付け幅広い分野で活躍する人材を育成する。
電気電子工学科	電気・電子工学に関する広範な専門領域の基礎知識・技法の習得と、新技術領域を創造する課題探索・設定・解決能力の向上をはかる教育研究を行い、科学技術全般の発展の推進を通して社会貢献を果たす人材を育成する。
電子情報工学科	エレクトロニクス、集積回路、コンピュータ、ソフトウェア、情報通信に関する広範な専門領域において教育研究を行い、基本原理の理解と実践的研究課題を通じた技術力、問題解決能力をもって社会に貢献する人材を育成する。
機械工学科	材料、設計・生産、制御・システム、環境・エネルギー等を基礎として、多面的な視点から工学に関する教育研究を行い、最先端の研究開発を通じて実践的なスキルを身につけた人材を育成する。
ロボティクス学科	機械、電気・電子、情報、材料、人間工学など広範な分野に関する教育研究を行い、多様な先端テクノロジーに精通し、それらを統合して新しいロボット開発に生かせる問題発見能力と問題解決能力を持った人材を育成する。
都市システム工学科	安全・安心な都市システムの創造・維持・管理に必要な技術を修得するための教育・研究を行うことにより、都市システム工学に関する課題に対して主体的に問題解決を行うとともに、最新の科学技術動向を理解し、それを説明できる知識と能力を持った人材を育成する。
環境システム工学科	環境問題の分析、環境の改善・管理、および新しい環境の創造を行うための工学的手法を活用し、他分野とも連携して総合的な立場から環境問題に取り組む人材を育成する。
建築都市デザイン学科	歴史や文化のコンテクストを読み取り、地域の個性を活かしながら建築・都市文化を継承・創造する理論・方法・技術に関する教育研究を行い、建築都市デザインに関する新しいニーズおよび複合的な課題に応える人材を育成する。

4. 各科目群の教学目標

4.1 教養基礎科目

本学における教養教育は、理工学部教学の理念と目標を尊重しつつ、学部専門教育とは質的に異なる知識の習得を求めるものです。すなわち教養教育は、理工学部専門教育の知識体系と価値について、専門以外の幅広い分野から見直し、再考察するための価値観の習得を目指しています。そして幅広い教養と確固たる世界観を形成することによって、人生を生きてゆく上での指針ともなるような知性と知恵、そして価値観の獲得を目指しています。このような知的体系の習得と学部固有の専門教育とがあいまって、心身ともに均衡のとれた21世紀の地球市民を育成することを目的としています。

20世紀は、科学技術の革新と政治経済体制の劇的な変革が進行した世紀でしたが、その変革は継続しており、今世紀にも大きな変化が予想されています。学問の世界でも、人文・社会科学の諸分野のみでなく、自然科学分野でも知的体系の変化と革新が続いています。とりわけ、情報科学の進展は社会に大きな影響を与え始めました。教養教育は、こうした変革に対応するための広範な教養の獲得を目指しています。現代社会は複雑に再編され、価値観が多様化しています。このような社会にあっては、多様な課題領域を認識しうる能力や、問題発見能力の成長も促すべきです。これらの目的を達成するために、総合大学としての本学の優位性を発揮して、教養教育を実施します。

4.2 外国語科目

最先端の科学技術や高度な専門的知識を学ぶために、そして、科学技術のグローバル化が進む中でリーダーシップを発揮するためにも、理工系の学生にとって、英語の総合的・実践的運用能力を身につけることは欠かせません。

皆さんも知ってのとおり、科学技術に関する論文の多くが英語で書かれ、プレゼンテーションも英語で行われます。学問を真摯に追求するには、こういった英語で発信された情報を正しく理解する必要があります。そして、自らの研究成果を発表するときも英語で行わないと、先んじていたはずが、逆に人に先を越される悔しい結果になるかも知れません。そして、活躍の場を狭くし兼ねません。国際的な技術交流の場でも英語は必須です。将来、日本語を話さない人に技術指導をする機会もあるでしょう。インターネット上で最も多く使用されている言語も英語です。もはや「日本にいる限り、英語なんて要らないよ」などとは言っていられない時代です。英語の必要性が高まる中、使える英語を身につけることは、自らの視野と可能性を広げ、様々なことに挑戦し、人生の選択肢を増やすためにも必要不可欠です。

そこで、理工学部では、全員が1、2年生時に英語を必修科目として集中的に学習します。英語学習の多様な側面を体験し、まずは、大学での積極的な学習活動に必要な英語力（例えば、英語で書かれた文献を読む、インターネット上の英語情報を活用する、英語のニュースを理解する、英語でディスカッションする、英語で発信する等々がスムーズにできるような英語力）を養うことを目指します。英語学習の成果がより直接的に学部専門教育に活かせるよう、科学技術英語が教材に多く採り入れられています。

グローバルな視点で物事を考えられるようになるには異文化理解も大事です。そこで、3年生では、英語の他に、ドイツ語、フランス語、中国語の履修の機会も用意されています。全員が、これら4言語の中から1言語2科目履修します。

ドイツ語、フランス語、中国語を初修外国語と呼んでいます。初修外国語は、まったく初めてその言語を学ぶ人のための科目です。文化面に重点を置きながら、文法や簡単な文章読解、会話文について勉強します。

3年生の英語は、国際舞台での活躍、就職活動や将来の実務、大学院進学を視野に入れた内容になっています。

4年生用に English Diploma Course（略称 EDC）という実践型の英語コースも用意されています。EDCでは、国際的な場で活躍する技術者や研究者に不可欠な英語によるコミュニケーションスキル、プレゼンテーションスキルを培うとともに、課題設定能力、研究分析能力、問題解決能力、マネジメント能力を高めることを目標としています。

これからは、国際社会の中でいかに自己表現ができるかが自己実現の重要なポイントになります。それには、国際的精神をもつことも大事でしょう。客観的な視野も必要です。大学での外国語学習をとおして、すべての学生が自分自身に自信と誇りを持ち、国際社会の一員として積極的な役割を担うべく、胸を張って自分の目指すところに向かって大きく羽ばたいていけることを願ってやみません。

4.3 基礎専門科目

学部の高回生および大学院での高度な専門教育を学ぶうえで基本的に身につけておかなければならない科目が基礎専門科目です。基礎専門科目は、専門科目の基礎となり、その理解を円滑にするための導入科目群と、知的体系の変化、革新に対応していくために提供する自然科学の基礎科目群（生物、地学等）から構成され、導入科目は各学科の専門科目とのつながりが重要であり、それを十分に配慮したものとされています。ここでは、自然科学の基本原則の十分な理解と自然科学を学ぶ学生にとって必要な技術の向上を重点としています。また、現代的、学際的、総合的な内容も含まれています。

この科目群は、「自然系」科目、「自然総合・情報科学系」科目、「数学」、「情報処理」およびそれらの演習科目を設置しています。理工学部では、情報処理教育の重要性を踏まえて学部共通科目として位置づけ、情報処理およびその実習を含む科目を基礎専門科目としています。

科目内容は、各学科、学系の専門科目へのつながりを特に意識したものとされています。そのために基礎専門科目は、原則として学科または学系単位でクラスが編成されています。

4.4 専門科目

【数理科学科】

数学の学問領域は、それ自体の内在的興味と外部からの刺激の両方によって、絶えず拡大・発展し続けています。代数学、幾何学、解析学などの伝統的な分野も、本来の領域を核としつつ、互いに融合しあい、裾野を広げるとともに、他の諸科学（物理学、工学、情報数理、ファイナンスなど）の進歩に貢献し、またそれらの諸科学から養分を吸収しています。数学のこのような性質に対して数理科学科の専門科目は、数学の基礎的素養を身につけたうえで、さらに進んだ内容を系統的・体系的に深く学べるように構成されています。

すなわち、低回生においては諸分野共通の知識を確実に学べるように基礎的科目および少人数クラスの演習・セミナーが配置され、高回生になるに従い、理論・研究志向の学生向けには解析・代数・幾何の専門科目、応用・実践志向の学生向けには数理ファイナンスの専門科目が配置されていますので、学生毎の興味や関心に適合した専門知識を系統的に学ぶことができます。また、1～3回生を通じ各学期にコンピュータを使う科目が配置されていますので、卒業までにICT関連の基礎知識と実践的技術を無理なく修得できるようになっています。

数理科学科では、このようなカリキュラムによって、数学研究者の育成だけでなく、教育・研究界、情報処理産業界、経済界などの広い範囲からの期待に応え、数学的素養を備えた有用な人材を育てることを目標としています。

【物理科学科】

物理科学科では、低回生において力学、電磁気学、熱力学・統計力学、量子力学など物理の基礎を学ぶとともに、物理学実験やセミナー形式の科目を通じて学生自身が実験し発表することを重視した科目配置を行っています。高回生では、低回生で学んだ基礎から発展して、物理学の専門的な領域や応用分野を系統的に学習できるようにカリキュラムを構成し、基礎的研究のみならず広く科学技術分野に展開できる人材を育てていくことを目指しています。

○学科の到達目標・求める学生像

物理科学科では、「わかる物理学の教育」と「境界領域の物理学の開拓」の2点を教育と研究の基本理念とし、物理の考え方を身に付け幅広い分野で活躍できる学生を育成することを目標としています。

【電気電子工学科】

電気・電子工学が扱う広範な技術領域は、現代社会を根底から支える工学基盤そのものであり、工学全般における今後の新技術創造と新技術領域開拓において必要不可欠となる重要な技術体系です。電気電子工学科では、電気・電子工学の専門性を鑑み、将来のどのような技術的進展にも柔軟に対応できる基礎知識と応用展開力を教授する教育を目指しています。

電気電子工学科では、この広範な技術領域を修得した人材を育成するために、まず学問的基礎に注視した電気・電子工学の基本について十分に学び、そしてその応用展開を示すことができる系統的で総合的なカリキュラムを編成しています。

本カリキュラムでは、電気・電子工学の技術者として必要不可欠な素養の習得のために、基幹科目（電気電子工学関連数学、電気回路、電子回路、電磁気学）を系統的に配置しています。また本カリキュラムでは、電気・電子工学の学問的基礎を学習する「学科共通専門科目群」の他に、基本から応用展開をはかるための「電子システム」、「光システム」、「通信システム」、「電子デバイス」、「環境・エネルギーシステム」に分類された5つの「専門科目群」を提示しています。4年間の限られた勉学期間において、効果的に電気・電子工学を修得するためには、科目の系統履修のほか、「学科共通専門科目群」と自身の関心・進路を考慮して選択する「専門科目群」との重点的履修を行うことが必要です。

科目の内容を十分に理解しながら勉学するためには、専門性に対する動機、学習目的、進路設計を常に意識しつつ、計画的な履修、十分な勉強時間確保、学習内容を事前に把握するための予習、欠かさない受講、学習した内容を整理し修得するための復習、生活環境の整備、メディアセンターや情報基盤などの学内施設・設備の利用など、計画性と自己管理の行き届いた学生生活を送ることが必要です。

【電子情報工学科】

電子情報工学科では、エレクトロニクス、集積回路、コンピュータ、ソフトウェア、情報通信に関する広範な専門科目を学びます。カリキュラムは大きく分けて、電気回路、電子回路を基盤とするアナログ回路系、電磁気学、半導体工学を基盤とする物性系、論理回路、コンピュータアーキテクチャを基盤とするデジタル回路系、アルゴリズムを基盤とするソフトウェア系、情報理論を基盤とする通信系、さらに、様々な科目の基盤となる数学、様々な科目を応用・実践する実験等、からなります。学期進行に沿って基本的な科目から応用・発展的な科目まで学習するように系統化されており、先行する科目の修得が後続の科目の前提となります。また、他の系統の科目であっても相互に関連するものがあります。シラバスに記載されている関連科目や系統図をよく確認し、計画的に履修してください。基盤となる2回生までの専門科目はすべて履修し、3回生以降の科目について系統と卒業に要する単位数を考慮しつつ自身の興味や希望進路に応じて選択しましょう。

【機械工学科】

機械工学科は、広範な分野で使用される多様な機械、構造物を開発、設計、製造するための基礎となる工学であって、多岐にわたる学問内容を含み、その総合の上に成り立っています。そして、機械に対する要求がいつそう多様化かつ高度化する今日では、機械工学が関与する分野も一段と広がってきています。このような状況において、機械工学の基礎となる知識、考え方をしっかりと身につけ、その応用能力を養うことが必要です。加えて、創造的な研究能力を涵養するとともに、技術開発を行いうる柔軟なセンスを養うことも必要です。

機械工学科のカリキュラムはそのような社会的ニーズ、時代の要請に応えるべく基礎となる物理学、数学、製図など機械工学の基礎科目を学びそれらの運用能力を習得し、「材料系」、「熱・流体系」、「システム・制御系」、「生産・加工系」などの科目群を系統的に配置して、機械工学および関連する学際領域における最先端の研究に向けて高度な専門知識を学習できるように配慮した回生配当を行っています。

【ロボティクス学科】

21世紀に向けて自然と調和した経済繁栄と豊かな個人生活を支えるため、世界は知的で人にやさしい機械、すなわちロボットの出現を強く求めています。このようなロボットの実現に取り組むには、ロボットのハードウェア要素を開発しシステムに構築する能力、ロボットが自律的に高度な作業をこなす知能を実現する能力、人間とロボットを調和させる能力が要求されます。ロボティクス学科では、このような能力を修得する学科です。

ロボティクス学科では、その基本となる機械工学の基礎を学科共通科目として学習するとともに、学生個々の志向にあわせて、「ロボットシステム」、「ロボット知能」、「ヒューマンマシン」の各科目群を系統的に学習できるようにカリキュラムを編成しています。

○学科の求める学生像

機械、電気、情報、生体にまたがる幅広い知識の複合体であるロボティクスでは、まず基礎的な学力を明確な目的意識をもって修得することが不可欠です。また、ロボティクスは、新しい学問体系であり、これを学ぶ学生は常に新しいものにチャレンジしていく精神と幅広い視野が大切です。語学力や教養に裏づけされた人格を磨き、卒業時には「ヒューマンファクターもわかるメカトロニクス技術者」として活躍できるよう、しっかり勉強してください。

【都市システム工学科】

都市システム工学科では、災害のない安全で住みやすい都市のシステムを創造し、それを維持管理する能力を身につけるために、都市の計画段階から設計、施工、維持管理と連続した流れのなかで専門分野に関する知識や技術を修得し、全体の流れをまとめるマネジメント能力の育成をはかります。また、それらを学ぶ基礎として、原論的な観念や力学的な基礎、さらには社会科学の知識を身につけることができます。1回生には、「都市システム工学概論」「まちづくり演習入門」を配置して、1年間にわたって都市システム工学に関する関心を自然に身につけ、発展させていくことができるように配慮しています。また、都市のもつ文化遺産や文化財も含めた広い意味でのインフラストラクチャー（社会基盤）の形成、維持管理のために必要な知識と能力を修得することができるよう、都市システム工学に関するさまざまな分野の専門科目を配置しています。

○学科の学習・教育目標

以下の素養を涵養し能力を育むことを目標とします。

- (A) 科学技術を社会的な連関のなかで捉えられる諸科学の素養
- (B) 理工系基礎科学ならびに情報科学に関する学力と情報処理能力
- (C) 都市システム工学に関する専門分野の基礎知識を十分に身につけ、主体的に問題解決を行う能力
 - (C-1) 都市システム工学に関する応用数学の基礎知識
 - (C-2) 都市システム工学に関する主要な専門分野の基礎知識
 - (C-3) 技術者倫理を含む都市システム工学に関する専門分野の幅広い知識と応用能力
 - (C-4) 最新の科学技術動向を自主的、継続的に学ぶ能力
 - (C-5) 計画的に仕事を進め、結果を解析し、問題を解決する能力
 - (C-6) 専門分野の知識を総合して主体的に問題を探求し、組み立て、解決する能力
- (D) 最新の科学技術動向を理解し、それを説明できる十分なコミュニケーション能力

【環境システム工学科】

いま、人間の社会活動と自然環境の調和をはかり、新しい視点から環境創造、環境管理を進めていくことが強く求められています。そして、この問題に取り組む人材には、環境科学や社会科学とシステム論の基礎を理解し、「環境をシステムとして分析し、モデル化できる能力」、「自然環境との調和をはかった政策立案・計画能力」、「情報処理能力・管理能力」などが求められています。さらに、地球環境問題に取り組むためには、十分な語学運用能力と国際的な視野も必要といえるでしょう。

環境システム工学科は、こうした社会要請を充たし、総合的な立場から環境問題に取り組んでいける技術者としての能力を養います。その目標達成のために、力学、環境工学、都市計画などの工学基礎を身につけた上で、環境動態解析、環境保全技術、リスク評価、物質・エネルギー循環などの環境システム工学分野、また社会科学分野を含む環境複合領域の諸科学を系統的に学習できるよう、カリキュラムを編成しています。こうした取り組みを通じて、ひとつには地球環境の保全と改善に貢献する ODA 分野、行政や企業の環境管理分野、都市や地域の計画・管理分野、エコビジネス分野など幅広い領域に人材を送り出すことを目的としています。

○学科の学習・教育目標

- (A) 科学技術や歴史・文化を社会的な連関のなかで捉えられる諸科学の素養
- (B) 理工系基礎科学と情報科学に関する学力と情報処理能力
- (C) 環境システム工学分野の基礎知識を十分に身につけ、主体的に問題解決を行なう能力
- (D) 最新の科学技術動向を理解し、それを説明できる十分なコミュニケーション能力
- (E) 環境問題を解析し、環境の改善・管理を行い、新しい環境を創造する能力
- (F) 環境複合領域を総合的に理解し考察する能力

【建築都市デザイン学科】

建築都市デザイン学科では、美しく健全な国土の実現を目指し、人に身近な「建築」と、その総合的環境である「都市」をデザインすることができる能力を身につけるために、設計製図、歴史・意匠、都市・ランドスケープ、建築計画・法規、環境・設備、構造、建築材料・生産施工といった各専門領域を統合する教育を行い、「建築」「都市」を創造する能力の育成を図ります。1回生から、各専門領域において選択必修科目を配置し、それぞれの専門領域を系統的に履修することができるよう配慮しています。

○学科の到達目標

- (A) 建築・都市に関する歴史や文化のコンテクストを読み取り、地域の個性を生かしながら建築・都市文化を継承・創造する理論と方法の理解
- (B) 世代を超えて引き継がれるストックとなりうる建築・都市を創生するための企画・計画・設計能力の習得
- (C) 自然と共生する建築・都市・ランドスケープデザイン技術の習得
- (D) 環境負荷低減のためのエネルギー技術、施工技術の習得
- (E) 現代社会に適合するための建築生産・建築運用・保全技術の習得
- (F) 長寿命・高耐久型の建築構造設計技術と建築構法技術の習得

4.5 小集団教育科目

本学は、「自主的・集団的学習の活性化」、「学問観の形成と学習スタイルの確立」、「自治能力の涵養」などを目標とした小集団教育を継続しており、本学教育システムの重要な特徴のひとつとなっています。

理工学部では、これらの目標を達成するために、「学科分野の概要」、「基礎学力の養成」、「科学的基礎概念の理解」、「現代的課題の認識」などの内容を、専門科目や基礎専門科目として設置し教育しています。また、「学園通信」の説明や討議、自治活動の討議などにも一定の時間をとって、「自主的・集団的学習の活性化」、「自治能力の涵養」に役立てています。さらに、修得した学力を、文章、発表、討論・ディベートなどで表現できるよう「自己表現力の養成」にも力を入れています。

【小集団科目】（1回生配当科目）

もっとも重要な導入期教育として、学科の概要を現代的課題と関連づけながら教育する「概論」的な科目と、基礎学力の養成を通じて科学的基礎概念の定着をはかる「基礎専門演習」的な科目で構成することを原則としています。これらの教育から、ティーチングアシスタントなどの補助・協力も得て、自主的な勉学意欲を引き出すことを目指しています。

また、クラス単位の行事や討議を通じて、「自主的・集団的学習の活性化」や「自治能力の涵養」などの達成が図られます。

新入生歓迎の行事等では上回生オリターが援助・指導を分担しています。

2～3回生には、小集団科目に準ずる科目として、演習、実験などが配置されており、小集団教育に準ずる諸活動の場となっています。

※小集団科目の一覧は理工学部の「履修・登録の手引き」を参照してください。

【卒業研究】（4回生配当科目）

「卒業研究」は、4年間の教育のまとめとして、また、小集団教育が結実する場として認定されており必修科目です。教員の研究室に配属され、教員の指導や大学院生の協力のもと、特定の研究テーマについて研究を行いますので、最先端の研究に自らも参加できる機会を得ることができます。「卒業研究」を進めていく過程で、「自主的な学習能力」や「自己表現能力」が養成され、人間としての大きな成長も期待されています。

4.6 デザイン型 （創成型）科目

講義科目等で修得した専門知識を応用し、さまざまな実践的な課題に取り組むことを通じて、学習者自身の創造性を涵養することを目的として、各学科の1～2回生専門科目に「デザイン型科目」として配置しています。この科目では、基礎学力のみならず応用力や実践力の養成についても力が注がれています。

4.7 自由科目

理工学部の各学科は、それぞれの学科到達目標に対応した独自の教育プログラムを有しており、それらの系統履修を前提として最低限の卒業に必要な単位数を設定しています。それらは、教養基礎科目、基礎専門科目、専門科目に分類されており、豊かな教養を身につけたうえで学部および学科の専門性を身につけることができるように設定されています。

これらのプログラムからはずれるものの、各人の自由な学びによって個々の学生の個性を尊重し、その成長が見込まれる科目群を「自由科目」として設定しています。

自由科目は、卒業に必要な単位数として含まれませんので気をつけてください。

【リメディアル科目】

リメディアル科目は、多くの学生が共通的に理解不足となっている部分や盲点となっている部分が重点的に授業内容として取り込まれています。高校教育と基礎専門の接続性を強化したものとされています。

「数学基礎」と「物理基礎」の2科目がリメディアル科目として置かれ、1回生の自由科目です。

Ⅱ. 本学での履修

1. 大学からの各種連絡について
2. セメスター（学期）
3. 単位の考え方
4. 授業
5. 公欠・公欠以外の授業配慮について
6. 開講科目
7. 受講登録
8. 試験
9. 成績および単位授与・認定
10. manaba+R の利用について
11. QRコードシールの利用について
12. 学生への援助制度について
13. 台風等により交通機関が不通となった場合の
授業の取り扱いについて

1. 大学からの各種連絡について

本学では、定期試験・レポート試験の情報、学修要覧・配布用授業時間割等の訂正、各種ガイダンスの実施、学生呼び出しなどの諸連絡は、CAMPUS WEB と事務室掲示板への「掲示」を基本としています。休講・補講、教室変更は、CAMPUS WEB (<http://www.ritsumei.ac.jp/infostudents/>) を通じて連絡します。数日間にわたって登校できない場合には、「掲示」されている諸連絡について友人同士でお互いに連絡し合うなどの工夫をしてください。

なお、内容によっては、「Web MAIL」、「ホームページ」（下記に URL を記載）で連絡を行うことがありますので、必ずあわせて確認してください。

電話での問い合わせは受け付けていません。緊急時以外は電話での問い合わせは控えてください。

● 理工学部からのお知らせ

理工学部からのお知らせについては、理工学部掲示板（学びステーション前）および CAMPUS WEB、理工学部ホームページ (<http://www.ritsumei.ac.jp/se2012/>) に掲載しています。

● 閉講科目に関するお知らせ等について

専門科目などの閉講科目のお知らせ等については、ガイダンスで配布する「履修・登録の手引き」にも掲載しますので、学修要覧に掲載されている内容とあわせて必ず確認してください。

なお、4月以降に閉講科目が発生した場合は CAMPUS WEB を通じて連絡されますので適宜確認してください。

2. セメスター（学期）

セメスターとは学期のことで、本学では、1年間で2つのセメスターに分けています。

4月1日から9月25日までを前期セメスター、9月26日から3月31日までを後期セメスターとして位置付け、その中で各15週、年間30週の授業を実施しています。

3. 単位の考え方

3.1 単位制とは

大学における学修は、大学設置基準に定められた単位制に基づいて行われています。単位制とは、各回生に配当している授業科目を登録・履修し、試験等に合格することにより、修業年限中に卒業に必要な単位を修得していく制度のことです。

3.2 単位とは

単位とは、1つの授業科目の学修に必要な時間を表す基準であり、1単位は教室での授業を行う時間（15時間）と教室外で予習・復習を行う時間（30時間）をあわせた45時間（1時間＝60分）で設定しています。授業を受講するだけでなく、予習・復習を行うことが、単位を修得するための重要な要素であることを理解して学修を進めてください。

3.3 授業時間と単位

本学では、週1回あたりの授業は90分を基本としており、制度上90分授業を120分授業とみなしています。そのため、2単位の授業科目は、毎週1回90分の授業を、1セメスターに15週実施し、それに予習および復習時間を合わせて、2単位分の学修をしたと認めています。

※実験・実習など、科目の授業方法によっては予習・復習の時間構成が異なることがあります。

3.4 単位の修得

単位の修得には、次の①と②を満たすことが必要です。

- ①各年度に開講される授業科目に対して、受講登録を行うこと。
 - ②登録した授業科目を履修し、予習・復習を含めた学修に対して評価（定期試験・レポート試験・平常点評価）を受け、合格の評価を得ること。
- ※各授業科目の評価方法は、シラバスに記載されています。

4. 授業

4.1 授業の開講期間

開講期間	開講方法
通年	1年間を通して開講する授業
前期	前期セメスターに開講する授業
後期	後期セメスターに開講する授業
夏期集中	夏期休暇の定められた期間に、連続した日程と時限で開講する授業
前期集中	前期セメスターに週2回以上開講する授業
後期集中	後期セメスターに週2回以上開講する授業

4.2 授業日

本学では、基本的に月曜日から金曜日間に授業を実施します。ただし、夏期集中講義の場合や暦の関係で不足する曜日の授業は、土曜日や祝日に行う場合があります。

4.3 休講および補講

授業担当者が病気などで出講できない場合には、休講の措置をとることがあります。休講となった授業については、原則として補講を行います。休講・補講の情報は CAMPUS WEB の「授業通知」を確認してください。

○統一補講日について

「統一補講日」は、前期・後期それぞれ5日間（年間10日間）設けられています。これらの日は補講授業が集中的に実施される日ですから、統一補講日は通常の授業日とほとんど同じ日だと理解し、この日に旅行等個人的な予定を入れないようあらかじめ十分注意してください。

統一補講日に実施される補講授業の時間割は、概ね2週間前に CAMPUS WEB で告知します。統一補講日に実施される補講の授業に出席しようとして、他の補講と時間割が重なった場合、どちらの授業に出席すべきかどうかは、自分自身で判断してください。補講の授業時間割が重なって他の補講を欠席せざるをえない場合は、事前に理工学部事務室に相談してください。

5. 公欠・公欠以外の授業配慮について

5.1 大学が授業の欠席を認める場合

I. 「公欠」の対象

1. 正課として設置している資格課程科目の実習のために、授業を欠席する場合
 - ①「教育実習」
 - ②「介護等体験」
 - ③「社会福祉援助現場実習」
 - ④「日本語教育実習」
 - ⑤「博物館実習」
2. 「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」にもとづき学生が裁判員としての任務を果たす場合
3. 上記に準じて特段の取り扱いが必要である場合

II. 「公欠」による授業の取り扱い

大学は、「公欠」によって成績評価上の不利益をうけないよう、以下のとおり取り扱います。

- ①欠席扱いとしない（出席を必要とする日数に参入しない）。

②授業内容については次のことを行います。

- ・ 授業で配布した資料の配布
- ・ 授業範囲の確認および授業ポイントの説明
- ・ 自習内容の指示
- ・ その他授業期間中のレポートや小テスト等を実施された場合の代替措置など、授業にかかわる指導・援助

Ⅲ. 「公欠」の手続き

1. 資格課程科目の実習期間が明記された受け入れ先、公的機関からの証明等正式書類を所属学部・研究科事務室に持参してください。
2. 所属学部・研究科事務室では、日程を確認の上、所定の「公欠届」（学部長印を押印したもの）を交付します。
3. 交付された「公欠届」は、学生が直接授業担当者に手渡してください。

「公欠」以外に、忌引き（配偶者および2親等内の親族）、災害により授業を欠席した場合は、配慮を行いません。「公欠」と異なるため、欠席となりますが、学生が下記を証明する書類（死亡に関する公的証明書、被災証明書）（写し可）を直接授業担当者に持参して配慮を申し出てください。

この場合は、学生が学ぶべき内容について円滑に学習ができるよう、授業担当者は可能な限り次のことを行います。

- ・ 授業で配布した資料の配布
- ・ 授業範囲の確認および授業ポイントの説明
- ・ 自習内容の指示
- ・ その他授業期間中のレポートや小テスト等を実施された場合の代替措置など、授業にかかわる指導・援助

5.2 「公欠」以外の授業配慮

5.3 学校保健安全法に定められた学校感染症に罹患した場合

1. 学校保健安全法に定められた学校感染症に罹患した場合、本学では、以下の通り取り扱います。

学校感染症に罹患した場合は、「学校保健安全法」「学校保健安全法施行規則」「立命館大学授業に関する規程」に基づき、学長が「出席停止」を命じます。

2. 「出席停止」となった学生の大学への届出について（手続きを行うべきこと）

- ① 「出席停止」となった学生は、治癒後に医療機関より「立命館大学 感染症治癒証明書」の交付を受け、所属キャンパスの保健センターに届け出てください。
- ② 保健センターでは、学校感染症の治癒を証明する「立命館大学学校感染症治癒証明書（写）」を発行します。
- ③ 学生は、「立命館大学学校感染症治癒証明書（写）」を所属学部・研究科事務室に持参し、「学校感染症に伴う出席停止 期間証明書」の申請手続きを行ってください。
- ④ 所属学部・研究科事務室では、学生の授業科目・担当者・時間割を確認したうえで、「学校感染症に伴う出席停止期間 証明書」（学長印を押印したもの）を交付します。
- ⑤ 「学校感染症に伴う出席停止期間証明書」の交付を受けた学生は、証明書を直接授業担当者に手渡してください。
- ⑥ 定期試験・追試験については、現行どおり「立命館大学定期試験規程」に基づいて取り扱います。
 - (a) 感染症罹患期間が開講期間の授業日と定期試験にまたがる場合：「立命館大学 感染症治癒証明書」を提出してください。定期試験受験日から3日以内に手続きができない場合は、理工学部事務室に相談してください。
 - (b) 感染症罹患期間が定期試験・追試験期間となる場合：「診断書」を提出してください。定期試験受験日から3日以内に手続きが出来ない場合は、理工学部事務室に相談してください。

3. 「出席停止」となった場合の授業の取り扱い

学校感染症に罹患し「出席停止」となった場合でも、「公欠」とはなりません。しかし、学生が学ぶべき内容について円滑に学習ができるよう、授業担当者は可能な限り次のことを行います。

- ・授業で配布した資料の配布
- ・授業範囲の確認および授業ポイントの説明
- ・自習内容の指示
- ・その他授業期間中のレポートや小テスト等を実施された場合の代替措置など、授業にかかわる指導・援助

4. 学校保健安全法に定められた学校感染症に罹患し、罹患が判明した時点で連絡を必要とする場合

学校感染症のうち、以下の病気に罹患した場合は、感染拡大を防止の措置を講じる必要があるため、罹患が判明した時点で、理工学部事務室に連絡をしてください。連絡を必要とする感染症の種類は、厚生労働省の届出感染症基準に基づいています。

- ①第一種感染症（エボラ出血熱、ペスト、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ熱、痘そう、ラッサ熱、南米出血熱、急性灰白骨髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症）
- ②上記以外（麻疹、風疹、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス）

本学では、学生が学校保健安全法に定められた学校感染症に罹患した場合は、上記の取り扱いとしますが、罹患者が多く学生・教職員の安全・感染拡大を防ぐために大学として「公欠」とする決定を行う場合があります。この場合は、別途、学生に取り扱いをお知らせします。

※ウェブページ

CAMPUS WEBの『学びのサポート』から「感染症に罹患したら」をクリック

5.4 学校保健安全法に定められた学校感染症で「公欠」とする場合

6. 開講科目

開講科目は、教養基礎科目（外国語科目を含む）、基礎専門科目、専門科目、自由科目に分かれており、それぞれの科目分野で卒業に必要な単位数が定められています（自由科目を除く）。各科目分野の教育目的と配置されている科目をよく理解して、学修を進めてください。詳細は「履修の方法と履修モデル」（P.28 参照）を参照してください。

【履修にあたって留意すべき授業科目】

科目区分	科目区分の説明
必修科目	必ず履修し、単位を修得しなければ卒業できない科目
選択必修科目	指定された科目群から決められた科目数以上または単位数以上を修得しなければ卒業できない科目
履修指定科目	配当されている回生で必ず受講登録しなければならない科目。単位を修得できなくとも卒業できる。

7. 受講登録

7.1 受講登録とは

単位を修得するためには、受講する授業科目を登録（受講登録）する必要があります。シラバス（下記 7.6 参照）で内容などを確認しながら、登録する授業科目を選びます。受講登録をしていない授業科目は、受講ならびに成績評価を受けられず単位を修得することができません。また、合格の成績評価を得た授業科目は、原則として再度履修することはできません。

受講登録は、指定した期間内のみ受け付けますので、必ず期間内に手続を行ってください。登録は、インターネット（CAMPUS WEB）を利用します。CAMPUS WEB のログインには、RAINBOW ID（* 1）とパスワードが必要です。授業科目ごとに付番して

いる番号（授業コード）、開講期間、曜日・時限など間違いがないよう確実に手続を行ってください。

(*1) 立命館大学内の情報ネットワークシステムをRAINBOWと呼び、RAINBOW ID とパスワードは入学時に全員に発行します。

【留学から帰国した場合の受講登録について】

本学のセメスター開始日までに帰国し、所定の手続を終えた場合は、当該セメスター科目を受講登録することが可能です。しかし、本学のセメスター開始日を過ぎて帰国した場合は、当該セメスターに開講される科目を受講登録することはできません。ただし、その場合でも、第1回目の授業から受講できる科目などは、受講を認める場合もありますので、理工学部事務室で確認してください。

7.2 理工学部の年間受講登録制限単位数

教養基礎科目+基礎専門科目+専門科目	自由科目
年間 46 単位以下	制限なし

※年間受講登録制限単位数は、全回生共通して、年間 46 単位です。

※前期に不合格（F評価）となった科目の単位数も年間受講登録制限単位数に含まれますので、後期修正登録の際に注意してください。

※自由科目は GPA に算入されません。

7.3 受講登録年間の流れ

※詳細な日程は、学部掲示板または CAMPUS WEB、ホームページで確認してください。

期間	時期	受講登録種類
前期セメスター	4月上旬	抽選科目抽選結果発表・抽選科目登録
	4月上旬	前期本登録・時間割確認期間（全員）
	4月下旬	前期受講辞退・時間割確認期間
後期セメスター	9月下旬	後期修正登録
	10月下旬	後期受講辞退・時間割確認期間

※年間の流れが変わる場合は、CAMPUS WEB 等を通じて連絡します。

①抽選科目登録・別途募集（4月）

受講者数に定員がある授業科目について、受講本登録よりも前に登録を受け付け、抽選によって受講を許可します。したがって、受講が許可された後に辞退することはできません。受講が許可された場合は、自動的に登録されるので、あらためて受講登録を行なう必要はありません。

※「別途募集」について

都市システム工学科・環境システム工学科の科目は、抽選科目登録とは別に、受講本登録よりも前に別途申請をしなければならない科目があります。申請の日程や方法なども抽選科目登録とは異なりますので、理工学部の指示に従い手続きしてください。

②前期本登録

抽選科目登録授業を除く、受講したいすべての授業科目を登録します。

なお、受講を希望する後期の教養基礎科目も、できるだけ前期の受講本登録期間に受講登録してください（前期の受講辞退期間が終了した時点で、受講者多数となった後期の教養基礎科目については、後期受講登録修正期間で追加の受講登録を認めない場合があります）。

③前期受講辞退、後期受講辞退

前期・後期セメスター開講後、一定期間（約1か月）が経過した時点で、すでに登録している授業科目の受講を辞退することができます。ただし、受講辞退を認めていない授業科目もありますので、各自で確認するようにしてください。なお、受講辞退した授業科目は GPA の算出（P.21 参照）の際には除外されます。

④後期修正登録

後期セメスター開講後に、履修計画が変更になった場合、年間受講登録制限単位数を超えない範囲で後期セメスターの授業を変更（追加登録・登録取消）することを認めています。なお、年間受講登録制限単位数には、前期に不合格（F評価）となった科目の単位数も含まれます。

また、前期の受講辞退期間が終了した時点で、受講者多数となった後期の教養基礎科目については、後期登録修正期間で追加の受講登録を認めない場合があります。

7.4 時間割の確認

CAMPUS WEB で登録が受け付けられていても、エラー等で受講が許可されていない場合もありますので、CAMPUS WEB 等で各自で受講登録の内容を確認してください。

7.5 卒業見込

「卒業見込」とは、4 回生以上で、「前年度までの修得済単位数」と「今年度の受講登録単位数（修得予定の単位数）」の合計が、必修外国語科目、卒業研究等の必修科目、選択必修科目、各分野（教養基礎科目、基礎専門科目、専門科目など）の所定の単位数を満たし、かつ卒業に必要な単位数を満たしている状態を指します。CAMPUS WEB を通じてお知らせしますので、各自で確認してください。なお、「卒業見込」の状態である時のみ、卒業見込証明書を発行することが可能です。

※各学科の「卒業に必要な単位数」は、P.28 を参照してください。

7.6 シラバス

シラバスには、以下の内容を掲載していますので、受講登録を行う前や授業を受ける前には、内容を確認するようにしてください。内容を印刷することもできます。

なお、受講登録が完了した後は、manaba+R (P.22 参照) からシラバスを閲覧することができます。

シラバス：CAMPUS WEB の『学びのサポート』から「シラバス」をクリック

8. 試験

8.1 定期試験

大学における試験は、学生の自主的な学修を基本とし、日頃の学修の到達点を確認する非常に重要なものです。そのため、本学では試験について厳正に執行しています。試験における不正行為は、自らの学修権を放棄し、大学で学ぶ資格を失う行為であると考え、「学生懲戒規程」に基づき退学・停学処分に加えて、当該試験科目あるいは当該学期定期試験の全受験科目を無効とし「F」評価とするなど厳しい措置を取っています（GPA に算入します）。

なお、次の行為は、不正行為として厳しい措置をとります。

- ①答案の見せ合い
- ②答案の交換
- ③カンニングペーパーの所持および使用
- ④持ち込みを許可していないノート、参考書、辞書等の使用
- ⑤携帯電話、パソコン、電子辞書、その他情報通信機器の使用
- ⑥所持品や机上等へ事前書き込みと使用
- ⑦話し合い、覗き見
- ⑧替え玉受験
- ⑨答案や出席表への偽名記入、または故意による答案無記名
- ⑩持帰りまたは破棄などによる答案の不提出
- ⑪答案作成に関して、試験監督者の指示に従わない場合
- ⑫その他、公正な試験の実施を阻害すると認められる行為を行った場合

【持ち込み許可物件について】

* 持ち込み許可物件が「自由」となっている科目でも、携帯電話・パソコン・電子辞書・その他情報通信機器は使用できません。また、持ち込み許可物件「辞書」の科目でも、電子辞書は使用できません。これらの機器の利用は不正行為になります。使用を許可する場合は、別途案内します。

* 持ち込み許可物件が「許可六法」の科目の場合、次の①～⑤の点に注意してください。

- ①定期試験において持ち込みが許可されている六法は指定されています。詳細は学部掲示板または CAMPUS WEB で確認してください。
- ②持ち込み許可された六法であっても、字句の書き込みがあるものは持ち込みできません。ただし、ライン、マーカー、○印、レ印の場合は当該六法の使用を許可します。
- ③別冊付録（補遺・追補・追録等）の持ち込みは許可しません。

- ④付箋（ポストイットなど）や資料挟み込みは禁止します。ただし許可六法に付属しているインデックスシールは可とします。
- ⑤許可六法の複数冊の持ち込みは許可しません。

【定期試験の受験について】

- * 定期試験時間割は、授業時間割と時間帯が異なります。
- * 試験会場において、携帯電話を時計代わりに使用することは認めておらず、必ず電源を切る必要があります。これに反した場合は不正行為に準じて取り扱うことがあります。
- * 受験に際しては、学生証が必要です。万一、学生証を忘れた場合は、事前に学びステーションに届け出て指示をうけてください。
- * 開始時刻から 20 分を超えて遅刻した場合は、受験資格を失います。
開始後 30 分以上経過し監督者が認めた場合、途中で退出することができます。ただし、30 分以上経過しても途中退出できない科目もありますので、定期試験時間割で確認してください。

8.2 追試験

次の表に定めるやむをえない理由で定期試験を受験できなかった場合には、**1 セメスターにつき 5 科目まで**追試験の受験を認めることがあります。原則として、学びステーションに当該科目の定期試験実施日より前に申請してください。ただし、やむを得ない事情により、事後となる場合は当該科目の**試験日を含めて 3 日以内**に学びステーションに申請し、許可を得てください(申請受付は学びステーション開室日・時間に従います)。具体的な申請受付・追試験日程等は、各セメスターの試験掲示 (CAMPUS WEB 等) で確認してください。なお、追試験が認められた場合、追試験手数料(1 科目につき 1000 円)が必要となります。

不受験理由	必要な証明および届出の内容
本人の病気 忌引き (2 親等内の血族または姻族)	医師の診断書 (試験日を含むもの) 死亡に関する公的証明書 (死亡日から起算して 1 親等 (父母等) は日祝日を含め 7 日以内、2 親等 (兄弟姉妹、祖父母等) は日祝日を含め 5 日以内を適用期間とする)
災害	被災証明書
就職試験	就職試験に関する公的証明書 (指定用紙はキャリアオフィスにて配布)
教育実習	教育実習に関する不受験届
介護等体験	介護等体験に関する不受験届
時刻表にもとづき運行される公共交通機関の延着	20 分を超える延着時間が記載された交通機関の延着証明
課外活動	事前届出に対し学生生活会議の議を経て、教授会で判断する
裁判員制度	呼出状
その他やむをえない事由	事前届出に対し教授会で判断する

8.3 レポート試験

大学では、レポート・小論文や各種課題などの提出が求められることがあります。授業中に提出を求められるレポート等のほか、「レポート試験」としてレポートや論文等成果物を提出することで成績評価を認定する授業があります。レポート・小論文を作成するにあたっては、他の人が書いた文献などを参考文献として利用することが必要となりますが、それらは、他者の所有物であり、論文執筆のルールに従って「引用」として掲載し、出典元を明記する必要があります。勝手にレポート・小論文等成果物に引用することは著作権法に違反することになります。また、インターネットで安易に情報を検索して、掲載することは、誤った情報を根拠なく利用することにもつながります。レポートや論文等作成する場合は、上記の点に留意し、「感想文」ではなく、これまでの研究成果や根拠に基づいて、自分の考え方や評価を述べなければなりません。

- ※レポート・論文執筆のしかたは、理工学部の「履修・登録の手引き」を参照してください。
- ※レポートの提出期間や提出場所については、定期試験時間割発表日以降に CAMPUS WEB で通知されます。

9. 成績および単位授与・認定

9.1 成績評価

成績評価は、シラバスに記載されている成績評価方法に従って行われます。合格した科目は評価のいかんに関わらず、取り消すことや再度受講登録することはできません。

〈成績表示〉

A+	所期の学習目標をほぼ完全に達成するか、または傑出した水準に達している。 100点法では90点以上に対応する。
A	問題はあがるが、所期の学習目標を相応に達成している。 80～89点に対応。
B	誤りや不十分な点があるが、所期の学習目標を相応に達成している。 70～79点に対応。
C	所期の学習目標の最低限は満たしている。 60～69点に対応。
F	単位を与えるためにはさらに勉強が必要である。 60点未満に対応。

- ①「A+」「A」「B」「C」を合格とし、所定の単位を授与します。
- ②「F」は不合格です。不合格科目については、当該年度の成績通知表にのみ記載され、成績証明書にも次年度の成績通知表にも記載されません。
- ③成績を段階表示することになじまない科目については、合格を「P」、不合格を「F」とします。
- ④編入学、転入学、海外留学、単位互換制度などにより、本学以外の大学等で修得した科目を本学で認定する場合は、「N」（認定）で表示します。詳細は理工学部事務室で確認してください。

【GPA (Grade Point Average) について】

GPAとは成績評価を数値化したものです。本学独自の換算方法で数値化されており、学内で行われる様々な選考の基準として使用しています。GPAは、成績通知表には記載されませんが、成績証明書には記載されません。

〈本学の換算方法〉

$$5 \times \text{「A+」修得単位数} + 4 \times \text{「A」修得単位数} + 3 \times \text{「B」修得単位数} + 2 \times \text{「C」修得単位数} \\ \text{総登録単位数} - \text{「P」修得単位数}$$

※小数点第3位を四捨五入し小数点第2位で丸める。

- * 要卒単位外の科目や成績評価が「N」評価の科目は、GPA計算に算入しません。
- * 副専攻科目は、各コース修了に必要なパッケージ単位数を満たしていない場合でも、GPAを算出する際には、それぞれの科目の成績として算入します。

9.2 単位授与の時期

単位授与の時期は、下表の通り、科目が開講されるSemesterにより異なります。なお、単位授与されるには、下表の単位授与時期に、「在学」または「留学」中である必要があります（「休学」中の場合は、単位授与されません）。

科目開講時期	時 期
前 期	前期Semester末
夏期集中	後期Semester末
後 期	後期Semester末
通 年	後期Semester末

9.3 他大学等で修得した単位の認定

- ①海外留学や単位互換制度等他大学で修得した単位は60単位を超えない範囲で、本学における卒業に必要な単位として認めることがあります。なお、60単位の上限は、個々の制度・プログラム毎ではなく、他大学等で修得した単位全体の上限となりますので、注意してください。
- ②入学前に修得した単位を認定された場合は、①と合わせて60単位が上限となります。
※詳細は理工学部事務室にお問合せください。
- ③留学先で修得した単位は、帰国後に「留学終了届」と「単位認定願および単位認定書」を理工学部事務室に提出したSemester末に単位認定されます。

9.4 成績発表

セメスター末ごとに開催する成績発表・履修ガイダンスにおいて、成績通知表を交付します。単位の修得状況を確認の上、次のセメスター（次年度）の履修計画を立ててください。また、成績通知表は、毎年4月頃と10月頃に父母（保証人）宛に郵送します。

9.5 成績確認制度

成績発表後、次の①～④に該当する科目については、「成績確認制度」に基づき、成績評価を確認することができます。

- ①受講登録をしたが、成績評価の記載がない科目
- ②受講登録をしていなかったが、成績評価が記載されている科目
- ③シラバスにある成績評価基準を満たしていなかったが、有効評価（「A+」「A」「B」「C」）と記載されている科目
- ④受講登録し、シラバスにある成績評価基準を満たしたが、「F」評価となった科目

【申請方法】

成績発表日を含めて**3日以内（土・日・祝日を除く）**に、申請書（理工学部事務室にて配布）を事務室に提出してください。

※申請の対象となる要件を満たしていないと判断された場合、申請が却下されることがあります。

※本制度は、成績評価を確認することを目的とするものであり、異議申し立てに応じるものではありません。

10. manaba+R の利用について

本学では、授業内外の学習を Web 上で支援する「manaba+R」というシステムを導入しています。manaba+R は、科目ごとに、電子掲示板機能、レジュメの掲載・ダウンロード機能、小テスト機能などを持ち、授業で幅広く利用できます。授業科目により利用方法が異なりますので、授業担当教員の指示に従ってください。

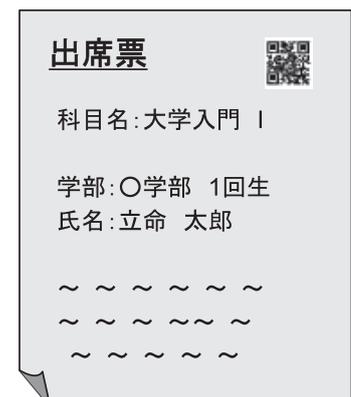
※詳細は、学び支援ハンドブックを参照してください。

11. QRコードシールの利用について

- ・個人情報（学生証番号、氏名）のデータをシールにしたものです。個人情報が入っているので紛失や友達と交換などしないよう、厳重に管理してください。
 - ・QRコードシールは授業の出席の確認をする際に利用しますので、常に携帯してください。
 - ・全て使い切ったときは、学びステーション（プリズムハウス1階）で再発行できます。なお、再発行には学生証が必要です。
 - ・学生証番号が変わらない限り、過年度のQRコードシールも使用可能です。
- ※詳細は、学び支援ハンドブックを参照してください。



【QRコード利用例】



12. 学生への援助制度について

12.1 小集団教育推進補助費

小集団科目では、自主的・集団的な学習活動で必要となる物品の購入費用、フィールドワーク時の交通費などを補助する制度として、小集団教育推進補助費があります。補助を受けるためには、年度始めの定められた期間に各クラスで会計担当責任者を選出して、理工学部事務室に登録する必要があります。詳細は、理工学部事務室にお問い合わせください。

12.2 自主ゼミ援助制度

授業（正課）や課外で学んだことをさらに発展させ、その研究成果をまとめていくため、理工学部内のメンバーで組織された学習グループ（自主ゼミ）に対してさまざまな援助を行う制度です。自主ゼミとして認められるには、理工学部事務室に登録する必要があります。詳細は、理工学部事務室にお問い合わせください。

13. 台風等により交通機関が不通となった場合の授業の取り扱いについて

13.1 交通機関が不通となった場合の授業の取扱

交通機関が不通となった場合の授業の取扱いは、下表のとおりとする。

『衣笠キャンパスおよび朱雀キャンパスの場合』

休講とする場合	次のいずれかに該当する場合。 1 京都市営バスが全面的に不通の場合。なお、16時の時点で運行を再開していない場合は全時限休講とする。 2 京都市営バスが運行中であっても、京都市内乗入れのJR西日本（大阪一草津間）、阪急、京阪、近鉄の4交通機関のうち、3交通機関以上が不通の場合。なお、15時の時点で4交通機関のうち2交通機関以上が運行を再開していない場合は全時限休講とする。										
交通機関の運行再開に伴う授業の実施	1 市内乗入れのJR西日本（大阪一草津間）、阪急、京阪、近鉄の4交通機関のうち2交通機関以上が運行中または運行を再開し、京都市営バスが運行を再開した場合は、京都市営バスの運行再開時刻にもとづき、次の通り授業を開始する。 <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 2px 5px;">運行再開時刻</th> <th style="padding: 2px 5px;">授業実施時限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">7:10まで</td> <td style="padding: 2px 5px;">第1時限</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">11:00まで</td> <td style="padding: 2px 5px;">第3時限</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">13:00まで</td> <td style="padding: 2px 5px;">第4時限</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">16:00まで</td> <td style="padding: 2px 5px;">第6時限</td> </tr> </tbody> </table>	運行再開時刻	授業実施時限	7:10まで	第1時限	11:00まで	第3時限	13:00まで	第4時限	16:00まで	第6時限
運行再開時刻	授業実施時限										
7:10まで	第1時限										
11:00まで	第3時限										
13:00まで	第4時限										
16:00まで	第6時限										
	2 京都市営バスが運行中または運行を再開し、市内乗入れのJR西日本、阪急、京阪、近鉄の4交通機関のうち、2交通機関以上が運行を再開した場合は、4交通機関のうち2交通機関以上の運行再開時刻にもとづき、次の通り授業を開始する。 <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 2px 5px;">運行再開時刻</th> <th style="padding: 2px 5px;">授業実施時限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">6:30まで</td> <td style="padding: 2px 5px;">第1時限</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">10:00まで</td> <td style="padding: 2px 5px;">第3時限</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">12:00まで</td> <td style="padding: 2px 5px;">第4時限</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">15:00まで</td> <td style="padding: 2px 5px;">第6時限</td> </tr> </tbody> </table>	運行再開時刻	授業実施時限	6:30まで	第1時限	10:00まで	第3時限	12:00まで	第4時限	15:00まで	第6時限
運行再開時刻	授業実施時限										
6:30まで	第1時限										
10:00まで	第3時限										
12:00まで	第4時限										
15:00まで	第6時限										
	3 連続時限で実施している授業については、途中時限からの授業開始は行わない。										

『びわこ・くさつキャンパスの場合』

休講とする場合	次のいずれかに該当する場合。 1 近江鉄道バス（南草津駅—キャンパス間）が不通の場合。なお、16時30分の時点で運行を再開していない場合は全時限休講とする。 2 JR西日本（京都—米原間）が不通の場合。なお、15時の時点で運行を再開していない場合は全時限休講とする。																																		
交通機関の運行再開に伴う授業の実施	1 JR西日本（京都—米原間）が運行中または運行を再開し、近江鉄道バス（南草津駅—キャンパス間）が運行を再開した場合は、近江鉄道バスの運行再開時刻にもとづき、次の通り授業を開始する。 <table border="1" data-bbox="769 459 1436 846"> <thead> <tr> <th rowspan="2">運行再開時刻</th> <th colspan="2">授業実施時限</th> </tr> <tr> <td>経済学部、スポーツ健康科学部、経済学研究科、言語教育情報研究科、スポーツ健康科学研究科</td> <td>理工学部、情報理工学部、薬学部、生命科学部、理工学研究科、情報理工学研究科、生命科学科学研究科、薬学研究科</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7:30 まで</td> <td>第1時限</td> <td>第1時限</td> </tr> <tr> <td>11:30 まで</td> <td>第3時限</td> <td>第5時限</td> </tr> <tr> <td>13:30 まで</td> <td>第4時限</td> <td>第7時限</td> </tr> <tr> <td>16:30 まで</td> <td>第6時限</td> <td>第11時限</td> </tr> </tbody> </table> 2 近江鉄道バス（南草津駅—キャンパス間）が運行中または運行を再開し、JR西日本（京都—米原間）が運行を再開した場合は、JR西日本の運行再開時刻にもとづき、次の通り授業を開始する。 <table border="1" data-bbox="769 981 1436 1368"> <thead> <tr> <th rowspan="2">運行再開時刻</th> <th colspan="2">授業実施時限</th> </tr> <tr> <td>経済学部、スポーツ健康科学部、経済学研究科、言語教育情報研究科、スポーツ健康科学研究科</td> <td>理工学部、情報理工学部、薬学部、生命科学部、理工学研究科、情報理工学研究科、生命科学科学研究科、薬学研究科</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6:30 まで</td> <td>第1時限</td> <td>第1時限</td> </tr> <tr> <td>10:00 まで</td> <td>第3時限</td> <td>第5時限</td> </tr> <tr> <td>12:00 まで</td> <td>第4時限</td> <td>第7時限</td> </tr> <tr> <td>15:00 まで</td> <td>第6時限</td> <td>第11時限</td> </tr> </tbody> </table> 3 連続時限で実施している授業については、途中時限からの授業開始は行わない。	運行再開時刻	授業実施時限		経済学部、スポーツ健康科学部、経済学研究科、言語教育情報研究科、スポーツ健康科学研究科	理工学部、情報理工学部、薬学部、生命科学部、理工学研究科、情報理工学研究科、生命科学科学研究科、薬学研究科	7:30 まで	第1時限	第1時限	11:30 まで	第3時限	第5時限	13:30 まで	第4時限	第7時限	16:30 まで	第6時限	第11時限	運行再開時刻	授業実施時限		経済学部、スポーツ健康科学部、経済学研究科、言語教育情報研究科、スポーツ健康科学研究科	理工学部、情報理工学部、薬学部、生命科学部、理工学研究科、情報理工学研究科、生命科学科学研究科、薬学研究科	6:30 まで	第1時限	第1時限	10:00 まで	第3時限	第5時限	12:00 まで	第4時限	第7時限	15:00 まで	第6時限	第11時限
運行再開時刻	授業実施時限																																		
	経済学部、スポーツ健康科学部、経済学研究科、言語教育情報研究科、スポーツ健康科学研究科	理工学部、情報理工学部、薬学部、生命科学部、理工学研究科、情報理工学研究科、生命科学科学研究科、薬学研究科																																	
7:30 まで	第1時限	第1時限																																	
11:30 まで	第3時限	第5時限																																	
13:30 まで	第4時限	第7時限																																	
16:30 まで	第6時限	第11時限																																	
運行再開時刻	授業実施時限																																		
	経済学部、スポーツ健康科学部、経済学研究科、言語教育情報研究科、スポーツ健康科学研究科	理工学部、情報理工学部、薬学部、生命科学部、理工学研究科、情報理工学研究科、生命科学科学研究科、薬学研究科																																	
6:30 まで	第1時限	第1時限																																	
10:00 まで	第3時限	第5時限																																	
12:00 まで	第4時限	第7時限																																	
15:00 まで	第6時限	第11時限																																	

『大阪いばらきキャンパスの場合』

休講とする場合	次に該当する場合。なお、16時の時点で2交通機関の両者が運行を再開していない場合は全時限休講とする。 1 JR西日本（大阪—草津間）、阪急（梅田—河原町間）の2交通機関の両者が不通の場合。										
交通機関の運行再開に伴う授業の実施	1 対象交通機関のいずれかが運行を再開した場合は、運行再開時刻にもとづき、次の通り授業を開始する。 <table border="1" data-bbox="782 1731 1204 1944"> <thead> <tr> <th>運行再開時刻</th> <th>授業実施時限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7:10 まで</td> <td>第1時限</td> </tr> <tr> <td>11:00 まで</td> <td>第3時限</td> </tr> <tr> <td>13:00 まで</td> <td>第4時限</td> </tr> <tr> <td>16:00 まで</td> <td>第6時限</td> </tr> </tbody> </table> 2 連続時限で実施している授業については、途中時限からの授業開始は行わない。	運行再開時刻	授業実施時限	7:10 まで	第1時限	11:00 まで	第3時限	13:00 まで	第4時限	16:00 まで	第6時限
運行再開時刻	授業実施時限										
7:10 まで	第1時限										
11:00 まで	第3時限										
13:00 まで	第4時限										
16:00 まで	第6時限										

暴風警報または気象等に関する特別警報が発令された場合の授業の取り扱いは、下表のとおりとする。

13.2 暴風警報または気象等に関する特別警報が発令された場合の授業の取扱

『衣笠キャンパスおよび朱雀キャンパスの場合』

休講とする場合	暴風警報または気象等に関する特別警報が京都市または京都・亀岡区域に発令された場合。なお、15時の時点で暴風警報または気象等に関する特別警報が発令中の場合は、全時限休講とする。										
暴風警報または気象等に関する特別警報解除に伴う授業の開始	<p>1 暴風警報または気象等に関する特別警報が解除された場合は、次の基準で授業を開始する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>解除時刻</th> <th>授業実施時限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6:30まで</td> <td>第1時限</td> </tr> <tr> <td>10:00まで</td> <td>第3時限</td> </tr> <tr> <td>12:00まで</td> <td>第4時限</td> </tr> <tr> <td>15:00まで</td> <td>第6時限</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 連続時限で実施している授業については、途中時限からの授業開始は行わない。</p>	解除時刻	授業実施時限	6:30まで	第1時限	10:00まで	第3時限	12:00まで	第4時限	15:00まで	第6時限
解除時刻	授業実施時限										
6:30まで	第1時限										
10:00まで	第3時限										
12:00まで	第4時限										
15:00まで	第6時限										

『びわこ・くさつキャンパスの場合』

休講とする場合	暴風警報または気象等に関する特別警報が草津市または近江南部区域に発令された場合。なお、15時の時点で暴風警報または気象等に関する特別警報が発令中の場合は、全時限休講とする。																	
暴風警報または気象等に関する特別警報解除に伴う授業の開始	<p>1 暴風警報または気象等に関する特別警報が解除された場合は、次の基準で授業を開始する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">解除時刻</th> <th colspan="2">授業実施時限</th> </tr> <tr> <td>経済学部、スポーツ健康科学部、経済学研究科、言語教育情報研究科、スポーツ健康科学研究科</td> <td>理工学部、情報理工学部、薬学部、生命科学部、理工学研究科、情報理工学研究科、生命科学研究科、薬学研究科</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6:30まで</td> <td>第1時限</td> <td>第1時限</td> </tr> <tr> <td>10:00まで</td> <td>第3時限</td> <td>第5時限</td> </tr> <tr> <td>12:00まで</td> <td>第4時限</td> <td>第7時限</td> </tr> <tr> <td>15:00まで</td> <td>第6時限</td> <td>第11時限</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 連続時限で実施している授業については、途中時限からの授業開始は行わない。</p>	解除時刻	授業実施時限		経済学部、スポーツ健康科学部、経済学研究科、言語教育情報研究科、スポーツ健康科学研究科	理工学部、情報理工学部、薬学部、生命科学部、理工学研究科、情報理工学研究科、生命科学研究科、薬学研究科	6:30まで	第1時限	第1時限	10:00まで	第3時限	第5時限	12:00まで	第4時限	第7時限	15:00まで	第6時限	第11時限
解除時刻	授業実施時限																	
	経済学部、スポーツ健康科学部、経済学研究科、言語教育情報研究科、スポーツ健康科学研究科	理工学部、情報理工学部、薬学部、生命科学部、理工学研究科、情報理工学研究科、生命科学研究科、薬学研究科																
6:30まで	第1時限	第1時限																
10:00まで	第3時限	第5時限																
12:00まで	第4時限	第7時限																
15:00まで	第6時限	第11時限																

『大阪いばらきキャンパスの場合』

休講とする場合	暴風警報・気象等に関する特別警報が茨木市または北大阪区域に発令された場合。なお、15時の時点で暴風警報・気象等に関する特別警報が発令中の場合は、全時限休講とする。										
暴風警報または気象等に関する特別警報解除に伴う授業の開始	<p>1 暴風警報・気象等に関する特別警報が解除された場合は、次の基準で授業を開始する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>解除時刻</th> <th>授業実施時限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6:30まで</td> <td>第1時限</td> </tr> <tr> <td>10:00まで</td> <td>第3時限</td> </tr> <tr> <td>12:00まで</td> <td>第4時限</td> </tr> <tr> <td>15:00まで</td> <td>第6時限</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 連続時限で実施している授業については、途中時限からの授業開始は行わない。</p>	解除時刻	授業実施時限	6:30まで	第1時限	10:00まで	第3時限	12:00まで	第4時限	15:00まで	第6時限
解除時刻	授業実施時限										
6:30まで	第1時限										
10:00まで	第3時限										
12:00まで	第4時限										
15:00まで	第6時限										

＜遠隔授業の取扱＞

交通機関の不通または暴風警報または気象等に関する特別警報の発令により休講となった場合、遠隔授業は次のとおり取り扱う。

- (1) 遠隔授業の送信側キャンパスで休講が判断された場合は、全てのキャンパスで当該授業を休講とする。
- (2) いずれかの遠隔授業の受信側キャンパスで休講が判断された場合は、当該キャンパスのみ当該授業を休講とし、中継配信は行わない。なお、他の遠隔授業の受信側キャンパスでは通常通り授業を実施する。

大学からの各種連絡について

本学では、休講・補講、教室変更、定期試験・レポート試験の情報、各種ガイダンスの実施、学生呼び出しなどの諸連絡は、CAMPUS WEB を通じて連絡します。必ずこまめに確認してください。

なお、電話での問い合わせは受付していません。緊急時以外は電話での問い合わせは控えてください。

学修支援システム (manaba+R) における「安否確認システム」の機能について

本学では、2015 年度より、大規模災害等の際、学生のみなさんの安否を確認するため、学修支援システム (manaba+R) に「安否確認システム」の機能を追加し、運用を開始します。

各学生の学修支援システム (manaba+R) に、毎年度受講登録した授業科目とともに、「立命館大学安否確認連絡」というコースが表示されます。安否確認を行う際には、「立命館大学安否確認連絡」の出席カード機能を利用します。

万が一、大規模災害等で安否確認が必要となった場合は、大学より、全学生に対して、Webmail 宛に「安否確認」のメールを配信しますので、安否確認の質問に回答してください。

学生のみなさんは、Webmail を日常的に使用しているメールアドレスへ転送設定をしてください。

Ⅲ. 履修の方法と履修モデル

1. 学士の学位と卒業に必要な単位
2. 学部共通の履修
3. 学科別専門科目

1. 学士の学位と卒業に必要な単位

1.1 学士の学位

学士を得る（卒業する）ためには、修業年限（4年）以上在学し、「2. 卒業に必要な単位」に定める単位を修得しなければなりません。

学士の学位	授与する学科
学士（理学）	数理科学科、物理科学科
学士（工学）	電気電子工学科、電子情報工学科、機械工学科、ロボティクス学科、都市システム工学科、環境システム工学科、建築都市デザイン学科

1.2 卒業に必要な単位

次の表の通り、科目ごとに最低必要な単位数が定められていますから、必ずこの内訳通りに修得しなければなりません。

外国人留学生の卒業要件については、別の基準も定められています。外国人留学生のみなさんは、「外国人留学生ハンドブック履修編」もあわせて必ず確認してください。

(1) 理工学部必修科目

※環境システム工学科では、教養基礎科目および基礎専門科目に選択必修科目があります。

※各学科専門科目の必修科目、選択必修科目、および当該の卒業に必要な単位数は、学科によって異なります。詳しくは、各学科のページで必ず確認してください。

※外国語科目については、必修英語8単位のほかに、3回生配当の履修指定外国語（2科目・合計2単位）があります。詳しくは、「Ⅸ. 多様な外国語科目」の章を参照してください。

基礎科目		専門科目	
英語1～8	8単位	卒業研究	4単位
		その他各学科が定める必修科目、選択必修科目の必要単位数	

(2) 学科別の卒業に必要な単位数

【全学科共通】

※教養科目A群から12単位以上修得しなければなりません。

※学科によって必修科目、選択必修科目が定められています。詳しくは、各学科のページを参照してください。

※自由科目については、単位の授与がありますが、卒業に必要な単位数、卒業研究受講要件の単位数には含みません。

学科名	教養基礎科目	基礎専門科目	専門科目	卒業に必要な単位数合計
数理科学科、物理科学科、電気電子工学科、電子情報工学科、機械工学科、ロボティクス学科、都市システム工学科、環境システム工学科、建築都市デザイン学科	30単位 ※A群から12単位以上選択必修	26単位	68単位	124単位

1.3 「卒業研究」受講要件一覧

卒業研究は、必修科目です。なお、受講できないと、就職活動などに必要となる卒業見込証明書を発行できません。

学 科 名	卒 業 研 究 受 講 要 件	自由科目の扱い
数理科学科	原則として、卒業研究を受講登録することによって卒業見込となる場合に履修できます。 ※卒業研究を受講登録しても卒業見込とならなかった場合は、受講取消となります。	自由科目の修得単位数は算入しない。
物理科学科	教養基礎科目、基礎専門科目、専門科目（選択必修科目のうち38単位以上の修得を含む）をあわせて100単位以上修得していること。	
電気電子工学科 電子情報工学科	教養基礎科目、基礎専門科目、専門科目をあわせて96単位以上修得していること。ただし、5回生以上については、卒業研究を受講登録することによって卒業見込となることが条件です。 ※卒業研究を受講登録しても卒業見込とならなかった場合は、受講取消となります。	
機械工学科 ロボティクス学科 都市システム工学科 環境システム工学科 建築都市デザイン学科	教養基礎科目、基礎専門科目、専門科目をあわせて100単位以上修得していること。	

2. 学部共通の履修

2.1 教養基礎科目

①教養基礎科目の群・分野構成と履修方法

(1) 教養基礎科目の構成

科 目		卒業要件	
教養基礎科目	A群（教養基盤科目）	12 単位	教養科目A群 12 単位および英語必修科目 8 単位（※）を含む 30 単位以上
	「思想と人間」		
	「現代と文化」		
	「社会・経済と統治」		
	「世界の史的構成」		
	「自然・科学と人類」		
	「数理と情報」		
	「平和と民主主義」		
	「学部独自科目」		
	B群（国際教養科目） （学部独自科目）		
C群（社会で学ぶ自己形成科目） （学部独自科目）			
D群（スポーツ・健康科目） （学部独自科目）			
E群（学際総合科目） （学部独自科目）			
外国語科目（英語）			
	8 単位		

(2) 履修方法

要卒単位	履修区分	履 修 法 方 法
30 単位以上	必修	英語 1～8 の 8 単位を含む。
	選択必修	教養科目 A 群から 12 単位以上を含む。 ※環境システム工学科については、学科独自科目から 2 科目 4 単位以上を含む。
	履修指定	英語 9・10、ドイツ語 1・2、フランス語 1・2、中国語 1・2 のいずれかの言語の 2 単位を含む。

※履修指定外国語は、3 回生配当科目です。2 回生のときにいずれかの言語のクラス配属を行います。
 ※外国人留学生のみなさんは、「外国人留学生ハンドブック履修編」もあわせて必ず確認してください。

② A 群科目（教養基盤科目）

人類が創造し培ってきた知的体系や先端的な知識の獲得、現代的諸課題を多様な視点から幅広い教養と確かな人間観・世界観の構築とともに、諸課題に対する問題意識や問題解決のための発想力の涵養をめざした分野別基盤科目群です。「思想と人間」、「現代と文化」、「社会・経済と統治」、「世界の史的構成」、「自然・科学と人間」、「数理と情報」、「平和と民主主義」の7つの分野から成りたっています。

分 野	科 目 名	単 位 数	配当回生
思想と人間	哲学と人間	2	1回生以上
	心理学入門	2	1回生以上
	論理と思考	2	1回生以上
	科学技術と倫理	2	1回生以上
	ジェンダー論	2	1回生以上
	宗教と社会	2	3回生以上
現代と文化	文化人類学入門	2	1回生以上
	文学と社会	2	1回生以上
	現代の教育	2	1回生以上
社会・経済と統治	現代社会と法	2	1回生以上
	経済と社会	2	1回生以上
	企業と社会	2	1回生以上
	日本国憲法	2	1回生以上
	現代日本の政治	2	1回生以上
	現代の世界経済	2	1回生以上
	現代の経営	2	1回生以上
	社会と福祉	2	1回生以上
世界の史的構成	新しい日本史像	2	1回生以上
	中国の国家と社会	2	1回生以上
	東アジアと朝鮮半島	2	1回生以上
	ヨーロッパの歴史	2	1回生以上
	アメリカの歴史	2	1回生以上
	イスラーム世界の多様性	2	1回生以上
自然・科学と人間	科学と技術の歴史	2	1回生以上
	科学・技術と社会	2	1回生以上
数理と情報	情報技術と社会	2	1回生以上
平和と民主主義	平和学入門	2	1回生以上
	現代の人権	2	1回生以上
	日本の近現代と立命館	2	1・2回生のみ
	国際平和交流セミナー	2	1回生以上
特殊講義	特殊講義（教養A）Ⅰ	1・2・4	
	特殊講義（教養A）Ⅱ	1・2・4	

※国際平和交流セミナーは、年間受講登録制限単位数に算入されません。

【学科独自科目】
〈数理科学科〉

科 目 名	単位数	数理科学科1回生以上
日本経済概論	2	ファイナンス・プログラムの一環として開講します。詳しくは、数理科学科の章を参照。
基礎ミクロ経済学	2	
基礎マクロ経済学	2	
環境経済学入門	2	

〈環境システム工学科〉

科 目 名	単位数	環境システム工学科1回生以上
日本経済概論	2	2科目4単位以上の単位を修得しなければ卒業できません。
基礎ミクロ経済学	2	
基礎マクロ経済学	2	
環境経済学入門	2	

③ B 群科目（国際教養科目）

グローバル化社会において必要となる異文化の相互理解の基礎となる科目群です。日本語を授業言語とし日本の人文・社会的学びを学修する外国人留学生向けに開講される「日本事情等に関する科目」、「異文化理解セミナー」などの海外留学科目によって構成されます。

科目群	留意事項等
English Diploma Course	講義系科目（4回生配当2科目、英語9・10の上位レベルを受講していることが必要です。）
海外留学プログラム	異文化理解セミナー、立命館・UBC・ジョイントプログラム、国際部が実施する留学プログラムなど。 外国留学科目（教養B）、外国留学特修科目（教養B）等で単位が授与されます。詳しくは、各プログラムの募集要項で確認してください。
日本事情等に関する科目	留学生のみが受講できます。詳しくは、『外国人留学生ハンドブック～履修編～』で確認してください。
特殊講義科目	特殊講義（教養B）Ⅰ（1・2・4単位） 特殊講義（教養B）Ⅱ（1・2・4単位）

〈English Diploma Course 科目〉

科目名	単位数	配当回生
Science in Civilization	2	4回生のみ
Engineering in Developing Countries	2	4回生のみ

〈ハワイ大学留学プログラム〉

科目名	単位数	配当回生
特殊講義（教養B）Ⅰ	2	2～3回生

〈立命館・UBC・ジョイントプログラム科目〉

科目名	単位数	配当回生
カナダ研究（海外留学プログラム）	4	2回生のみ
異文化間コミュニケーション（海外留学プログラム）	4	2回生のみ
環太平洋研究（海外留学プログラム）	4	2回生のみ

〈特殊講義（教養B）Ⅰ（グローバルエンジニアプログラム）〉

科目名	単位数	配当回生
特殊講義（教養B）Ⅰ（グローバルエンジニアプログラム）	2	1～3回生

理工学部全学科横断型の海外留学プログラムです。英語によるコミュニケーション力の向上と、海外で働く技術者との交流により、将来の目標設定や専門性の追求につながる研修を主体にしています。

④ C 群科目（社会で学ぶ自己形成科目）

実社会に自ら参加することを通じて、現代社会で生きる上で大切なシチズンシップ（市民性）を学ぶ科目群です。単に経験するだけでなく、実社会の人々や受講生同士との対話や協働を通じて学んだ事柄の振り返り作業をしながら、倫理観や正義感・責任感を学習します。この科目群には、特徴の異なる2つの科目群があります。

一つは、「インターンシップ等の手法により自己および社会・組織の理解に基づいて自らの進路を設計し将来を構想するキャリア教育科目」。もう一つは、「地域社会での問題解決活動への参加を経験学習の機会として位置づけて精緻化が図られたサービスラーニング科目」です。

キャリア教育科目の詳細は「キャリア教育センターホームページ」から確認してください。

科目群	留意事項等
教職発展科目	教職発展科目の単位を修得した場合、8単位を上限に教養基礎科目として単位が授与されます（8単位を超えた単位は自由科目扱い）。「教職発展科目」について詳しくは、教職課程の章を参照してください。
キャリア教育科目	「全学インターンシップ」と「コーオプ演習」については、年間登録上限単位数に算入されません。「全学インターンシップ」は8単位以内で履修できます。
サービスラーニング科目	

【教職発展科目】

教員採用試験の受験や教育系大学院への進学など、将来「進路としての教職」に強い意欲と目標を持つみなさんにとって必要不可欠な科目です。

教職発展科目名	単位数	配当回生	該当免許状校種	法定科目分野
(教) 国際理解教育論	2	3回生以上	中・高一種免許状	教科又は教職に関する科目
(教) 学校文化論	2		中・高一種免許状	
(教) 学級担任論	2		中・高一種免許状	
(教) 特別支援教育の研究	2		中・高一種免許状	
(教) 環境教育論	2		中・高一種免許状	
(教) 教育における人間関係	2		中・高一種免許状	
(教) 応用ドラマ教育論	2		中・高一種免許状	
(教) 学校実践研究Ⅰ	2		中・高一種免許状	
(教) 学校実践研究Ⅱ	3		中・高一種免許状	
(教) 学校実践研究Ⅲ	4		中・高一種免許状	
(教) 人間と差別の教育論〈※1〉	2		中一種免許状	教職に関する科目
(教) 子ども理解の心理学	2		中・高一種免許状	
(教) 動機づけの心理学	2		中・高一種免許状	
(教) 教育制度研究	2		中・高一種免許状	
(教) 教育改革の研究	2		中・高一種免許状	
(教) 数学科授業演習(中学)〈※2〉	2		中一種免許状	
(教) 数学科授業演習(高校)〈※2〉	2		高一種免許状	
(教) 理科授業演習(中学)〈※3〉	2		中一種免許状	
(教) 理科授業演習(高校)〈※3〉	2		高一種免許状	
(教) 授業デザイン論	2	中・高一種免許状		
(教) カウンセリング研究	2	中・高一種免許状		

(※1)「(教) 人間と差別の教育論」は、他校種必要単位の余剰分の修得によって「教科又は教職に関する科目」にそのまま充当できる「教職に関する科目」です。

(※2)「(教) 数学科授業演習(中学/高校)」は、数理科学科のみ履修できる科目です。

(※3)「(教) 理科授業演習(中学/高校)」は、物理科学科のみ履修できる科目です。

【キャリア教育科目】

1 回生前期から3 回生後期まで、キャリア発達に応じた科目を配置し、段階的な到達目標を掲げています。

「全学インターンシップ」は、サービスラーニング科目でもあります。

科目名	単位数	配当回生
学びとキャリア	2	1 回生以上
仕事とキャリア	2	2 回生以上
全学インターンシップ	2	2 回生以上
コーオプ教育概論	2	3 回生以上
コーオプ演習	2	3 回生以上
社会とキャリア	2	3 回生以上
特殊講義（教養C）Ⅰ（起業論）	2	1 回生以上
特殊講義（教養C）Ⅰ（プロジェクト管理論）	2	1 回生以上
特殊講義（教養C）Ⅰ（技術者のキャリア）	2	1 回生以上
特殊講義（教養C）Ⅱ（技術者のキャリア）	2	1 回生以上
特殊講義（教養C）Ⅰ	1・2・4	
特殊講義（教養C）Ⅱ	1・2・4	

【サービスラーニング科目】

主に NPO・NGO や地域の市民団体、行政機関と共働して、まちづくり・伝統文化・地域福祉・環境保護・地域防災・災害復興などの身近な社会の課題や問題を地域の人々と一緒に考え、汗を流し、解決していくことを通じてシチズンシップを学ぶ科目です。この学び方の手法を「サービスラーニング」といいます。地域の人々の生活リズムに寄り添いながら授業を行うため、時間割以外の活動期間があります。主体的に取り組み、新たな視野を得るきっかけとしてください。

【5D群科目（スポーツ・健康科目）】

スポーツに親しみ健康に関する意識を高めることは、若者の人間形成と健康づくりに重大な役割を果たします。この認識のもとに、スポーツ実践そのものを学びの対象とする実技科目と、スポーツを題材としたスポーツの歴史、スポーツの現代社会との関わり、スポーツの科学的な研究ならびに健康づくりを題材としたヘルスケア、地域コミュニケーションをテーマとする講義科目によって構成される科目群です。特に実習については、学部・回生を超えた組織・集団づくりを通じて、スポーツ技術やその知識、分析能力の習得のみならず集団に関する幅広い知識と分析能力の涵養をめざしています。

科目名	単位数	配当回生
スポーツの歴史と発展	2	1 回生以上
スポーツと現代社会	2	1 回生以上
スポーツのサイエンス	2	1 回生以上
現代人とヘルスケア	2	1 回生以上
スポーツ方法実習Ⅰ（注）	1	1 回生以上
スポーツ方法実習Ⅱ（注）	1	1 回生以上
特殊講義（教養D）Ⅰ	1・2・4	
特殊講義（教養D）Ⅱ	1・2・4	

（注）異なるグループから2クラス（2単位）まで履修可。

【スポーツ方法実習について】

①履修方法

スポーツ方法実習は、抽選科目です。「スポーツ方法実習Ⅰ」と「スポーツ方法実習Ⅱ」では、それぞれ種目に応じて、A・B・C・Dの4つのグループに区分されています。登録にあたり、履修できる条件が定められています。詳しくは、学部で配布する「履修・登録の手引き」等をよく確認してください。

②受講にあたって

初回授業のガイダンス、服装、用具、体育施設の利用等についてはシラバスで確認してください。

⑥E群科目（学術総合科目）

現代社会に必要な課題をテーマとし、学際的総合的な知の構築をめざし、とりわけ学生の主体的な授業参加を重視する科目群です。既存の学問分野を超えた、また各分野にまたがるテーマで、講義だけでなくグループ学習などを取り入れた多様な授業方法で展開する参加型の授業をめざしています。現代的学際的なトピックを扱う「特殊講義」、小集団での調査・研究・討議・発表などを通じて学生が主体となって学びあうことをめざす「教養ゼミナール」などから成り立っています。

科目名	単位数	配当回生
教養ゼミナール	2	1回生以上
ピア・サポート論	2	2回生以上
APU 交流科目	1・2・4	
特殊講義（教養E）Ⅰ ※	1・2・4	
特殊講義（教養E）Ⅱ ※	1・2・4	

※開講科目はシラバスや授業時間割で確認してください。

教養科目（A～E群）の分野の概要、科目概要・到達目標は教養教育センターホームページで確認してください。

⑦外国語科目

外国語の履修方法について詳しくは、「多様な外国語科目」の章を参照してください。

◎印は必修科目、●印は履修指定科目を示します。

科目名	単位	配当回生	履修方法
◎英語1	1	1回生	全必修
◎英語2	1		
◎英語3	1		
◎英語4	1		
◎英語5	1	2回生	
◎英語6	1		
◎英語7	1		
◎英語8	1		
再履修英語	1	3回生以上	英語1～8に対する再履修
●英語9	1	3回生	これらの履修指定科目は、英語・ドイツ語・フランス語・中国語のいずれかの言語を選択し、3回生で2科目（計2単位）受講登録しなければなりません。不合格になっても卒業に影響はありません。
●英語10	1		
●ドイツ語1	1		
●ドイツ語2	1		
●フランス語1	1		
●フランス語2	1		
●中国語1	1		
●中国語2	1		
英語 UBC・JP 英作文	2	2回生	立命館・UBC・ジョイントプログラム科目

2.2 基礎専門科目

① 卒業に必要な基礎専門科目の単位数

26 単位以上。

環境システム工学科の学生は、「物理科学 1」「物理科学 2」「物理科学 3」「化学 1」「化学 2」「生物科学 1」「生物科学 2」「宇宙地球科学 1」「宇宙地球科学 2」から 10 単位以上取得しなければなりません。

② 基礎専門科目の履修にあたっての注意点

- ①各学科の履修指定科目は各学科ページの履修モデルで確認してください。
- ②学科によっては、履修できない科目があります。下表を必ず確認してください。

学 科 名	履修できない科目
数理科学科、機械工学科、ロボティクス学科	特殊講義（基礎専門）Ⅰ（物理学演習） 特殊講義（基礎専門）Ⅱ（物理学演習）
物理科学科	物理科学 1 物理科学 2 物理科学 3 特殊講義（基礎専門）Ⅰ（物理学演習） 特殊講義（基礎専門）Ⅱ（物理学演習）
環境システム工学科	環境科学

- ③「数学Ⅰ～Ⅳ」・「数学演習Ⅰ・Ⅱ」「物理科学 1～3」・「特殊講義（基礎専門）Ⅰ・Ⅱ（物理学演習）」の履修
基礎専門科目の「数学」・「数学演習」・「物理科学」・「物理学演習」は、学科ごとにクラスを設けています。受講登録の際は、定められた学科のクラスを必ず選択してください。再履修の場合も、原則として学科単位の受講登録となります。

③ 教育職員免許を取得しようとする場合

「情報処理」「情報処理演習」から 2 単位以上取得しなければなりません。

【基礎専門科目配当表】

学部共通基礎専門科目			
系列	科目名	配当回生	単位数
自然系	物理科学 1	1 回生以上	2
	物理科学 2		2
	物理科学 3		2
	化学 1		2
	化学 2		2
	生物科学 1		2
	生物科学 2		2
	宇宙地球科学 1		2
	宇宙地球科学 2		2
	特殊講義（基礎専門）Ⅰ（物理学演習）		1 回生以上
特殊講義（基礎専門）Ⅱ（物理学演習）	1		
自然総合・ 情報科学系	情報科学Ⅰ	1 回生以上	2
	情報科学Ⅱ	2 回生以上	2
	情報科学Ⅲ		2
	環境科学		2
	物質科学		2
数学Ⅰ	1 回生以上		2
数学Ⅱ		2	
数学Ⅲ		2	
数学Ⅳ		2	
数学	数学演習Ⅰ	1 回生以上	1
	数学演習Ⅱ		1
情報処理	●情報処理	1 回生以上	2
	●情報処理演習	1 回生のみ	1
特殊講義	特殊講義（基礎専門）Ⅰ	1 回生以上	1・2・4
	特殊講義（基礎専門）Ⅱ		1・2・4
外国留学	外国留学科目（基礎専門）	2 回生以上	
	外国留学特修科目（基礎専門）		

※●情報処理および情報処理演習は、全学科共通の1回生履修指定科目です。

※数学Ⅰ～Ⅳ・数学演習Ⅰ・Ⅱは、数理科学科・物理科学科の1回生履修指定科目です。

※「特殊講義（基礎専門）Ⅱ（物理学演習）」は、電気電子工学科と電子情報工学科のみ受講できます。

2.3 自由科目

自由科目は、単位の授与および本学の基準に基づく成績評価が行われますが、卒業に必要な単位数および卒業研究受講要件の単位数には算入されません。また、GPAにも反映されません。

科目名	留意事項等
リメディアル科目	「数学基礎」、「物理基礎」。数学・物理の基本を復習し、専門科目を学ぶための基礎力を強化する科目です。
他学部・他学科受講科目	理工学部で受講可能な他学部専門科目および他学科専門科目
単位互換科目	大学コンソーシアム京都および環びわこ大学・地域コンソーシアムにおいて他大学が提供する科目。 「単位互換科目」という科目名で単位が授与されます。
教職課程科目	教職発展科目（8単位以内）を除く教職課程科目。 ※8単位を超過した分の教職発展科目の修得単位は、自由科目扱いです。
その他の特殊講義	特殊講義（自由）Ⅰ（1・2・4単位） 特殊講義（自由）Ⅱ（1・2・4単位）

【「数学基礎」・「物理基礎」の履修について】

- ①「数学基礎」および「物理基礎」は、基礎学力診断テスト（新入生オリエンテーション期間に実施）の結果に基づき、理工学部が必要と判断した学生に対して、履修を指定する科目です。
- ②これらの科目は、基礎専門科目および専門科目を受講するのに必要な数学および物理の基礎学力を補完することを目的としたものであり、履修を指定された学生で、これらの科目を修得できなかった場合には、以降の学習にきわめて深刻な問題が生じることとなります。確実に単位取得できるよう、積極的な学習を行ってください。
- ③これらの科目の受講登録は、基礎学力診断テストの結果に基づき自動的にを行います。CAMPUS WEBによる受講登録手続を行う必要はありません。受講辞退は認められません。
- ④これらの科目は、学系別にクラスを設けています。クラスによって授業内容が異なりますので、必ず定められたクラスで受講してください。
- ⑤これらの科目の成績は、単位（各科目2単位）も授与されますが、卒業に必要な単位数には算入されません。また、GPAにも反映されません。
- ⑥基礎学力診断テストを受験しなかった場合には、原則としてこれらの科目を受講することができません。

3. 学科別専門科目

1. 数理科学科

【卒業に必要な専門科目の単位数】

68 単位以上（卒業研究 4 単位を含む）。
自由科目の取得単位数は、卒業に必要な単位数として算入されません。

【卒業研究（必修科目）の受講に必要な単位数】

原則として、卒業研究を受講登録することによって卒業見込となる場合に履修できます。
自由科目の取得単位数は、卒業研究の受講に必要な単位数として算入されません。

【数理科学科配当回生別専門科目一覧】

〈表の見方〉

「◎」印の科目（必修科目）は、必ず履修し単位を取得しなければ卒業できません。
「●」印の科目（履修指定科目）は、定められた回生で必ず受講登録しなければなりません（再履修可）。

1 回 生		2 回 生		3 回 生		4 回 生	
科 目 名	単 位	科 目 名	単 位	科 目 名	単 位	科 目 名	単 位
●線形代数演習Ⅰ	①	●集合と位相Ⅰ	②	数理科学セミナー	②	◎卒業研究	④
●線形代数演習Ⅱ	①	●集合と位相Ⅱ	②	代 数 学 Ⅰ	②	代 数 学 統 論	②
●数学序論Ⅰ	②	●線形代数学	②	代 数 学 Ⅱ	②	幾 何 学 統 論	②
●数学序論Ⅱ	②	代 数 学 序 論 Ⅰ	②	幾 何 学 Ⅰ	②	解 析 学 統 論 Ⅰ	②
実験数学 A	②	代 数 学 序 論 Ⅱ	②	幾 何 学 Ⅱ	②	解 析 学 統 論 Ⅱ	②
特殊講義（専門）Ⅰ	②	幾 何 学 序 論 Ⅰ	②	関 数 解 析 学 Ⅰ	②	確 率 過 程 論	②
		幾 何 学 序 論 Ⅱ	②	関 数 解 析 学 Ⅱ	②	特殊講義（専門）Ⅳ	②
		解 析 学 序 論 Ⅰ	②	複 素 解 析 学 Ⅰ	②		
		解 析 学 序 論 Ⅱ	②	複 素 解 析 学 Ⅱ	②		
		現象数理セミナーⅠ	②	微 分 方 程 式 論	②		
		現象数理セミナーⅡ	②	積 分 論	②		
		構造数理セミナーⅠ	②	確 率 論	②		
		構造数理セミナーⅡ	②	ア ル ゴ リ ズ ム 論	②		
		数理統計学	②	ア ル ゴ リ ズ ム 論 演 習	①		
		実験数学 B	②	数 値 解 析 論	②		
		プログラミング演習	①	数 値 解 析 論 演 習	①		
		特殊講義（専門）Ⅱ	②	保 険 数 理	②		
		外国留学科目（専門）	①～⑧	特殊講義（専門）Ⅲ	②		
		外国留学特修科目（専門）	①～⑧				

【ファイナンス・プログラム】

(注) *印の科目（基礎マクロ経済学、基礎ミクロ経済学、日本経済概論）については、教養基礎科目（教養科目A群）として単位が授与されます。その他の科目は、数理科学科の専門科目となります。

1 回 生		2 回 生		3 回 生		4 回 生	
科 目 名	単 位	科 目 名	単 位	科 目 名	単 位	科 目 名	単 位
*基礎マクロ経済学	②	財 務 ・ 会 計 論 I	②	アクチュアリー数学 I	②	専 門 演 習 II	④
*基礎ミクロ経済学	②	財 務 ・ 会 計 論 II	②	アクチュアリー数学 II	②	ファイナンス系特殊講義IV	②
*日本経済概論	②	金 融 論	②	数理ファイナンス I	②		
ファイナンス入門	②	ファイナンス系特殊講義 II	②	数理ファイナンス II	②		
ファイナンス系特殊講義 I	②			保 険 数 理	②		
				専 門 演 習 I	④		
				ファイナンス系特殊講義 III	②		

※専門演習 I ・ II は、通年科目です。

履修についての注意

基礎専門科目 (P.36) の数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学Ⅲ、数学Ⅳ、数学演習Ⅰ、数学演習Ⅱ、情報処理、情報処理演習は履修指定科目ですので、必ず受講登録しなければなりません。1回生後期の特殊講義(専門)Ⅰは、学科紹介として重要ですから、受講を推奨します。

カリキュラムの概要

カリキュラムの概要を説明し履修モデルを提示します。教職希望者は、教職のページも忘れずに参照して下さい。

数理科学科のカリキュラムは、分野によらず履修が望ましい共通科目群、5系列(代数系・幾何系・解析系・確率解析系・情報数理系)の専門科目群、そして数理ファイナンスの体系的知識を与える科目群「ファイナンス・プログラム」から構成されています。

各科目群の概要は以下の通りです。科目群の相互関係はカリキュラム系統図を参照してください。また、各科目の詳細はオンラインシラバスを参照してください。

(1) 全分野に共通する科目群

1回生の「数学序論Ⅰ・Ⅱ」は高校までに学んだ数学から大学で学ぶ数学への橋渡しをする科目です。大学の数学全般で用いられる基本的な表現・記号・論法の使い方を、集合の扱いやイプシロン-デルタ論法等の題材を通し、少人数クラスで丁寧に指導します。1回生後期の「特殊講義(専門)Ⅰ」は数理科学科の専門カリキュラム全体のハイライトを紹介するガイダンス的講義ですので、受講を強く推奨します。

1回生の「数学Ⅰ・Ⅱ」と「数学演習Ⅰ・Ⅱ」で微積分学の基礎を学び、2回生の「解析学序論Ⅰ・Ⅱ」と「現象数理セミナーⅠ・Ⅱ」で、数学専門科目で必要となる微積分学の進んだ内容を学びます。1回生の「数学Ⅲ・Ⅳ」と「線形代数演習Ⅰ・Ⅱ」では線形代数の基礎を学び、2回生の「線形代数学」で、数学専門科目で必要となる線形代数の進んだ内容を学びます。2回生の「集合と位相Ⅰ・Ⅱ」では現代数学の基礎言語である集合論と位相空間論を本格的に学び、「現象数理セミナーⅠ・Ⅱ」では、それらの具体的な活用の仕方を少人数クラスの双方向的授業を通して身に付けます。3回生前期の「数理科学セミナー」は卒業研究への導入的な科目ですので履修を推奨します。

数理科学科の専門科目の大半は抽象度が高い数学理論を扱いますので、その理解には具体的な側面に触れることが重要です。そのために1回生後期の「実験数学A」、2回生前期の「実験数学B」では、コンピュータによる実験・観察を通して抽象的数学理論の背景にある具体的な数学世界の事物・事象を体験してもらいます。「実験数学A」は数学実験入門として、高校までの数学の知識で理解できるものを取りあげるとともに、1回生で学ぶ線形代数・微積分の諸概念・諸定理を扱います。「実験数学B」では2回生科目で導入される抽象度の高い数学概念の具体的な意味を学びます。

(2) 代数系科目群

2回生の「代数学序論Ⅰ」では、群論の入門的な話題を中心に代数学の基本を学び、「代数学序論Ⅱ」でより進んだ群論の理論を学びます。「構造数理セミナーⅠ・Ⅱ」では双方向的な少人数授業の中で、とくに具体例の扱いに重点を置いて学ぶことにより、群論などの抽象理論の意味を深く理解することができます。さらに3回生の「代数学Ⅰ・Ⅱ」では、「代数学序論Ⅰ・Ⅱ」の理解にもとづき、環と体の基礎理論を体系的に学んだあと、現代数学を象徴するガロア理論を学びます。以上の基礎知識を背景として「代数学統論」では、現代代数学の諸分野の話題に触れることができます。

(3) 幾何系科目群

2回生の「幾何学序論Ⅰ」で古典的な幾何学を学び、「幾何学序論Ⅱ」では図形の位相幾何学的取り扱いの初歩について学びます。「構造数理セミナーⅠ・Ⅱ」では双方向的授業を通して、具体的な幾何学的対象に親しみながら幾何学的諸概念の理解を深めることができます。「幾何学Ⅰ・Ⅱ」では、現代幾何学の基盤をなす多様体の基礎概念とその上の幾何を学びます。以上の基礎知識を背景として「幾何学統論」では、現代幾何学の諸分野における話題に触れることができます。

(4) 解析系科目群

2回生の「解析学序論Ⅰ・Ⅱ」と「現象数理セミナーⅠ・Ⅱ」では、1回生の微分積分を踏まえて解析の基礎である微分方程式の求積法、フーリエ級数、ベクトル解析などを学びます。3回生では「複素解析学Ⅰ・Ⅱ」で複素関数論の基礎、「微分方程式論」で常微分方程式の発展的な理論、「積分論」でルベーグ積分論、「関数解析Ⅰ・Ⅱ」でバナッハ空間論、ヒルベルト空間論を学びます。これらの基礎知識を背景として4回生の「解析学統論Ⅰ・Ⅱ」では、偏微分方程式論、関数解析学、有理型関数論などの現代解析学の諸分野における話題に触れることができます。

(5) 確率解析系科目

基礎的科目として「数理統計学」で確率空間・重要な確率分布・極限定理・標本分布・推定・仮説の検定を学び、「確率論」で測度論的確率論の基礎を学びます。「保険数理」では、確率・統計の理論の応用として、年金の数理・生命保険の数理を学びます。「確率過程論」では、4回生までに学んだ確率論と関数解析学の知識を前提として、マルコフ連鎖・ブラウン運動・拡散過程について学びます。

(6) 情報数理系科目

「情報科学Ⅰ」・「情報処理」で計算機およびプログラミングに関する基本的考えかたを学び、「アルゴリズム論」・「数値解析論」を通し基本的アルゴリズムを理論的に学びます。また、演習科目「情報処理演習」・「プログラミング演習」・「アルゴリズム演習」・「数値解析論演習」を通しプログラミングの基礎的能力を形成することができます。また「実験数学A・B」を通してコンピュータを道具として活用する多様な方法を学びます。

(7) ファイナンス・プログラム

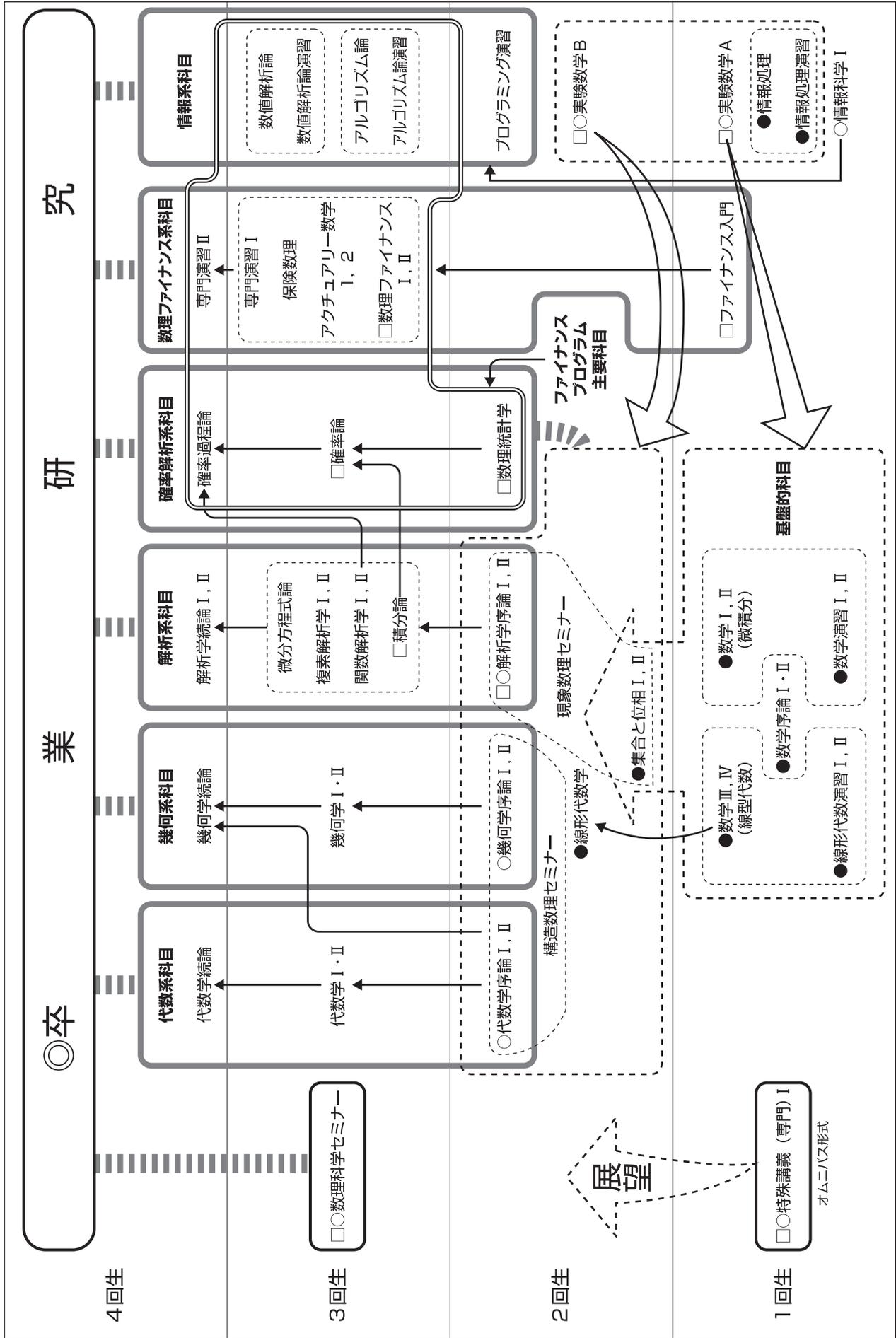
数理ファイナンスは、確率過程論の応用分野として最も成功した学問領域の一つで、単に理論として精緻であるだけでなく、実際に世界中の金融市場で必須の知識・技術として活用されています。本プログラムでは、数理ファイナンスを理論として学ぶということ以上に、その知識・技術を実社会で生かすための素養を身につけることを目標に科目が配置されています。1回生では導入科目として「ファイナンス入門」が配置されているほか、経済学的なものを見方学ぶために「基礎マクロ経済学」「基礎ミクロ経済学」「日本経済概論」が配置されています。2回生では「財務・会計Ⅰ・Ⅱ」「金融論」で主に経営学的な素養を身に着けることを目標としています。高度な数学を学ぶ基礎ができていた3回生の時点では「数理ファイナンスⅠ・Ⅱ」「アクチュアリー数学Ⅰ・Ⅱ」「保険数理」を配置し、数学を実際にファイナンスでどのように用いるのかを学びます。3・4回生で開講される「専門演習Ⅰ・Ⅱ」では、ファイナンスのより専門的な内容をゼミナール形式で学びます。

(8) 特殊講義

担当者がテーマを自由に選ぶ科目として特殊講義を不定期に開講します。特殊講義(専門)Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳでは数学という学問の広さと多様性を体験することができます。また、ファイナンス系特殊講義Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳでは数学の種々の応用に触れることができます。

(9) 小集団科目

数理科学科では「小集団科目」として、1回生には「数学序論Ⅰ・Ⅱ」、2回生には「現象数理セミナーⅠ・Ⅱ」、3回生には「アルゴリズム論演習Ⅰ」・「数理科学セミナー」、そして4回生には「卒業研究」を指定し、「学園通信」の説明や討議、自治活動の討議などに一定の時間を取ることにしています。なお、これらの「指定小集団科目」以外にも、少人数教育の場として「線形代数演習Ⅰ・Ⅱ」・「構造数理セミナーⅠ・Ⅱ」・「プログラミング演習」・「アルゴリズム演習」・「数値解析演習」があり、ティーチングアシスタントの協力の下にきめ細かい個人的指導を受けることができます。



◎必修科目 ● 履修指定科目 ○ 推奨第一順位 □ 推薦第二順位 ○ 推薦第一順位 □ ファイナンスプログラム推奨科目

数理科学科履修モデル表

最低単位	1回生		2回生		3回生		4回生		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
30 単位	A 群 思想と人間 現代と文化 社会・経済と統治 世界の史的構成 自然・科学と人間 数理と情報 平和と民主主義 日本経済概論 基礎マクロ経済学 基礎ミクロ経済学 環境経済学入門 から12 単位		A～E 群から8 単位						
	B～E 群 ◎語学 8 単位		◎語学 2 単位						
26 単位	数学 ●数学 I ●数学 III ●数学演習 I ① ●情報処理 ●情報処理演習①	●数学 II ●数学 IV ●数学演習 II ①							
			◎物理科学 1～3 生物科学 1～2 化学 1～2 宇宙地球科学 1～2 から8 単位						
	自然系 ◎情報科学 I	情報科学 II、情報科学 III 物質科学、環境科学 から4 単位							
		◎線形代数演習 I ① ◎数学序論 I ◎実験数学 A ◎特殊講義 I		◎解析学序論 I ◎代数学序論 I ◎幾何学序論 I 現象数理解セミナー I 構造数理解セミナー I		◎集合と位相 I ●線形代数学 ◎実験数学 B		◎数理解析学 I 代数学 I 幾何学 I 関数解析学 I 積分論 微分方程式論 アルゴリズム論 アルゴリズム論演習①	
68 単位	全分野共通	◎線形代数演習 II ① ●数学序論 II ◎実験数学 A ◎特殊講義 I	●集合と位相 II		◎数理解析学 II 代数学 II 幾何学 II 関数解析学 II 数値解析論 数値解析論演習① 確率論		◎卒業研究④		
			◎解析学序論 II ◎代数学序論 II ◎幾何学序論 II 現象数理解セミナー II 構造数理解セミナー II プログラミング演習①		◎幾何学序論 II ◎代数学序論 II ◎幾何学序論 II 現象数理解セミナー II 構造数理解セミナー II プログラミング演習①		◎幾何学序論 II ◎代数学序論 II ◎幾何学序論 II 現象数理解セミナー II 構造数理解セミナー II プログラミング演習①		

◎必修科目 ●履修指定科目 ○推奨第一順位 無印：推奨第二順位 無記載：推奨第三順位

数理科学科履修モデル表（ファイナンスプログラム）

履修単位数	1回生		2回生		3回生		4回生		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
30単位	A群 思想と人間 現代と文化 社会・経済と統治 世界の史的構成 自然・科学と人間 数理と情報		平和と民主主義 日本経済概論 基礎マクロ経済学 基礎ミクロ経済学 環境経済学入門		A～E群から8単位				
	から12単位								
26単位	B～E群 ◎語学 8単位		●語学 2単位						
	外国語科目								
	数学	●数学 I ●数学 II ●数学演習 I ①	●数学 II ●数学 IV ●数学演習 II ①						
	情報処理	●情報処理 ●情報処理演習①							
	自然系	○物理科学 1～3 生物科学 1～2 化学 1～2 宇宙地球科学 1～2	から8単位						
68単位	自然科学・情報科学系 情報科学 II、情報科学 III 物質科学、環境科学 から4単位	○情報科学 I							
		●線形代数演習 I ① ●数学序論 I	●集合と位相 I ●線形代数 ○実験数学 B ○特殊講義 I	●集合と位相 II ○解析学序論 II 代数学序論 II 幾何学序論 II 現象数理セミナー II 構造数理セミナー II 財務・会計論 II 金融論	○ファイナンス入門	○解析学序論 I 代数学序論 I 幾何学序論 I 現象数理セミナー I 構造数理セミナー I 財務・会計論 I	○線形代数演習 II ① ●数学序論 II ○実験数学 A ○特殊講義 I	○数学科学セミナー	◎卒業研究④
		○ファイナンス入門	○解析学序論 I 代数学序論 I 幾何学序論 I 現象数理セミナー I 構造数理セミナー I 財務・会計論 I	○解析学序論 II 代数学序論 II 幾何学序論 II 現象数理セミナー II 構造数理セミナー II 財務・会計論 II ○数理統計学 プログラミング演習①	複素解析学 I 関数解析学 I ○積分論 微分方程式論 アクチュアリー数学 I ○数理ファイナンス I 保険数理	幾何学統論 解析学統論 I 解析学統論 II 確率過程論	複素解析学 II 関数解析学 II 数値解析論 数値解析論演習① ○確率論 アクチュアリー数学 II ○数理ファイナンス II	専門演習 I ④	専門演習 II ④

◎必修科目 ●履修指定科目 ○推奨第一順位 無印：推奨第二順位 無記載：推奨第三順位
 科目数右の数字は単位数、無記載の場合は語学を除き2単位

2. 物理科学科

【卒業に必要な専門科目の単位数】

68 単位以上（卒業研究 4 単位を含む）。

自由科目の取得単位数は、卒業に必要な単位数として算入されません。

【卒業研究（必修科目）の受講に必要な単位数】

教養基礎科目、基礎専門科目、専門科目（選択必修科目のうち 38 単位以上の修得を含む）

をあわせて 100 単位以上修得していること。

自由科目の取得単位数は、卒業研究の受講に必要な単位数として算入されません。

【物理科学科配当回生別専門科目一覧】

〈表の見方〉

「◎」印の科目（必修科目）は、必ず履修し単位を取得しなければ卒業できません。

「○」印の科目（選択必修科目）は、選択して必ず履修し、38 単位以上取得しなければ卒業できません。

「●」印の科目（履修指定科目）は、定められた回生で必ず受講登録しなければなりません（1 回生指定科目を除き再履修可）。

（※「専門科目の履修にあたっての注意点」も参照のこと。）

1 回 生		2 回 生		3 回 生		4 回 生	
科 目 名	単 位	科 目 名	単 位	科 目 名	単 位	科 目 名	単 位
●○物質物理学 1	②	数理統計学	②	原子分子の物理学	②	応用物性論	②
●○ミクロとマクロの世界	②	理論物理学セミナー	②	●○固体の物理学 1	②	固体の物理学 3	②
●○実験物理学セミナー	②	●○基礎熱力学	②	固体の物理学 2	②	素粒子物理学	②
●○熱と波動の世界	②	●○物質物理学 2	②	地学実験	①	相対性理論	②
●○物理数学入門	②	●○基礎物理学実験	②	電磁気学 3	②	量子光学	②
●○力学 1	②	●○計算物理学 1	②	●○統計熱物理学 2	②	量子力学 3	②
●○力学 2	②	計算物理学 2	②	統計熱物理学 3	②	◎卒業研究	④
●○波動の物理学	②	●○電磁気学 1	②	微分方程式論 I	②		
●○物理数学 1	②	●○電磁気学 2	②	微分方程式論 II	②		
		●○統計熱物理学 1	②	物理学特別講義	②		
		●○物理数学 2	②	実験物理学講義 1	②		
		●○物理数学演習	②	実験物理学講義 2	②		
		●○力学 3	②	物理学研究実習 1	②		
		●○解析力学	②	物理学研究実習 2	②		
		●○量子力学 1	②	物理数学 3	②		
		●○相対論と量子論の世界	②	●○量子力学 2	②		
		連続体物理学	②	量子力学演習	②		
		外国留学科目（専門）	①～⑧	天体物理学	②		
		外国留学特修科目（専門）	①～⑧	特殊講義（専門） I	②		
				特殊講義（専門） II	②		

【専門科目の履修にあたっての注意点】

- ①物質物理学1、ミクロとマクロの世界、実験物理学セミナー、熱と波動の世界、物理数学入門、力学1、力学2は履修指定科目であり、かつ受講登録は1回生に限られます。ただし、編入学等の特別な事情がある場合は、回生にかかわらず受講できることがあります。波動の物理学、物理数学1は、履修指定科目ですが2回生以上で再履修することができます。
- ②理論物理学セミナーを受講できるのは2回生の学生に限られます。ただし、編入学等の特別な事情がある場合は、この要件を満たさなくても受講できることがあります。また、学科の判断により、1回生小集団教育科目である力学1、力学2の成績に基づいて履修者数を制限する可能性があります。前期登録をした後に「履修不可」となった場合は、登録を取り消さない限り自動的に「F」となりますのでご注意ください。
- ③3回生配当の実験物理学講義1(2)と物理学研究実習1(2)は密接に関連しているので、必ずセットで履修して下さい。
- ④卒業研究を充実させるために、専門科目についても卒業研究開始時点で50単位以上取得しておくことが望ましいです。
- ⑤本学科では、主に高回生において4回生での卒業研究の際、または大学院進学時に実験物理系・理論物理系を希望する皆さんのための多彩な講義・演習・実験科目を用意しています。どのような科目を履修すればよいかについては、下記の専門科目の分類表、履修系統図、オンラインシラバス等を参考に自分で判断し、また気軽に各教員に相談して下さい。登録等について不明な点がある場合や、また「どの先生に相談していいかわからない」といった場合は、まずは理工学部事務室に行って相談して下さい。
- ⑥高度な専門的力量をつけるために、また単位数の読み違いなどで卒業できないという事態を生み出さないために、多めに単位を取得して下さい。

【基礎専門科目履修例】

●は履修指定科目を示す。

		1回生		2回生		卒業必要 単位数
		第1 Semester	第2 Semester	第3 Semester	第4 Semester	
基礎専門科目	自然系基礎	化学1	化学2	生物科学1	生物科学2	26 単位 以上
		宇宙地球科学1		宇宙地球科学2		
	自然総合・情報科学系			●物質科学		
	数学	●数学Ⅰ ●数学Ⅲ ●数学演習Ⅰ	●数学Ⅱ ●数学Ⅳ ●数学演習Ⅱ			
	情報処理	●情報処理 ●情報処理演習				

※あくまで履修の一例であって、履修指定科目以外は必ずしもこのように履修しなければいけないわけではありません。またすべての基礎専門科目を網羅した表ではありません。宇宙地球科学1、2については、クラス毎に開講時期・講義内容が異なります。オンラインシラバス等で確認して下さい。

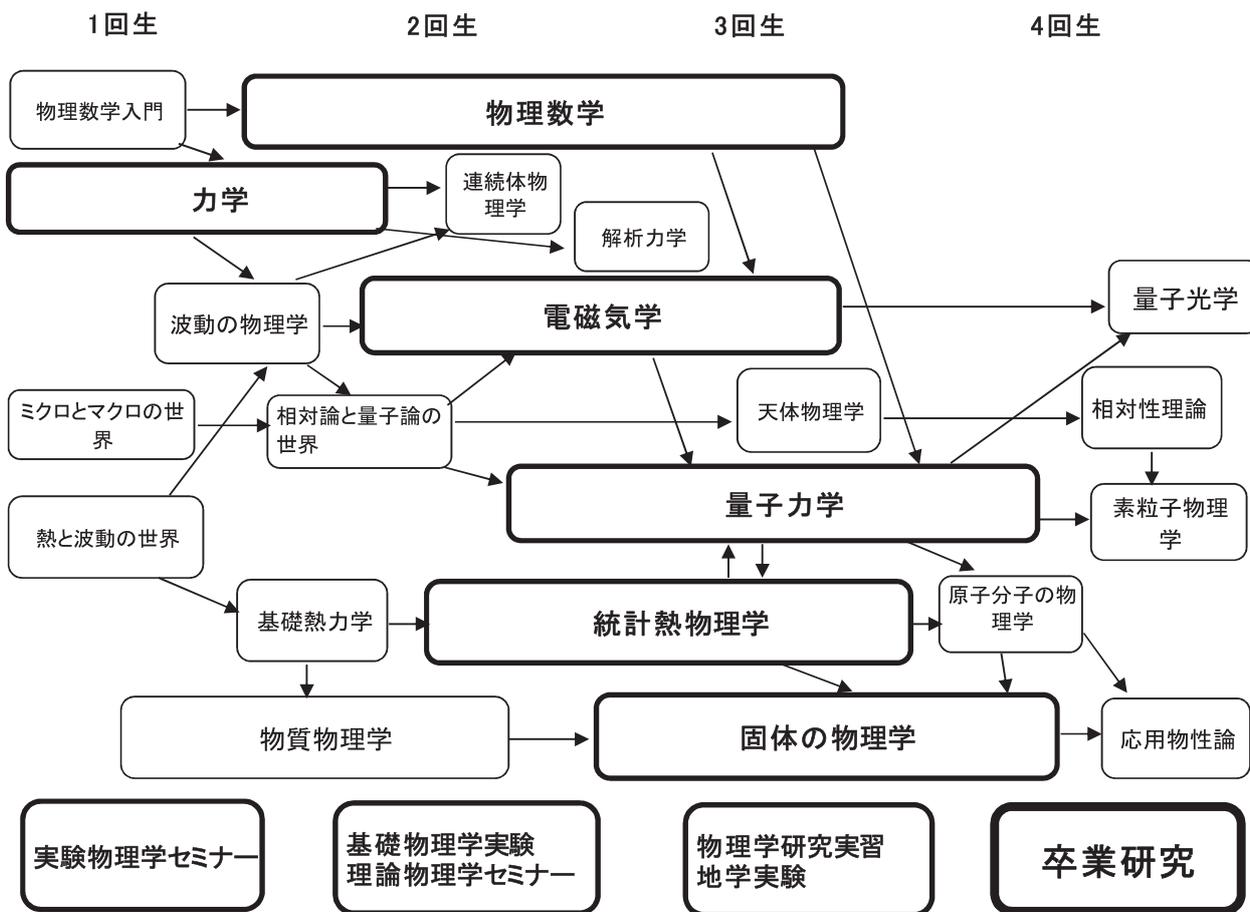
【物理科学科専門科目の分類】

◎は必修科目、●は履修指定科目、○は選択必修科目を示す。

	物理数学	力学	熱・統計力学	電磁気学	量子力学	相対論・宇宙物理学	物性物理学	実験・実習、その他
1 回 生	●○物理数学入門 ●○物理数学1	●○力学1 ●○力学2 ●○熱と波動の世界 ●○波動の物理学			●○ミクロとマクロの世界		●○物質物理学1	●○実験物理セミナー
2 回 生	●○物理数学演習 ●○物理数学2 数理統計学	●○力学3 ●○解析力学 連続体物理学	●○基礎熱力学 ●○統計熱物理学1	●○電磁気学1 ●○電磁気学2	●○相対論と量子論の世界 ●○量子力学1		●○物質物理学2	●○基礎物理学実験 理論物理学セミナー ●○計算物理学1 計算物理学2
3 回 生	物理数学3 微分方程式論I 微分方程式論II		●○統計熱物理学2 統計熱物理学3	電磁気学3	●○量子力学2 原子分子の物理学 量子力学演習	天体物理学	●○固体の物理学1 固体の物理学2	実験物理学講義1 物理学研究実習1 実験物理学講義2 物理学研究実習2 物理学特別講義 地学実験
4 回 生					量子力学3	相対性理論	固体の物理学3	
				量子光学	素粒子物理学		応用物性論	◎卒業研究

【物理科学科履修系統図】

※矢印による相関はあくまでおおまかなイメージです。各科目の詳細な内容はオンラインシラバス等を参照してください。またすべての専門科目を網羅するものではありません。



3. 電気電子工学科

【卒業に必要な専門科目の単位数】

68 単位以上（卒業研究 4 単位を含む）。

自由科目の取得単位数は、卒業に必要な単位数として算入されません。

【卒業研究（必修科目）の受講に必要な単位数】

教養基礎科目、基礎専門科目、専門科目をあわせて 96 単位以上修得していること。ただし、5 回生以上については、卒業研究を受講登録することによって卒業見込となることが条件です。

自由科目の取得単位数は、卒業研究の受講に必要な単位数として算入されません。

【電気電子工学科配当回生別専門科目一覧】

〈表の見方〉

「◎」印の科目（必修科目）は、必ず履修し単位を取得しなければ卒業できません。

「○」印の科目（選択必修科目）は、選択して必ず履修し、22 単位以上取得しなければ卒業できません。

「●」印の科目（履修指定科目）は、定められた回生で必ず受講登録しなければなりません（再履修可）。

1 回 生		2 回 生		3 回 生		4 回 生	
科 目 名	単 位 数	科 目 名	単 位 数	科 目 名	単 位 数	科 目 名	単 位 数
●○電 気 回 路 I	②	●○アナログ信号処理	②	●○固 体 物 性 I	②	コンピュータシステム	②
●○ベクトル解析	②	●○電 気 回 路 II	②	固 体 物 性 II	②	パワーエレクトロニクスII	②
●電気電子工学概論	②	●○電 気 回 路 演 習	①	電 気 機 器 工 学	②	計 測 工 学	②
●電気電子工学入門	②	●○電 気 電 子 数 学 演 習	①	量 子 力 学	②	情 報 通 信 シ ス テ ム	②
●○電 磁 気 学 I	②	●○電 磁 気 学 演 習	①	●確 率 統 計	②	電 力 シ ス テ ム 工 学	②
●○微 分 方 程 式	②	●電気電子工学実験 I	②	●○電 子 回 路 演 習	①	回 路 設 計 CAD	②
●電気電子工学基礎実験	②	●電気電子工学実験 II	②	●電気電子工学応用演習	①	電 気 法 規	②
		●○電 子 回 路 I	②	●電気電子工学実験 III	②	電 子 計 測	②
		●○電 磁 気 学 II	②	●○電 子 回 路 II	②	光 シ ス テ ム 工 学	②
		●○複 素 関 数 論	②	ディジタル信号処理	②	光 エ レ ク ト ロ ニ ク ス	②
		●○論 理 回 路	②	パワーエレクトロニクス I	②	情 報 通 信 法 規	②
		統計物理学	②	制 御 工 学	②	特 殊 講 義 (専 門) II	②
		言語とプログラミング	②	通 信 工 学	②	◎卒 業 研 究	④
		幾何光学	②	電 子 制 御	②		
		外国留学科目（専門）	①～⑧	半 導 体 工 学	②		
		外国留学特修科目（専門）	①～⑧	電 磁 波 工 学	②		
				波 動 光 学	②		
				画 像 情 報 工 学	②		
				光 電 子 材 料	②		
				光 通 信 工 学	②		
				特 殊 講 義 (専 門) I	②		

【専門科目の履修にあたっての注意点】

電気主任技術者、電気通信主任技術者、無線技師等の資格を取得するには、在学中に必ず修得しておかなければならない科目があります。詳しくは「資格」の項を参照してください。

【カリキュラムの系統と専門科目の分類（科目群）を鑑みた履修】

計画性をもった科目履修を行うにあたって参考となるよう、先に示した「電気電子工学科配当回生別専門科目一覧」から作成した「電気電子工学科専門科目群一覧」と「電気電子工学科カリキュラム系統図」を次に示します。

「電気電子工学科カリキュラム系統図」は、電気電子工学科の専門科目がどのような関連性のもとに配置されているかを概略的に示したものです。専門科目間のこれらの相互関連性を考慮し、出来るだけ表記の系統にしたがって履修を行ってください。

「電気電子工学科専門科目群一覧」は、電気・電子工学の学問的基礎を学修する「学科共通科目群」、基本から応用展開をはかるための5つの「専門科目群」（「電子システム科目群」、「光システム科目群」、「通信システム科目群」、「電子デバイス科目群」、「環境・エネルギーシステム科目群」）の分類を示したものです。「専門科目群」内の専門科目は、それぞれ閉じた系に存在するのではなく、「学科共通科目群」内の専門科目や他の「専門科目群」内の専門科目と系統を形成しています。

これらの「学科共通科目群」および「専門科目群」を参考に、基礎的な電気・電子工学の知識を修得できるよう、かつ自身の関心や進路を十分に考慮した科目履修を行ってください。

電気電子工学科 専門科目群一覧

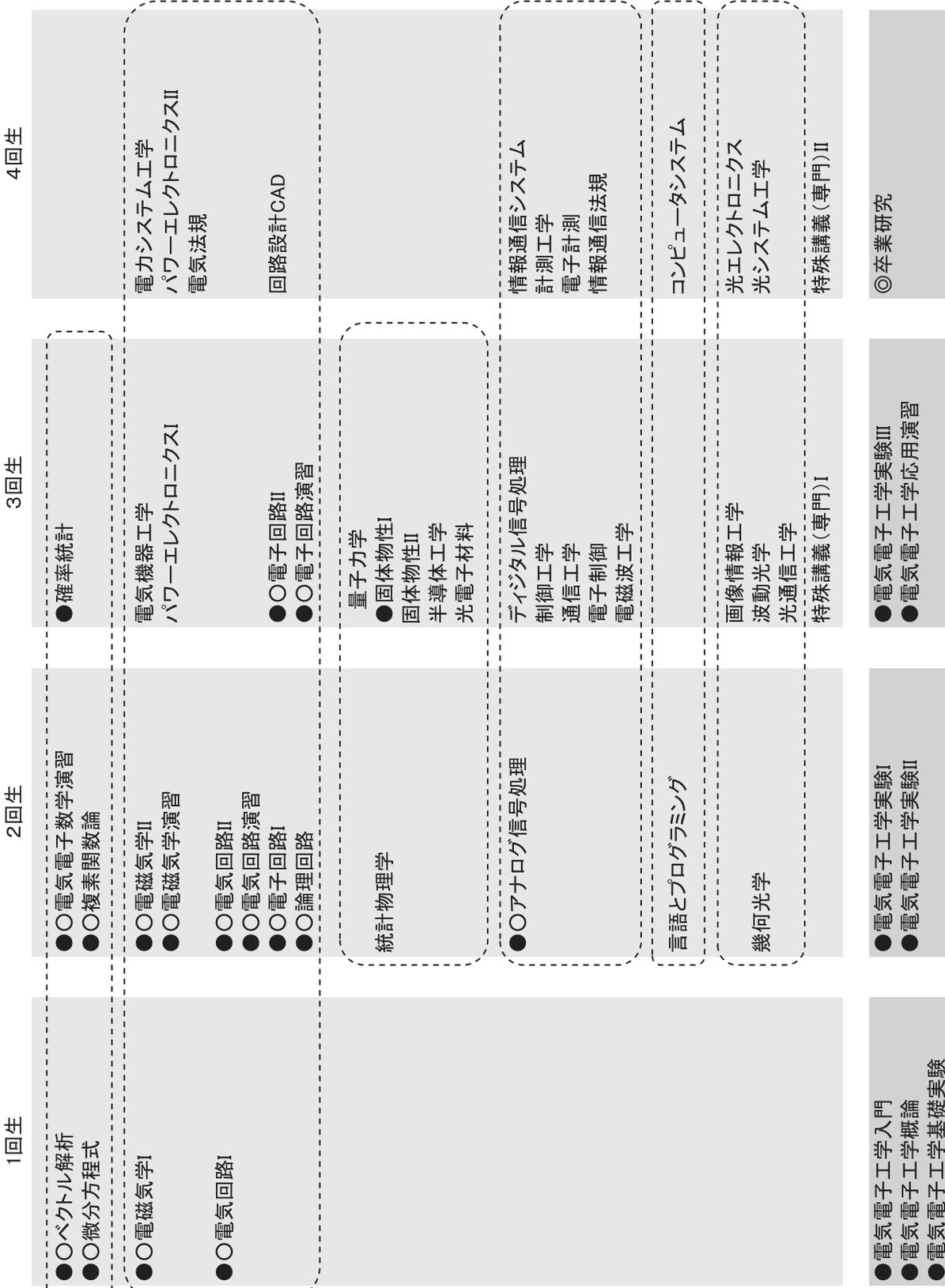
		1回生	2回生	3回生	4回生		
		科目名	科目名	科目名	科目名		
専門科目	学科共通専門科目群	講義科目群	●○電気回路Ⅰ(2) ●○ベクトル解析(2) ●○電磁気学Ⅰ(2) ●○微分方程式(2)	●○アナログ信号処理(2) ●○電気回路Ⅱ(2) ●○電子回路Ⅰ(2) ●○電磁気学Ⅱ(2) ●○複素関数論(2) ●○論理回路(2) 言語とプログラミング(2)	●固体物性Ⅰ(2) 電気機器工学(2) ●確率統計(2) ●○電子回路Ⅱ(2) 制御工学(2) 電磁波工学(2)	回路設計 CAD(2)	
		実験・実習・演習科目群	●電気電子工学基礎実験(2) ●電気電子工学概論(2) ●電気電子工学入門(2)	●○電気回路演習(1) ●○電気電子数学演習(1) ●電気電子工学実験Ⅰ(2) ●電気電子工学実験Ⅱ(2)	●○電子回路演習(1) ●電気電子工学応用演習(1) ●電気電子工学実験Ⅲ(2)	◎卒業研究(4)	
	専門科目群	電子システム科目群			デジタル信号処理(2) 電子制御(2)	計測工学(2) 電子計測(2)	卒業に必要な単位数 68単位以上
		光システム科目群		幾何光学(2)	波動光学(2) 画像情報工学(2) 光通信工学(2)	光システム工学(2) 光エレクトロニクス(2)	
		通信システム科目群			通信工学(2)	コンピュータシステム(2) 情報通信システム(2) 情報通信法規(2)	
		電子デバイス科目群		統計物理学(2)	固体物性Ⅱ(2) 量子力学(2) 半導体工学(2) 光電子材料(2)		
		環境・エネルギーシステム科目群			パワーエレクトロニクスⅠ(2)	パワーエレクトロニクスⅡ(2) 電力システム工学(2) 電気法規(2)	

「◎」印の科目（必修科目）は、必ず履修し単位を取得しなければ卒業できません。
 「○」印の科目（選択必修科目）は、選択して必ず履修し、22単位以上取得しなければ卒業できません。
 「●」印の科目（履修指定科目）は、定められた回生で必ず受講登録しなければなりません（再履修可）。

基礎専門科目配当回生別科目一覧

	系 列	1回配当	2回配当	
基礎専門科目	自然系	物理学 1～3 各(2) 特殊講義（基礎専門）Ⅰ・Ⅱ（物理学演習） 各(1) 化学 1・2 各(2) 生物科学 1・2 各(2) 宇宙地球科学 1・2 各(2)		卒業に必要な単位数 26単位以上
	自然系・ 情報科学系	情報科学Ⅰ(2)	情報科学Ⅱ・Ⅲ 各(2) 環境科学(2) 物質科学(2)	
	数学	数学Ⅰ～Ⅳ 各(2) 数学演習Ⅰ・Ⅱ 各(1)		
	情報処理	●情報処理(2) ●情報処理演習(1)		

「●」印の科目（履修指定科目）は、定められた回生で必ず受講登録しなければなりません（再履修可）。



「◎」印の科目(必修科目)は、必ず履修し単位を取得しなければ卒業できません。

「○」印の科目(選択必修科目)のうち2単位以上を修得しなければなりません。

「●」印の科目(履修指定科目)は、定められた回生で必ず受講登録し、履修しなければなりません。

4. 電子情報工学科

【卒業に必要な専門科目の単位数】

68 単位以上（卒業研究 4 単位を含む）。

自由科目の取得単位数は、卒業に必要な単位数として算入されません。

【卒業研究（必修科目）の受講に必要な単位数】

教養基礎科目、基礎専門科目、専門科目をあわせて 96 単位以上修得していること。ただし、5 回生以上については、卒業研究を受講登録することによって卒業見込となることが条件です。

自由科目の取得単位数は、卒業研究の受講に必要な単位数として算入されません。

【電子情報工学科配当回生別専門科目一覧】

〈表の見方〉

「◎」印の科目（必修科目）は、必ず履修し単位を取得しなければ卒業できません。

「○」印の科目（選択必修科目）は、選択して必ず履修し、26 単位以上取得しなければ卒業できません。

「●」印の科目（履修指定科目）は、定められた回生で必ず受講登録しなければなりません（再履修可）。

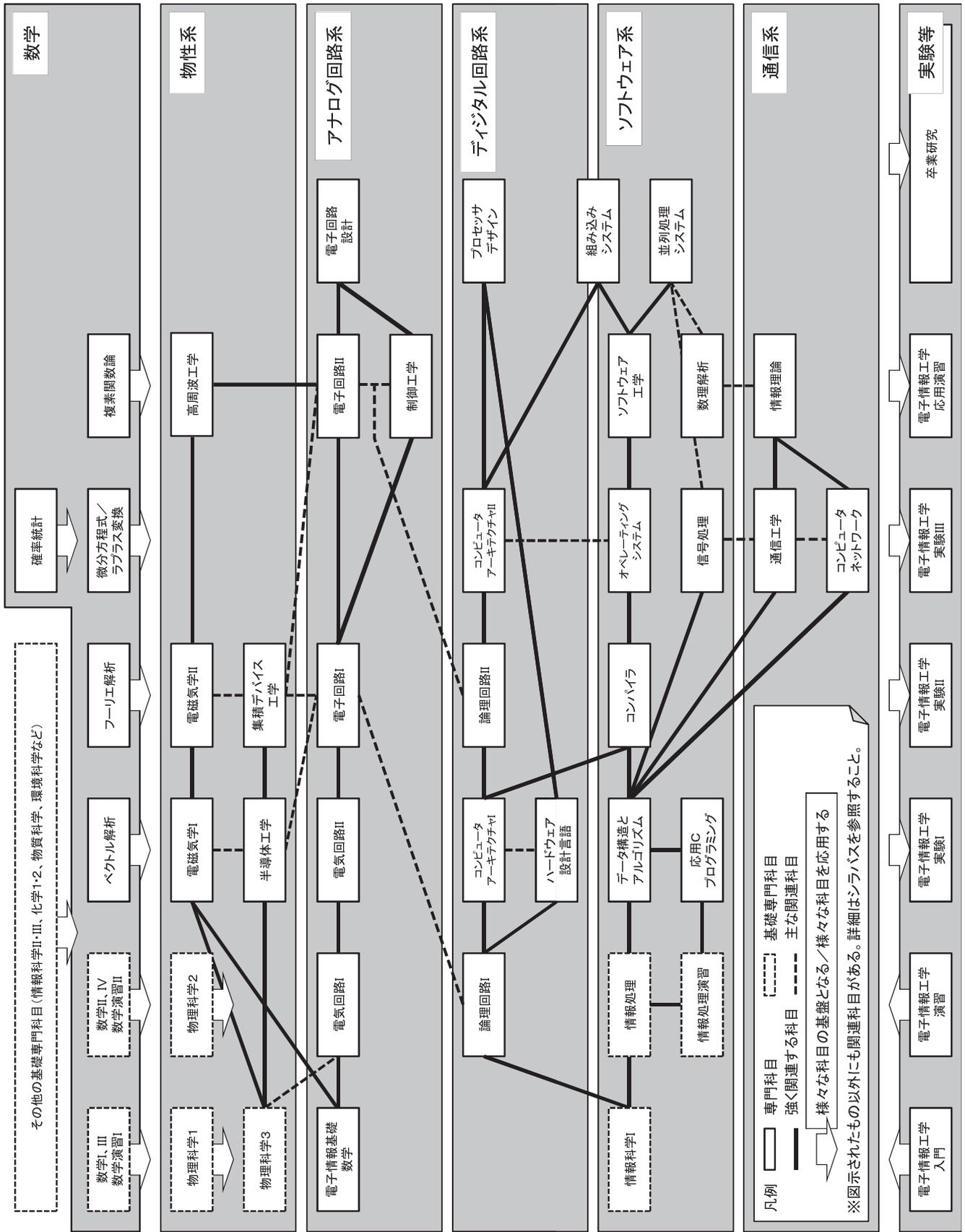
1 回 生		2 回 生		3 回 生		4 回 生	
科 目 名	単 位 数	科 目 名	単 位 数	科 目 名	単 位 数	科 目 名	単 位 数
○電子情報基礎数学	②	○電気回路Ⅱ	②	電子回路Ⅱ	②	電子回路設計	②
○電気回路Ⅰ	②	○電子回路Ⅰ	②	制御工学	②	プロセッサデザイン	②
○論理回路Ⅰ	②	○電磁気学Ⅰ	②	高周波工学	②	組み込みシステム	②
●電子情報工学入門	②	○電磁気学Ⅱ	②	コンピュータアーキテクチャⅡ	②	並列処理システム	②
●電子情報工学演習	①	○半導体工学	②	オペレーティングシステム	②	◎卒業研究	④
		集積デバイス工学	②	ソフトウェア工学	②		
		論理回路Ⅱ	②	数理解析	②		
		○コンピュータアーキテクチャⅠ	②	○情報理論	②		
		○ハードウェア設計言語	②	信号処理	②		
		○データ構造とアルゴリズム	②	通信工学	②		
		○応用Cプログラミング	②	コンピュータネットワーク	②		
		コ ン パ イ ラ	②	○微分方程式/ラプラス変換	②		
		○ベクトル解析	②	確率統計	②		
		○フーリエ解析	②	複素関数論	②		
		●電子情報工学実験Ⅰ	②	●電子情報工学実験Ⅲ	②		
		●電子情報工学実験Ⅱ	②	●電子情報工学応用演習	①		
		特殊講義（専門）Ⅰ	②	特殊講義（専門）Ⅱ	②		
		外国留学科目（専門）	①～⑧				
		外国留学特修科目（専門）	①～⑧				

【専門科目の履修にあたっての注意点】

施工管理技師等の資格を取得するには、在学中に必ず修得しておかなければならない科目があります。

詳しくは「資格」の項を参照してください。

電子情報工学科 履修系統図



5. 機械工学科

【卒業に必要な専門科目の単位数】

68 単位以上（卒業研究4単位を含む）。

自由科目の取得単位数は、卒業に必要な単位数として算入されません。

【卒業研究（必修科目）の受講に必要な単位数】

教養基礎科目、基礎専門科目、専門科目をあわせて 100 単位以上修得していること。

自由科目の取得単位数は、卒業研究の受講に必要な単位数として算入されません。

【機械工学科配当回生別専門科目一覧】

〈表の見方〉

「◎」印の科目（必修科目）は、必ず履修し単位を取得しなければ卒業できません。

「○」印の科目（選択必修科目）は、選択して必ず履修し、16 単位以上取得しなければ卒業できません。

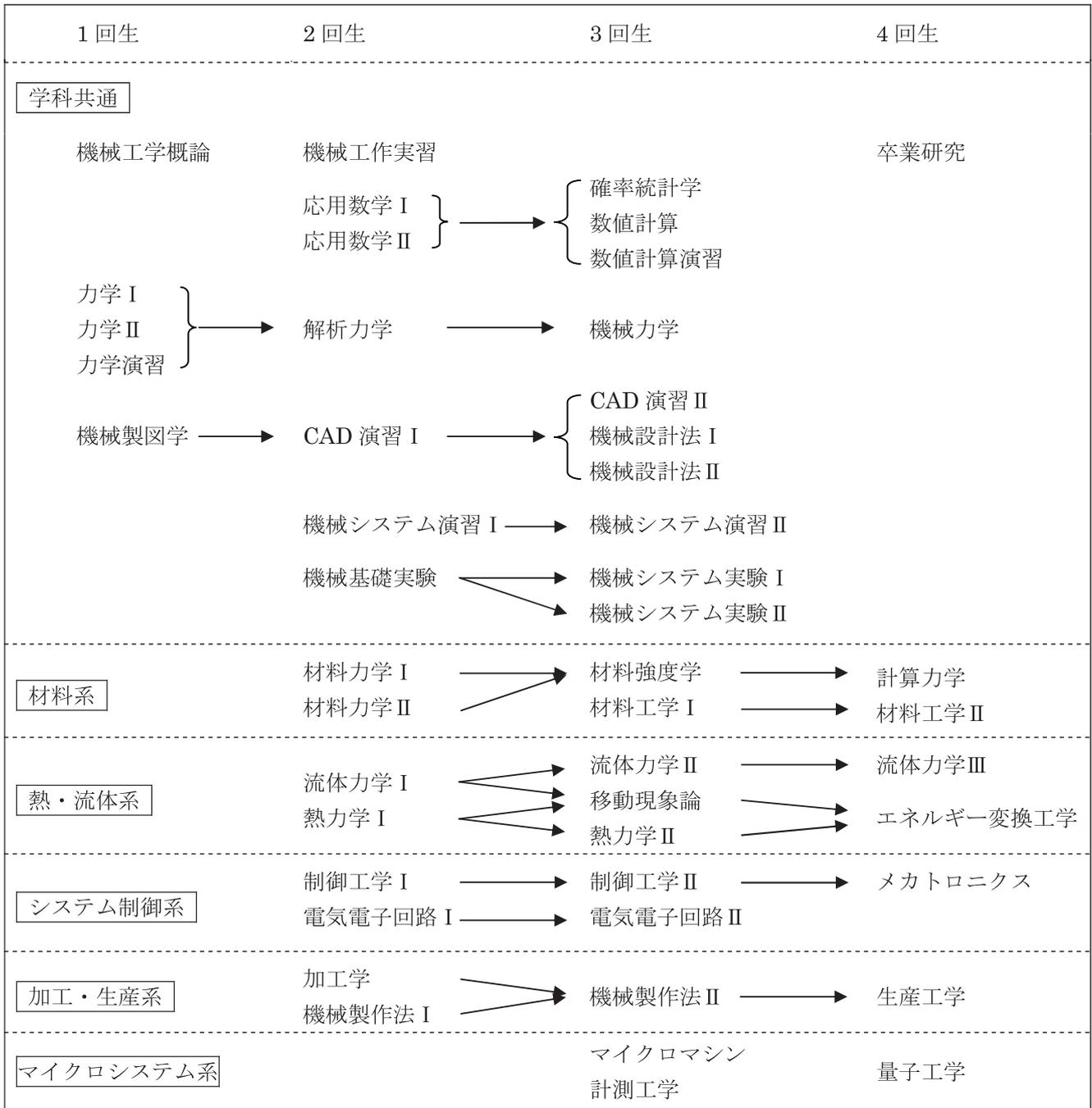
「●」印の科目（履修指定科目）は、定められた回生で必ず受講登録しなければなりません（再履修可）。

1 回 生		2 回 生		3 回 生		4 回 生	
科 目 名	単 位 数	科 目 名	単 位 数	科 目 名	単 位 数	科 目 名	単 位 数
●○機 械 工 学 概 論	②	○材 料 力 学 I	②	●数 値 計 算 演 習	①	計 算 力 学	②
●○力 学 I	②	○応 用 数 学 I	②	●機 械 シ ス テ ム 実 験 I	①	材 料 工 学 II	②
○力 学 II	②	○応 用 数 学 II	②	●機 械 シ ス テ ム 実 験 II	①	流 体 力 学 III	②
●力 学 演 習	①	○材 料 力 学 II	②	確 率 統 計 学	②	生 産 工 学	②
○機 械 製 図 学	②	○流 体 力 学 I	②	制 御 工 学 II	②	エ ネ ル ギ ー 変 換 工 学	②
		○制 御 工 学 I	②	計 測 工 学	②	メ カ ト ロ ニ ク ス	②
		○加 工 学	②	材 料 工 学 I	②	量 子 工 学	②
		●C A D 演 習 I	①	流 体 力 学 II	②	特 殊 講 義 (専 門) II	②
		●機 械 工 作 実 習	①	熱 力 学 II	②	◎卒 業 研 究	④
		○熱 力 学 I	②	移 動 現 象 論	②		
		○電 気 電 子 回 路 I	②	材 料 強 度 学	②		
		○解 析 力 学	②	機 械 設 計 法 I	②		
		機 械 製 作 法 I	②	機 械 設 計 法 II	②		
		●機 械 シ ス テ ム 演 習 I	①	電 気 電 子 回 路 II	②		
		●機 械 基 礎 実 験	①	●C A D 演 習 II	①		
		外国留学科目（専門）	①～⑧	数 値 計 算	②		
		外国留学特修科目（専門）	①～⑧	機 械 製 作 法 II	②		
				機 械 力 学	②		
				マ イ ク ロ マ シ ン	②		
				●機 械 シ ス テ ム 演 習 II	①		
				特 殊 講 義 (専 門) I	②		

【専門科目の履修にあたっての注意点】

①2回生配当の「加工学」、「電気電子回路Ⅱ」は、必ず機械工学科専用クラスを受講してください。ロボティクス学科でも開講されますが、学科違いで受講すると単位を取得できません。

②ボイラー・タービン主任技術者等の資格を取得するには、在学中に修得しておくことが望ましい科目があります。詳しくは国家試験要覧等を参照してください。



6. ロボティクス学科

【卒業に必要な専門科目の単位数】

68 単位以上（卒業研究 4 単位を含む）。

自由科目の取得単位数は、卒業に必要な単位数として算入されません。

【卒業研究（必修科目）の受講に必要な単位数】

教養基礎科目、基礎専門科目、専門科目をあわせて 100 単位以上修得していること。

自由科目の取得単位数は、卒業研究の受講に必要な単位数として算入されません。

【ロボティクス学科配当回生別専門科目一覧】

〈表の見方〉

「◎」印の科目（必修科目）は、必ず履修し単位を取得しなければ卒業できません。

「○」印の科目（選択必修科目）は、選択して必ず履修し、16 単位以上取得しなければ卒業できません。

「●」印の科目（履修指定科目）は、定められた回生で必ず受講登録しなければなりません（再履修可）。

1 回 生		2 回 生		3 回 生		4 回 生	
科 目 名	単 位 数	科 目 名	単 位 数	科 目 名	単 位 数	科 目 名	単 位 数
●メカトロニクス科学技術論	②	○材 料 力 学 I	②	●ロボット実験Ⅱ	②	マイクロマシン	②
●ロボティクス概論	②	○材 料 力 学 II	②	●ロボット実験Ⅲ	②	生産工学	②
○機械製図学	②	●機械工作実習	①	○アクチュエータ工学	②	◎卒業研究	④
○力 学 I	②	●C A D 演 習	②	数 値 計 算	②		
○力 学 II	②	○応 用 数 学 I	②	セ ン サ 工 学	②		
●ロボット実験Ⅰ	②	○応 用 数 学 II	②	電 気 電 子 回 路 II	②		
		●プログラミング演習	②	バ イ オ メ カ ニ ク ス	②		
		○ロボット機構学	②	福 祉 イ ン タ ー フ ェ イ ス 論	②		
		○制 御 工 学 I	②	○ロボットビジョン	②		
		生 体 機 能 論	②	○ロボット運動制御	②		
		知 能 科 学	②	確 率 統 計 学	②		
		○熱 力 学	②	計 測 工 学	②		
		○流 体 力 学	②	制 御 工 学 II	②		
		○解 析 力 学	②	○ロボット制御システム	②		
		○電 気 電 子 回 路 I	②	機 械 力 学	②		
		●力 学 演 習	①	特 殊 講 義 (専 門) I	②		
		●数 学 演 習	①	特 殊 講 義 (専 門) II	②		
		○加 工 学	②	●ロボット設計演習	②		
		外国留学科目（専門）	①～⑧				
		外国留学特修科目（専門）	①～⑧				

【専門科目の履修にあたっての注意点】

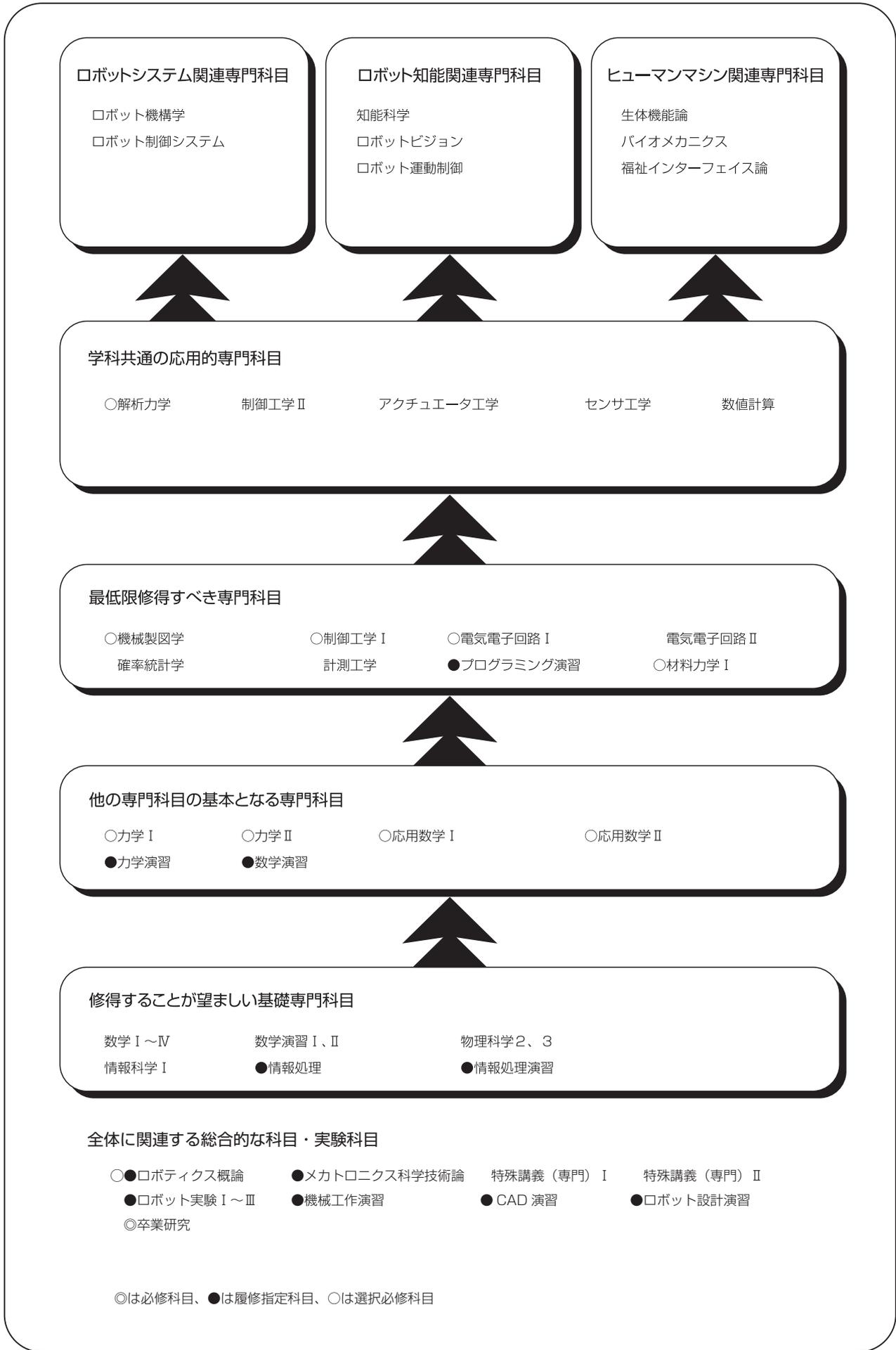
2 回生配当の「加工学」、「電気電子回路Ⅱ」は必ずロボティクス学科専用クラスを受講してください。機械工学科でも開講されますが、学科違いで受講すると単位を取得できません。

ロボティクス学科履修モデル

◎は必修科目、●は履修指定科目、○は選択必修科目を示す。

		1 回 生	2 回 生	3 回 生	4 回 生	卒業 必要 単位数
基礎 専門 科目	自然系基礎	物理学Ⅱ 物理学Ⅲ				26 単位 以上
	自然総合・ 情報科学系	情報科学Ⅰ	情報科学Ⅱ 情報科学Ⅲ			
	数学	数学Ⅰ 数学Ⅱ 数学Ⅲ 数学Ⅳ 数学演習Ⅰ 数学演習Ⅱ				
	情報処理	●情報処理 ●情報処理演習				
専 門 科 目	学系共通科目	○力学Ⅰ ○力学Ⅱ ○機械製図学	●機械工作実習 ●CAD 演習 ○解析力学 ○応用数学Ⅰ ○応用数学Ⅱ ○制御工学Ⅰ ○材料力学Ⅰ ○材料力学Ⅱ ○流体力学 ○熱力学 ○電気電子回路Ⅰ ○加工学	制御工学Ⅱ 数値計算 計測工学 確率統計学 電気電子回路Ⅱ 機械力学	◎卒業研究 マイクロマシン 生産工学	68 単位 以上
	学科共通科目	○●ロボティクス概論 ●メカトロニクス科学技術論 ●ロボット実験Ⅰ	●プログラミング演習 ●力学演習 ●数学演習	センサ工学 アクチュエータ工学 ●ロボット実験Ⅱ ●ロボット実験Ⅲ ●ロボット設計演習 特殊講義（専門）Ⅰ 特殊講義（専門）Ⅱ		
	システム系		ロボット機構学	ロボット制御システム		
	知能系		知能科学	ロボット運動制御 ロボットビジョン		
	人間系		生体機能論	福祉インターフェイス論 バイオメカニクス		

ロボティクス学科履修系統図



7. 都市システム工学科

【卒業に必要な専門科目の単位数】

68 単位以上（卒業研究 4 単位を含む）。

自由科目の取得単位数は、卒業に必要な単位数として算入されません。

【卒業研究（必修科目）の受講に必要な単位数】

教養基礎科目、基礎専門科目、専門科目をあわせて 100 単位以上修得していること。

自由科目の取得単位数は、卒業研究の受講に必要な単位数として算入されません。

【都市システム工学科配当回生別専門科目一覧】

〈表の見方〉

「◎」印の科目（必修科目）は、必ず履修し単位を取得しなければ卒業できません。

「☆」印の科目（選択必修科目）は、選択必修科目群の表に示されている単位数を必ず修得しなければ卒業できません。

「●」印の科目（履修指定科目）は、定められた回生で必ず受講登録しなければなりません（再履修可）。

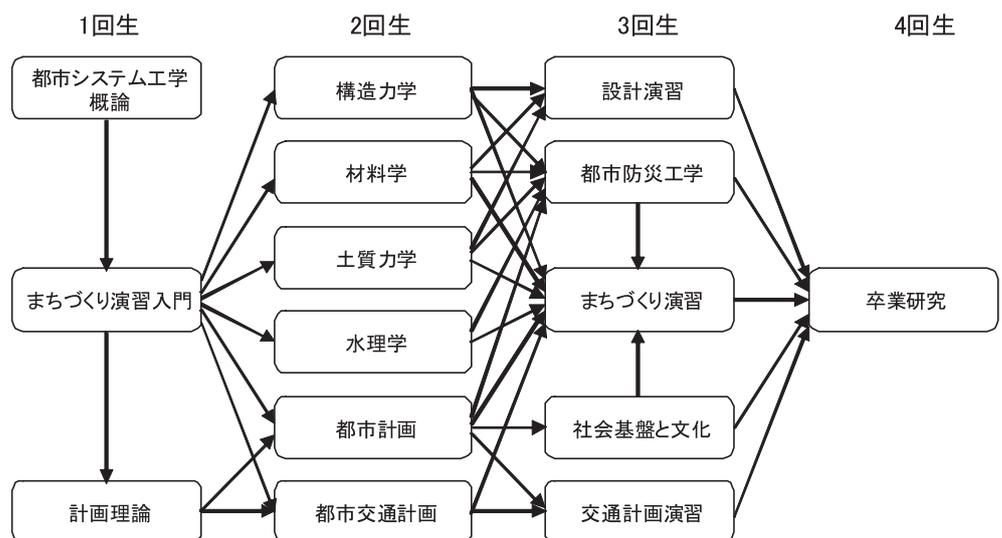
1 回 生		2 回 生		3 回 生		4 回 生	
科 目 名	単 位 数	科 目 名	単 位 数	科 目 名	単 位 数	科 目 名	単 位 数
●☆都市システム工学概論	②	☆構 造 力 学 I	②	☆ま ち づ ぐ り 演 習	②	水 処 理 工 学	②
●☆まちづくり演習入門	②	☆構 造 力 学 II	②	☆数 値 解 析	②	環 境 地 盤 工 学	②
●☆都市システム基礎数学	②	☆構 造 力 学 演 習 I	②	鋼 構 造 学	②	広 域 計 画	②
☆計 画 理 論	②	☆構 造 力 学 演 習 II	②	河 川 工 学	②	☆施 設 メ ン テ ナ ンス	②
C A D 演 習	②	☆材 料 学	②	上 下 水 道 計 画	②	◎卒 業 研 究	④
		コンクリート構造学	②	☆都 市 計 画 II	②		
		☆水 理 学 I	②	☆社 会 基 盤 と 文 化	②		
		☆水 理 学 II	②	☆都 市 防 災 工 学 I	②		
		☆水 理 学 演 習 I	②	☆都 市 防 災 工 学 II	②		
		☆水 理 学 演 習 II	②	☆サ ス テ ナ ビ リ ティ 設 計 論	②		
		☆土 質 力 学 I	②	道 路 シ ス テ ム	②		
		☆土 質 力 学 II	②	公 共 輸 送 シ ス テ ム	②		
		☆土 質 力 学 演 習 I	②	☆交 通 計 画 演 習	②		
		☆土 質 力 学 演 習 II	②	☆設 計 演 習	②		
		☆計 画 理 論 演 習	②	☆建 設 ・ 保 全 技 術	②		
		☆都 市 計 画 I	②	測 量 学	②		
		☆都 市 交 通 計 画	②	☆測 量 学 実 習	②		
		☆環 境 都 市 工 学 実 験 I	②	☆環 境 都 市 工 学 実 験 II	②		
		特 殊 講 義（専 門）I	②	特 殊 講 義（専 門）II	②		
		外国留学科目（専門）	①～⑧				
		外国留学特修科目（専門）	①～⑧				

選択必修科目群		要卒 単位数	科 目 名
A	応用数学系	2単位	都市システム基礎数学、数値解析
B	都市デザイン・ 防災系	8単位	計画理論、都市計画Ⅰ、都市計画Ⅱ、都市交通計画、社会基盤と文化、 都市防災工学Ⅰ、都市防災工学Ⅱ
C	応用力学・ 材料系	6単位	構造力学Ⅰ、構造力学Ⅱ、水理学Ⅰ、水理学Ⅱ、土質力学Ⅰ、土質力学Ⅱ、 材料学
D	専門演習系	8単位	構造力学演習Ⅰ、構造力学演習Ⅱ、水理学演習Ⅰ、水理学演習Ⅱ、土質 力学演習Ⅰ、土質力学演習Ⅱ、計画理論演習、交通計画演習
E	実 験 ・ 実 習 系	4単位	環境都市工学実験Ⅰ、環境都市工学実験Ⅱ、測量学実習
F	実 務 系	2単位	建設・保全技術、サステナビリティ設計論、設計演習、施設メンテナンス
G	協働科目系	2単位	都市システム工学概論、まちづくり演習入門、まちづくり演習

【専門科目の履修にあたっての注意点】

- ①卒業研究を受講登録するには、教養基礎科目、基礎専門科目、専門科目をあわせて100単位以上修得していることが必要です。卒業研究は必修科目です。受講できなくなると、就職活動などに必要となる卒業見込証明書を発行できませんので、十分注意してください。なお、受講登録をする前年度の後期に卒業研究室の仮配属を行います。卒業研究を受講する学生は、必ず前年度に卒業研究室の仮配属を受けてください。
- ②授業は全回出席を基本とします。なお、単位の修得にあたっては、演習・実習・実験科目では3/4以上、その他の科目では2/3以上の出席が前提となります。
- ③構造、水理、土質の基礎3力学と計画学の修得を基本とし、安全で住みやすい都市のシステムを構築するために必要な科目をコア科目として位置づけて、その大半を選択必修科目としています。これらの科目の修得により都市システム工学の専門職に就くための基礎固めが可能になります。幅広い知識と技能を修得するためには、その他の応用科目の履修も必要です。また、技術者倫理に関する学習も必要です。
- ④選択必修科目群Eの実験・実習科目は、いずれも社会に出てから重要な科目ですから、なるべく3科目とも履修するようにしてください。

【都市システム工学科履修系統図】



8. 環境システム工学科

【卒業に必要な専門科目の単位数】

68 単位以上（卒業研究4単位を含む）。
自由科目の取得単位数は、卒業に必要な単位数として算入されません。

【卒業研究（必修科目）の受講に必要な単位数】

教養基礎科目、基礎専門科目、専門科目をあわせて 100 単位以上修得していること。
自由科目の取得単位数は、卒業研究の受講に必要な単位数として算入されません。

【環境システム工学科配当回生別専門科目一覧】

〈表の見方〉

「◎」印の科目（必修科目）は、必ず履修し単位を取得しなければ卒業できません。
「☆」印の科目（選択必修科目）は、選択必修科目群の表に示されている単位数を必ず修得しなければ卒業できません。
「●」印の科目（履修指定科目）は、定められた回生で必ず受講登録しなければなりません（再履修可）。

1 回 生		2 回 生		3 回 生		4 回 生	
科 目 名	単 位 数	科 目 名	単 位 数	科 目 名	単 位 数	科 目 名	単 位 数
●環境システム工学概論	②	☆環 境 統 計 学	②	環 境 水 理 学	②	◎卒 業 研 究	④
●環 境 基 礎 科 学	②	●☆構 造 力 学 I	②	環 境 地 盤 工 学	②	生 態 工 学	②
☆環 境 基 礎 数 学	②	構 造 力 学 II	②	☆空 間 情 報 工 学	②	建 築 環 境 工 学	②
☆計 画 理 論	②	●☆水 理 学 I	②	☆都 市 交 通 計 画	②	☆測 量 学 実 習	②
特殊講義（専門）I	②	水 理 学 II	②	☆水 処 理 工 学	②		
☆CG/CAD 演習	②	●☆土 質 力 学	②	環 境 衛 生 学	②		
●環 境 デ ザ イン 実 習	②	工 コ マ テ リ ア ル	②	大 気 環 境 管 理	②		
		●☆都 市 計 画	②	環 境 評 価 シ ス テ ム	②		
		☆都 市 ・ 地 域 マ ネ ジ ム ン ト	②	地 球 環 境 シ ス テ ム	②		
		●☆環 境 指 標	②	ラ ン ド ス ケ ー プ 計 画	②		
		☆水 環 境 学	②	測 量 学	②		
		☆上 下 水 道 計 画	②	☆環 境 経 済 評 価 論	②		
		特殊講義（専門）II	②	☆環 境 ・ 開 発 論	②		
		☆環 境 シ ス テ ム 力 学 演 習 I	②	☆食 糧 経 済 論	②		
		☆環 境 シ ス テ ム 力 学 演 習 II	②	特 殊 講 義 （ 専 門 ） III	②		
		☆デ ー タ 処 理 演 習	②	☆環 境 管 理 演 習	②		
		☆環 境 管 理 調 査 実 習 I	②	☆施 設 設 計 演 習	②		
		外国留学科目（専門）	①～⑧	●環 境 シ ス テ ム 専 門 演 習	②		
		外国留学特修科目（専門）	①～⑧	☆環 境 管 理 調 査 実 習 II	②		

選択必修科目群		要 卒 単位数	科 目 名	
専 門 科 目	A	環境複合領域	2単位	環境経済評価論、環境・開発論、食糧経済論
	B	数学系	4単位	環境基礎数学、計画理論、環境統計学
	C	力学系	4単位	構造力学Ⅰ、水理学Ⅰ、土質力学
	D	環境工学基礎	12単位	都市計画、都市・地域マネジメント、環境指標、水環境学、 上下水道計画、空間情報工学、都市交通計画、水処理工学
	E	演習系	8単位	CG/CAD 演習、環境システム力学演習Ⅰ、環境システム力学演習Ⅱ、 データ処理演習、環境管理演習、施設設計演習
	F	実習系	4単位	環境管理調査実習Ⅰ、環境管理調査実習Ⅱ、測量学実習
教養基礎科目		4単位	日本経済概論、基礎ミクロ経済学、基礎マクロ経済学、環境 経済学入門	
基礎専門科目		10単位	物理科学Ⅰ、物理科学Ⅱ、物理科学Ⅲ、化学Ⅰ、化学Ⅱ、生 物科学Ⅰ、生物科学Ⅱ、宇宙地球科学Ⅰ、宇宙地球科学Ⅱ	

【専門科目の履修にあたっての注意点】

- ①卒業研究を受講登録するには、教養基礎科目、基礎専門科目、専門科目あわせて100単位以上修得していることが必要です。卒業研究は必修科目です。受講できなくなると、就職活動などに必要となる卒業見込証明書を発行できませんので、十分注意してください。受講登録をする前年度の後期に開講される「特殊講義（専門）Ⅲ（卒業研究入門）」の過程において、卒業研究室の仮配属を行います（ただし、本講義を受講しなくても仮配属は可能です）。仮配属は、各学生の希望を最優先にしながら、一部抽選等を交えて行われます。卒業研究を受講する学生は、必ず前年度に卒業研究室の仮配属を受けてください。
- ②単位の修得にあたっては、演習・実習・実験科目では3/4以上、その他の科目では2/3以上の出席が前提となります。
- ③教養基礎科目として開講されている日本経済概論、基礎ミクロ経済学、基礎マクロ経済学、環境経済学入門から4単位を選択必修科目の単位として取得しなければなりません。
- ④基礎専門科目として開講されている物理科学、化学、生物科学、宇宙地球科学から10単位を選択必修科目の単位として取得しなければなりません。
- ⑤本学科のカリキュラムは、システム工学的な手法を駆使した勉学が進められるように系統的に組み立てられています。理工学の学問は基礎的な科目から段階的に進んでいくことが大切で、次に示す履修モデルを参考に着実な履修計画をたてることが肝要です。また、自主的な勉学を促すために、要卒単位数や必修科目の単位数は最低限に設定されています。しかし、卒業後環境システム工学関係の技術者として活躍していくためには、幅広い専門的な知識が要求されることが多いので、分野を超えて、できるだけ多くの科目を履修することが望まれます。特に経済学を主とした社会科学の素養は重要です。また、技術者倫理に関する学習も必要です。
- ⑥各種資格にかかわる履修については、「資格」の項を参照してください。

学習・教育目標を達成するために必要な授業の流れ

※学科の学習・教育目標については、P.4 参照。

◎：必修科目， ☆：選択必修科目， ●：（必修， 選択必修を除く）履修指定科目， ○：（左記を除く）履修推奨科目

学習・教育目標	授 業 科 目 名			
	1年	2年	3年	4年
(A)	科学技術と倫理	科学・技術と社会等	教養基礎科目	
(B)	物理学1~3(☆) 化学1,2(☆) 生物化学1,2(☆) 宇宙地球科学1,2(☆) 数学I~IV(○) → 数学演習I,II(○) 情報処理(●) → 情報処理演習(●) 情報科学I(○) → 情報科学II(○) → 情報科学III(○)	物質科学等 環境基礎数学(☆) → 計画理論(☆) → 環境統計学(☆)		
(C)	環境システム工学概論(●) → 環境デザイン実習(●)	水理学I(☆) → 水理学II(○) → 環境水理学(○) 環境システム力学演習I(☆) → 環境システム力学演習II(☆) 構造力学I(☆) → 構造力学II(○) エコマテリアル(○) → 土質力学(☆) → 環境地盤工学(○)	測量学(○) → 測量学実習(☆)	
(D)	英語1,2(◎) → 英語3,4(◎) → 英語5,6(◎) → 英語7,8(◎)	データ処理演習(☆) → CG/CAD演習(☆)	履修指定外国語 環境管理調査実習I(☆) → 環境管理調査実習II(☆) 環境管理演習(○) → 施設設計演習(○) → 卒業研究(◎) 環境システム専門演習(●) → 特殊講義(卒業研究入門)(○)	
(E)	環境基礎科学(●) → 環境指標(☆)	上下水道計画(☆) → 水環境学(☆) 特殊講義(資源・廃棄物管理)(○)	水処理工学(☆) → 環境衛生学(○) → 地球環境システム(○) → 環境評価システム(○) 都市・地域マネジメント(☆) → 都市計画(☆) → 都市交通計画(☆) → 空間情報工学(☆) → ランドスケープ計画(○)	建築環境工学(○) 生態工学(○)
(F)	日本経済概論(☆) → 基礎ミクロ経済学(☆)	環境経済学入門(☆) → 基礎マクロ経済学(☆)	食糧経済論(☆) → 環境経済評価論(☆)	環境・開発論(☆)

9. 建築都市デザイン学科

【卒業に必要な専門科目の単位数】

68 単位以上（卒業研究4単位を含む）。

自由科目の取得単位数は、卒業に必要な単位数として算入されません。

【卒業研究（必修科目）の受講に必要な単位数】

教養基礎科目、基礎専門科目、専門科目をあわせて 100 単位以上修得していること。

自由科目の取得単位数は、卒業研究の受講に必要な単位数として算入されません。

【建築都市デザイン学科配当回生別専門科目一覧】

〈表の見方〉

「◎」印の科目（必修科目）は、必ず履修し単位を取得しなければ卒業できません。

「●」印の科目（履修指定科目）は、定められた回生で必ず受講登録しなければなりません（再履修可）。選択必修科目でもあります。

印のない科目は、すべて選択必修科目です。選択必修科目群の表で指定された単位数を取得しなければ卒業できません。

1 回 生		2 回 生		3 回 生		4 回 生	
科 目 名	単 位 数	科 目 名	単 位 数	科 目 名	単 位 数	科 目 名	単 位 数
●設計製図演習	②	C A D / C G 演 習	②	建 築 専 門 演 習	②	◎卒 業 研 究	④
●建築環境工学概論	②	●建築構造力学Ⅰ	②	建築都市デザイン演習Ⅲ	②		
●建築都市デザイン概論	②	●建築構造力学Ⅱ	②	建築都市デザイン演習Ⅳ	②		
建 築 史 Ⅰ	②	建 築 計 画 Ⅱ	②	都 市 デ ザ イ ン	②		
●建築計画Ⅰ	②	●建築都市デザイン演習Ⅰ	②	ランドスケープデザインⅡ	②		
●図学・製図演習	②	建築都市デザイン演習Ⅱ	②	環境共生工学演習	②		
		ヴィジュアルライズ演習	②	基 礎 工 学	②		
		建 築 史 Ⅱ	②	建築生産システム演習	②		
		建 築 構 造 デ ザ イ ン	②	鋼 構 造 設 計	②		
		ランドスケープデザインⅠ	②	R C 構 造 設 計	②		
		居 住 空 間 計 画	②	測 量 学	②		
		建 築 意 匠	②	都 市 計 画 Ⅱ	②		
		建 築 環 境 工 学	②	特殊講義（専門）Ⅱ ※	②		
		●建 築 構 法	②	建 築 電 気 情 報 設 備	②		
		●建 築 法 規	②				
		●建 築 材 料 学	②				
		●建 築 生 産	②				
		●建 築 設 備	②				
		都 市 計 画 Ⅰ	②				
		特 殊 講 義 （ 専 門 ） Ⅰ	②				
		外 国 留 学 科 目 （ 専 門 ）	①～⑧				
		外 国 留 学 特 修 科 目 （ 専 門 ）	①～⑧				

※ 特殊講義（専門）Ⅱ（専門英語）、特殊講義（専門）Ⅱ（設計）の2科目開講しているので注意すること。

【選択必修科目】

《通常学生対象》

通常学生対象 選択必修科目群		要 卒 単位数	科 目 名
A	導入・設計製図	6単位	建築都市デザイン概論、図学・製図演習、設計製図演習、CAD/CG演習、ヴィジュアルライズ演習、特殊講義（専門）Ⅰ
B	歴史・意匠	4単位	建築意匠、建築史Ⅰ、建築史Ⅱ
C	都市・ランドスケープ	4単位	都市デザイン、ランドスケープデザインⅠ、ランドスケープデザインⅡ、都市計画Ⅰ、都市計画Ⅱ
D	建築計画・法規	4単位	建築計画Ⅰ、建築計画Ⅱ、建築法規、居住空間計画
E	環境・設備	4単位	建築環境工学、建築設備、建築環境工学概論、建築電気情報設備
F	構造	6単位	建築構造デザイン、基礎工学、建築構造力学Ⅰ、建築構造力学Ⅱ
G	建築材料・生産施工	4単位	建築構法、建築生産、建築材料学、測量学
H	専門技術演習	6単位	建築専門演習、建築都市デザイン演習Ⅰ、建築都市デザイン演習Ⅱ、建築都市デザイン演習Ⅲ、建築都市デザイン演習Ⅳ、環境共生工学演習、鋼構造設計、RC構造設計、建築生産システム演習、特殊講義（専門）Ⅱ

《編入生対象》（2014年度編入学から適用）

編入生対象 選択必修科目群		要 卒 単位数	科 目 名
A	導入・設計製図	6単位	建築都市デザイン概論、図学・製図演習、設計製図演習、CAD/CG演習、ヴィジュアルライズ演習、特殊講義（専門）Ⅰ
B	歴史・意匠	4単位	建築意匠、建築史Ⅰ、建築史Ⅱ
C	都市・ランドスケープ	4単位	都市デザイン、ランドスケープデザインⅠ、ランドスケープデザインⅡ、都市計画Ⅰ、都市計画Ⅱ
D	建築計画・法規	4単位	建築計画Ⅰ、建築計画Ⅱ、建築法規、居住空間計画
E	環境・設備	4単位	建築環境工学、建築設備、建築環境工学概論、建築電気情報設備
F	構造	6単位	建築構造デザイン、基礎工学、建築構造力学Ⅰ、建築構造力学Ⅱ
G	建築材料・生産施工	4単位	建築構法、建築生産、建築材料学、測量学
H	専門技術演習	6単位	建築都市デザイン演習Ⅰ、建築都市デザイン演習Ⅱ、建築都市デザイン演習Ⅲ、建築都市デザイン演習Ⅳ、特殊講義（専門）Ⅱ

【専門科目の履修にあたっての注意点】

- ①卒業研究を受講登録するには、教養基礎科目、基礎専門科目、専門科目あわせて100単位以上修得していることが必要です。卒業研究は必修科目です。受講できなくなると、就職活動などに必要となる卒業見込証明書を発行できませんので、十分注意してください。なお、受講登録をする前年度の後期に3回生前期までの教養基礎科目、基礎専門科目および専門科目の成績をも考慮した配属を行います。卒業研究を受講する学生は、必ず前年度に卒業研究室の仮配属を受けてください。
- ②単位の取得にあたっては、演習・実習・実験科目は4分の3以上、その他の科目は3分の2以上の出席が前提となります。
- ③本学科のカリキュラムは、必修科目と選択必修科目で組み立てられています。選択必修科目について、選択必修科目分類表にしたがって、それぞれの分野に必要な単位数を取得しなければなりません。履修系統図などを参考にし、着実な履修計画をたてることが肝要です。要卒単位数、必修科目の単位数、選択必修科目の単位数は最低限に設定されていますので、できるだけ多くの科目を履修することが望ましいです。

【建築士資格について】

一級建築士および二級建築士の受験にあたっては、国土交通大臣の指定する建築に関する科目（以下「指定科目」という。）を修めて卒業した者であって、その卒業後、建築に関する実務として国土交通省令で定めるもの（以下「建築実務」という。）の経験を一級建築士の場合には2年、二級建築士の場合には0年以上有する者が受験できます。

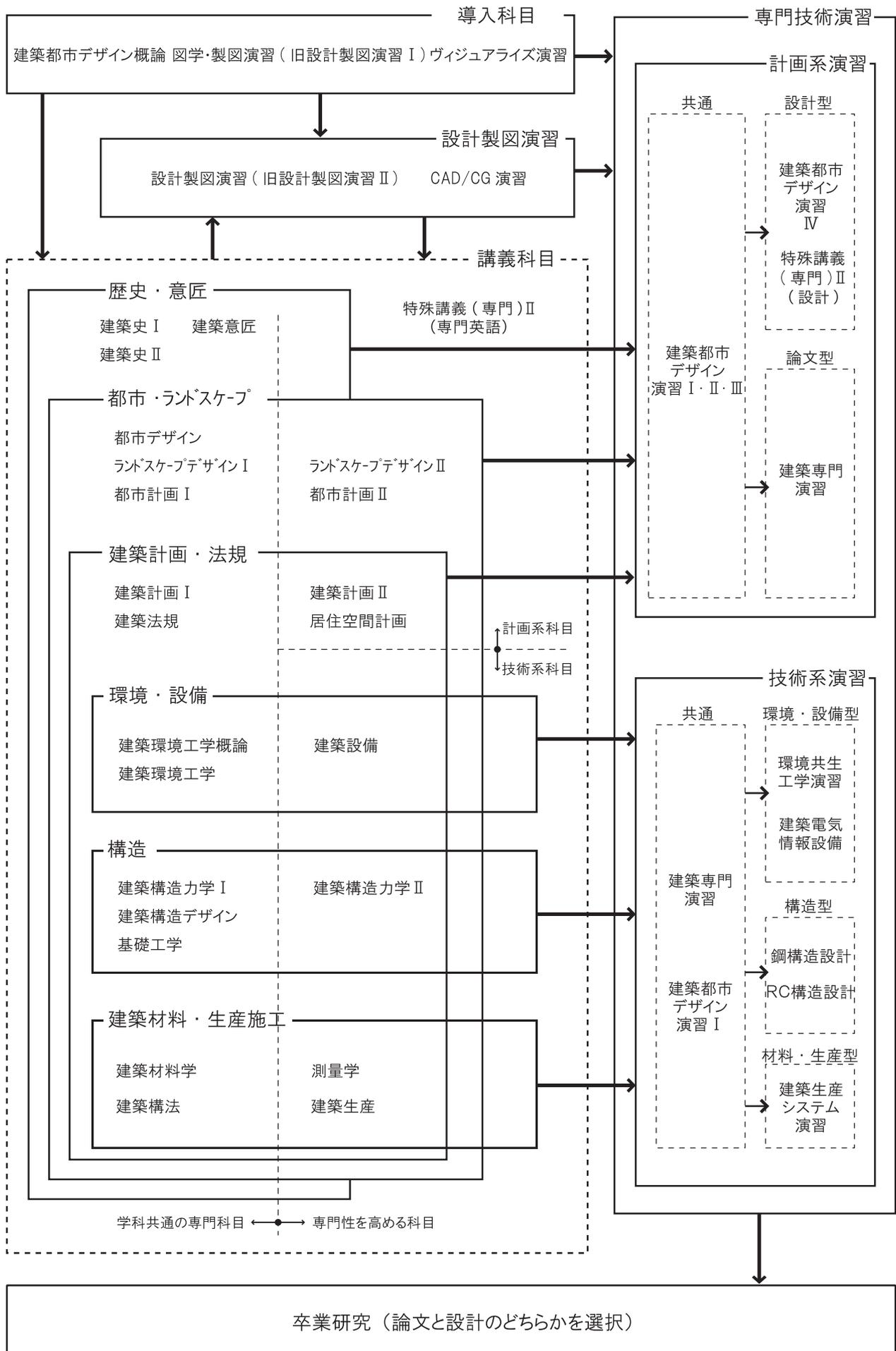
本課程の場合は、所定の科目を所定の単位数以上修得したうえで卒業することにより、建築実務の経験が2年以上あれば一級建築士の、2年未満であれば二級建築士および木造建築士の受験をすることが可能となります。

建築士受験資格取得のための指定科目 チェックシート

指定科目の分類 (単位数)		指定科目			
二級・木造 (実務経験0年)	一級 (実務経験2年)	科目名	配当 回生	単位数	
①建築設計製図 (5 単位以上)	①建築設計製図 (7 単位以上)	設計製図演習	1	2	
		図学・製図演習	1	2	
		建築都市デザイン演習Ⅰ	2	2	
		建築都市デザイン演習Ⅱ	2	2	
		建築都市デザイン演習Ⅲ	3	2	
		建築都市デザイン演習Ⅳ	3	2	
判定	判定	小計			
②～④建築計画、建築環境工学又は建築設備 (合計 7 単位以上)	②建築計画 (7 単位以上)	建築計画Ⅰ	1	2	
		建築計画Ⅱ	2	2	
		建築史Ⅰ	1	2	
		建築史Ⅱ	2	2	
		居住空間計画	2	2	
		都市デザイン	3	2	
		建築意匠	2	2	
	判定	判定	小計		
	③建築環境工学 (2 単位以上)	建築環境工学概論	1	2	
		建築環境工学	2	2	
	判定	判定	小計		
	④建築設備 (2 単位以上)	建築設備	2	2	
環境共生工学演習		3	2		
判定	判定	小計			
⑤～⑦構造力学、建築一般構造又は建築材料 (合計 6 単位以上)	⑤構造力学 (4 単位以上)	建築構造力学Ⅰ	2	2	
		建築構造力学Ⅱ	2	2	
		基礎工学	3	2	
	判定	判定	小計		
	⑥建築一般構造 (3 単位以上)	建築構法	2	2	
		建築構造デザイン	2	2	
		鋼構造設計	3	2	
		RC 構造設計	3	2	
	判定	判定	小計		
	⑦建築材料 (2 単位以上)	建築材料学	2	2	
判定	判定	小計			
⑧建築生産 (1 単位以上)	⑧建築生産 (2 単位以上)	建築生産	2	2	
		建築生産システム演習	3	2	
判定	判定	小計			
⑨建築法規 (1 単位以上)	⑨建築法規 (1 単位以上)	建築法規	2	2	
判定	判定	小計			
⑩その他 (適宜)	⑩その他 (適宜)	建築都市デザイン概論	1	2	
		ランドスケープデザインⅠ	2	2	
		ランドスケープデザインⅡ	3	2	
		測量学	3	2	
		建築専門演習	3	2	
		CAD / CG 演習	2	2	
		図学製図演習	1	2	
		都市計画Ⅰ	2	2	
都市計画Ⅱ	3	2			
判定	判定	小計			
①～⑨判定 (20 単位以上)	①～⑨判定 (30 単位以上)	①～⑨の単位数合計			
総合判定 (40 単位以上)	総合判定 (60 単位以上)	総単位数 (①～⑩の単位数合計)			

注意：上記の判定が有効になるためには、本課程を卒業することで履修証明書を発行できることが条件です。
指定科目が不足していても、実務経験を積むことで、受験資格が得られる場合があります。
詳しくは建築士のホームページを参照してください。

【建築都市デザイン学科 学び系統図】



【建築都市デザイン学科履修モデル】

●印は履修指定科目、◎印は必修科目、無印は選択必修科目

基礎専門科目		1回生	2回生	卒業必要単位
	自然系基礎	物理学 1、特殊講義（基礎専門） I（物理学演習） など※		26 単位 以上
	自然総合・情報科学系	情報科学、環境科学の各科目など 各(2)		
	数学	数学 I～IV各(2) 数学演習 I・II各(1)		
情報処理	●情報処理(2)	●情報処理演習(1)		

		1 回 生	2 回 生	3 回 生	4 回 生	卒業必要単位	
学科共通専門科目	講義科目群	●建築都市デザイン概論 ●建築環境工学概論 建築史 I ●建築計画 I	●建築構造力学 I 建築環境工学 建築史 II ●建築構法 ●建築法規 特殊講義（専門） I（電気設備）	●建築構造力学 II ●建築設備 建築構造デザイン 建築計画 II ●建築材料学 ●建築生産	測量学 特殊講義（専門） II（専門英語） 建築電気情報設備	◎卒業研究	68 単位 以上
	実験・演習	●図学・製図演習 ●設計製図演習	CAD / CG 演習 ●建築都市デザイン演習 I	ヴィジュライズ演習			
計画系科目	講義科目群		建築意匠 ランドスケープデザイン I	居住空間計画 都市計画 I	都市デザイン ランドスケープデザイン II 都市計画 II		
	実験・演習			建築都市デザイン演習 II	建築都市デザイン演習 III 建築都市デザイン演習 IV 特殊講義（専門） II（設計）		
技術系科目	講義科目群			基礎工学			
	実験・演習			建築専門演習 環境共生工学演習 建築生産システム演習 RC 構造設計 鋼構造設計			

※ 物理学 1 と特殊講義（基礎専門） I（物理学演習）は合わせて受講すると効果的である。

IV. 多様な外国語科目について

1. 多様な外国語科目について

1.1 必修英語科目 (1、2回生配 当) について

最先端の科学技術や高度な専門的知識を学ぶために、そして、科学技術のグローバル化が進む中でリーダーシップを発揮するためにも、理工系の学生にとって、英語の総合的・実践的運用能力を身につけることは非常に重要です。

理工学部では、英語8科目(計8単位)を卒業に必要な外国語の必修単位としています。英語のクラスは、入学時オリエンテーション期間中に英語クラス分けテストとして実施する TOEIC Bridge®-IP のスコアにより、Advanced (AD)、Intermediate High (IH)、Intermediate Low (IL)、Basic (BA) の4レベル別に編成されます(レベルの判定には、必要に応じて入試の成績も加味します)。そして、1回生の12月に TOEIC®-IP を全員が受験し、そのスコアと1回生配当の「英語1」～「英語4」の成績をもとに2回生に向けたレベルの見直しをします(レベルの見直しは、別カリキュラムを履修するBAレベル以外)。

AD, IH, IL レベル必修英語科目一覧 (各1単位)

1回生			2回生		
前期	英語1	Reading Skills	前期	英語5	Academic Skills
	英語2	Listening Skills		英語6	Discussion Skills
後期	英語3	Communication Skills	後期	英語7	Media Skills
	英語4	Computer-based Learning Skills		英語8	Presentation Skills

※英語表記の科目名称は、科目の内容を表したサブタイトルです。正式な科目名称には含まれません。

BA レベル必修英語科目一覧 (各1単位)

1回生			2回生		
前期	英語1	Grammar Review I	前期	英語5	Reading Skills (IL の『英語1』相当)
	英語2	Basic English I		英語6	Listening Skills (IL の『英語2』相当)
後期	英語3	Grammar Review II	後期	英語7	Communication Skills (IL の『英語3』相当)
	英語4	Basic English II		英語8	Computer-based Learning Skills (IL の『英語4』相当)

※英語表記の科目名称は、科目の内容を表したサブタイトルです。正式な科目名称には含まれません。

1.2 必修英語科目の 単位回復について

必修英語科目「英語1」～「英語8」の単位を取得できなかった場合は、次年度に同じ科目を受講してください(原級復帰)。それでも単位が取得できなかった場合は、「再履修英語」を受講してください。

【原級復帰について】

受講すべき科目	翌年度に再度同じ科目を受講してください(原級復帰)。
登録方法	希望するクラスを先着順で受付します。 BAレベルの学生は、BAレベルのクラスに原級復帰してください。その他のレベルの学生が原級復帰する場合は、ILレベルのクラスを受講してください(ADレベルとIHレベルのクラスには原級復帰生の受入枠はありません)。 クラスごとに原級復帰できる人数が決まっていますので、希望のクラスを登録できない場合があります。

【「再履修英語 (English for Retakers)」について】

この科目は、原級復帰をしてもなお単位が取得できない場合に履修する英語の科目です(重複受講可能)。1クラスの規模は50名程度です。毎回授業に出席し、きちんと予習・復習することによって、英語力の向上と学習習慣の定着を目指します。成績評価は、CまたはFに限定されます。

英語再履修科目	単位	配当回生	成績評価
再履修英語	1	3回生以上	CまたはFに限定

1.3 履修指定外国語科目（3回生配当）について

3回生では、下の表のとおり、全員が英語もしくは初修外国語（ドイツ語／フランス語／中国語）を履修指定科目として2科目（各1単位）履修します。この2科目は不合格になっても卒業に影響はありません。

「英語9」と「英語10」は、Super-advanced (SA)、Advanced (AD)、Intermediate High (IH)、Intermediate Low (IL) の4レベル別にクラス編成されます。Super-advanced (SA) と Advanced (AD) では、国際的な場で活躍する技術者や研究者に不可欠な英語による表現力、課題設定能力、研究分析能力、問題解決能力を培うことを目標とします。Intermediate High (IH)、Intermediate Low (IL) では、就職活動や将来の実務、大学院進学を視野に入れた英語学習をします。（Super-advanced (SA) と Advanced (AD) レベルの学生が「英語9」の単位を取得できなかった場合は、「英語10」は Intermediate High (IH) レベルでの履修になります。）

初修外国語は、まったく初めてその言語を学ぶ人のための科目です。ですので、ドイツ語圏、フランス語圏、中国語圏からの帰国学生、および、これらの言語の既習者は、当該言語の履修はできません。

《外国語履修指定科目》

英 語			初修外国語		
セメスター	科 目 名	単 位	セメスター	科 目 名	単 位
前 期	英語9	1	前 期	ドイツ語1	1
後 期	英語10	1	後 期	ドイツ語2	1
/			前 期	フランス語1	1
			後 期	フランス語2	1
			前 期	中国語1	1
			後 期	中国語2	1
受講登録単位数					2

1.4 English Diploma Course について

English Diploma Course (略称「EDC」)は、理工学部4回生を対象とした実践型の英語コースです。国際的な場で活躍する技術者や研究者に不可欠な英語によるコミュニケーションスキル、プレゼンテーションスキルを培うとともに、課題設定能力、研究分析能力、問題解決能力、マネジメント能力を高めることを目標とします。下表のとおり2科目開講され、各2単位が教養科目B群として授与されます。

EDC科目は、3回生配当の履修指定科目「英語9」と「英語10」のSuper-advanced (SA)レベルとAdvanced (AD)レベルの学習内容を引き継ぐ形での授業展開となり、引き続きこの2レベル別にクラスを編成します。Super-advanced (SA)レベルとAdvanced (AD)レベルの「英語9」と「英語10」の単位が取得できていない場合は、EDC科目の受講はできません。また、4回生前期のEDC科目の単位が取得できなかった場合は、後期の科目は履修できません。EDC科目の単位が2科目とも取得できた場合は、履修したレベルを明記したEDCの「修了証」(Diploma)が交付されます。

EDCの受講レベルは「英語9」と「英語10」の成績、および3回生12月のTOEIC-IPのスコアで決まります。レベルは受講資格を有する学生に対し個別に発表されます。

英語圏からの帰国学生もEDCを履修できます。また、必修英語科目を履修していない留学生もEDCを受講できます。留学生のEDC受講希望者は事務室に申し出てください。

3 回 生			《EDC科目》(教養科目B群)		
3 回 生			4 回 生		
期間	科目名 (括弧内は学習内容)	単位	期間	科 目 名	単位
前期	英語9 (Scientific Writing Strategies)	1	前期	Science in Civilization	2
後期	英語10 (Technology in the News)	1	後期	Engineering in Developing Countries	2

1.5 ハワイ大学留学プログラムについて

ハワイ大学留学プログラムは、理工学部2、3回生を対象とした4週間の留学プログラムです。ハワイ大学で本プログラムのために特別に用意された講座(理工系の内容の講座、ハワイの文化に関する講座)や英語学習の講座を受講します。その他にも、各種フィールドトリップやハワイ大学の学生との交流など、盛り沢山の企画が用意されています。

理工学部の2、3回生であれば誰でも応募できます。履修指定科目「英語9」のSuper-advanced (SA)とAdvanced (AD)レベルの受講者の場合は、無審査で参加できます。その他の参加希望者については選考を実施します。一部、他学部からの参加もあります。

希望者は、所定の期間内に受講登録を行ってください。

留 学 先	ハワイ大学マノア校
目 標	本プログラムを通して、英語の総合的・実践的運用能力を培い、国際社会の一員として積極的な役割を担うべく、皆さんの将来展望をより具体的なものとしてください。
実 施 期 間	2月～3月(4週間)(海外研修のみ) ※国内で行われる事前・事後研修は、別途日程が設けられます。
科 目 名 単 位 数	特殊講義(教養B) I (2、3回生配当科目・2単位)
単 位 授 与 分 野	講義系科目とは別に、教養基礎科目(教養科目B群)として後期に単位が授与されます。
応 募 資 格	理工学部の2、3回生であれば誰でも応募できます。
募 集 人 数	30人(最少催行人員7人)
受 講 登 録	年間受講登録制限外です。受講登録は、理工学部事務室が一括で行います。詳しくは「履修・登録の手引き」を確認してください。
成 績 評 価	本学の基準に基づく5段階評価
そ の 他	①定期健康診断を必ず毎年受診してください。詳しくは、各ガイダンス等で確認してください。 ②海外スタディ等奨学金対象プログラムです。 ③正規外国人留学生(アメリカ国籍の留学生を含む)も参加できます。

1.6 TOEFL[®]、TOEIC[®]の団体受験について

本学では積極的な外国語学習を支援するため、学内で年に数回、TOEFL[®]とTOEIC[®]の団体受験を実施しています。詳細は、4月以降にCAMPUS WEBまたは言語教育センターのWebのページで確認してください。

TOEFL ITP [®]	TOEFL [®] (Test of English as a Foreign Language) は、主に北米の大学や大学院への留学を希望する、英語を母国語としない者を対象とした国際基準の英語のテストです。授業やキャンパスライフに必要な英語運用能力を測ります。TOEFL ITP [®] は、過去問題を使用した TOEFL [®] の団体受験です。
TOEIC [®] IP	TOEIC [®] (Test of English for International Communication) は、英語を母語としない者を対象とした、国際的なビジネスの場で必要な英語コミュニケーション能力を測るためのテストです。TOEIC [®] IP は、過去問題を使用した TOEIC [®] の団体受験です。TOEIC の高スコアは就職にも有利ですし、入社後も一定のスコアを昇進・昇格の要件とする企業がたくさんあります。各自が自分の目標スコアを設定し、日々、英語学習に励んでください。そして、学内の受験機会を積極的に活用しましょう。

※必修英語科目履修中の学生（3回生以上の原級復帰者も含みます）は、12月に実施される TOEIC-IP を必ず全員が受験してください。TOEIC-IP の結果で履修中の科目に Extra-Credit Points（ボーナス得点）が加点されるかどうか決まります。受験しなかった場合、受験してもスコアが200点未満だった場合、および、スコアが前回よりも20%以上下がった場合は、受講中の全必修英語科目で5点ずつ減点されます。

1.7 デメリット・システム (Demerit System) について

英語の授業の欠席や遅刻の回数は、「デメリット (demerit)」という単位でカウントされます。30分以内の遅刻を1 demerit としています。31~60分遅刻すると2 demerits がつきます。1回の授業は90分ですので、授業を1回欠席すると3 demerits がつきます。デメリットの合計が16になると出席不足とみなされ、単位は取れません。全授業回数の2/3以上出席しないと単位はもらえないという大学の規定があるからです。

1.8 「英語1」～「英語10」および EDC 科目の授業配慮について

授業を欠席した場合は、その日の学習分は0点になります。ただし、病気やけが、忌引き（2親等内）等による欠席の場合は、授業配慮として得点調整を受けることができます（得点調整とは、その日の学習分を100点から差し引いた点数を100%として総得点を計算することをいいます。）配慮は2回までですが、3回以上の申し出が認められています。3回以上になった場合は、**配点の高い日の欠席から順に2回まで配慮**されます。

病気やけが、忌引き等による欠席で配慮を請う場合には、理工学部事務室で所定の用紙に必要事項を記入し、診断書（授業にどうしても出席できない明確な理由が必要ですので、通院証明書は不可、また、慢性疾患による定期受診も認められません）や会葬礼状等を添えて申請してください。事務室で所定の用紙に許可印を受けた後、教室でその用紙を担当教員に提出してください。

電車遅延による遅刻も2回まで認められます。遅延証明書を教室で担当教員に渡してください。

詳しくは、英語科のサイト「English Expeditions」のFAQsを参照してください。

※「授業欠席に関わる配慮について」の届出用紙（理工学部学生専用）は、理工学部ホームページおよび理工学部事務室に備え付けています。

V. 他学部受講制度について

1. 制度の概要
2. 受講資格・登録方法等
3. 単位授与

1. 制度の概要

「他学部受講」制度は、総合大学としてのメリットを生かして、学生の多様な興味や関心に応えられるよう、所属学部以外の学部で開設されている専門科目を受講することができます。

この制度で受講できるのは、法学部、経済学部、経営学部、産業社会学部、国際関係学部、政策科学部、文学部、情報理工学部、生命科学部、薬学部、映像学部、スポーツ健康科学部で開設している専門科目のうち、科目開設学部が他学部受講として指定している科目です（他学部のすべての専門科目が受講できるわけではありません）。他学部受講の受講資格、登録方法、登録できる単位および卒業要件単位として認められる単位の上限は、以下の通りです。

2. 受講資格・登録方法等

受講資格	3回生以上
受講可能科目	開設学部が他学部学生の受講を許可している科目となります。他学部受講許可科目一覧および講義概要は、理工学部事務室（コアステーション1階）または理工学部ホームページで閲覧できます。衣笠キャンパス、大阪いばらきキャンパスの科目も受講できますが、移動時間や受講可能な時間帯を考えて履修してください。定期試験等でも特別の配慮は行われません。
登録方法	定員制限のない科目は、本登録です。 各学部の科目と同様に、定員が設定されている科目は、抽選科目登録になります。定員制限の有無で、登録方法、登録日程が異なりますので、気をつけてください。

3. 単位授与

単位授与分野	年間受講登録単位数制限
自由科目	なし

自由科目は、卒業に必要な単位数として算入できません。

Ⅵ. 海外留学について

1. 制度の概要
2. 主なスケジュール
3. 単位認定
4. 詳細

1. 制度の概要

立命館大学は、「地球市民として活躍できる人間」を目的として、海外に多くの協定校を有し、目的やレベルに応じた多彩な海外留学プログラムを用意しています。立命館大学国際教育センター（以下、国際教育センター）主催の全学生が応募可能なプログラムのほか、学部・教学機関も独自のプログラムを用意しており、留学のチャンスが大きく広がっています。在学中に海外留学経験を持つことは、みなさんの大学生活を豊かなものとし、また、その経験は将来の糧になることと思います。

1.1 海外留学を計画するにあたって

限られた大学生活のなかで「海外留学」を成功させるためには、明確な目的意識を持ち、留学中のみならず留学後も含めた学生生活の綿密な計画を立てることが重要です。

また、長期留学をする場合は、その時期や単位状況によっては4年間で卒業ができなくなる可能性があるため注意が必要です。

留学計画を立てる際には、以下の点を参考にしてください。

- ・目的意識と動機をしっかりと持つ
- ・家族との経費を含めた留学計画の情報共有
- ・留学に向けた継続的な学習
- ・帰国後の目標・進路を考える

1.2 海外留学プログラムの種類

(1) 「全学募集プログラム」と「各学部・教学機関独自のプログラム」

①「全学募集プログラム」とは、おもに国際教育センターが主催するプログラムです。すべての学部の学生を対象としていますので、学部を越えた参加者が集まります（一部プログラムを除く）。

全学募集プログラムでは、海外留学プログラムを、入門的レベル（「異文化理解セミナー」など）から専門科目を外国語で学ぶ「交換留学」、「学部共同学位プログラム」などの高度なレベルまで系統的に展開しています。

具体的には、以下の3つのレベルから成るプログラムを実施しています。

- ・語学力の増進と異文化体験を主要な目的とした「イニシエーション型」
- ・交換留学に準ずるレベルで語学力を高めながら外国語による講義を受ける「モチベーション向上型」
- ・自分の専攻分野の学修を外国語で行うことを主要な目的とする「アドバンスト型」

開講されるプログラムやそれぞれの募集時期・実施時期は、国際教育センターHP（次ページ参照）や「海外留学案内」を参照してください。なお、各プログラムの応募方法・応募条件・プログラム内容・単位修得等の詳細は、国際教育センターで配布する募集要項を参照してください（募集要項は前年度中から配布しているものもあります）。

②「各学部・教学機関独自のプログラム」とは、学部や教学機関が主催するプログラムで、その内容はその学部の専門分野にフォーカスされていることが多く、募集対象を限られた学部生としています（一部例外もあります）。

各プログラムの募集時期・実施時期、応募方法・応募条件・プログラム内容・単位修得等の詳細は、各プログラムの募集要項やHPを参照してください（募集要項は前年度中から配布しているものもあります）。

(2) 留学中の学籍等について

留学プログラムによって、その派遣期間や要件に応じて学籍が「在学」から「留学」となる場合があります。実際の派遣期間と学籍上の「留学」期間は、必ずしも一致するわけではありません。学籍状態が「留学」となる場合の詳細は、学修要覧P.130ページを参照してください。

また、学籍上「留学」となる期間は、原則として立命館大学で開講される科目を受講登録することはできません。

一部受講登録を認められる科目がありますので、理工学部事務室に相談してください。

(3) 奨学金等について

上記の留学プログラムには、給付型の奨学金または経費補助の制度があります。詳細は、各プログラム募集要項で確認してください。

(4) 海外渡航を事由とする休学による私費留学について

休学制度（学修要覧 P.129 参照）を利用して、私費留学として、主に語学研修の目的で半年から1年間の学習をすることもできますが、「休学」中に修得した単位は認定されません。留学先機関の受入許可手続や渡航に関わる手続をはじめとして、留学手続は自分自身で行うこととなります。休学する場合は、事前に理工学部事務室に相談してください。

2. 主なスケジュール

各プログラムの募集時期・実施時期・プログラム内容・単位修得・応募方法・応募条件等の詳細は、各募集要項や主催する国際教育センターまたは、学部・教学機関のHPを参照してください（募集要項を前年度中から配布し、募集しているものもあります）。特に、長期の留学では、派遣前の約1年前に募集が行われることもあり、日々の学習はもちろん、応募条件となる語学検定の受験など、早めの準備を行う必要があります。

3. 単位認定

単位修得等の詳細は、各プログラムの募集要項を参照してください。

4. 詳細

海外留学に関する情報は以下のような手段で入手できます。

- ①立命館大学国際教育センターのホームページ・掲示板・国際交流ラウンジ
国際教育センターHP：「立命館大学HP」→「在学生のみなさま」→「国際教育センター」
特に国際教育センターの国際交流ラウンジでは、海外協定大学の資料や過去のプログラム参加者報告書など様々な留学関連の資料を常設しています。
- ②国際教育センターで配布している冊子「海外留学案内」・「海外留学の手引き」
- ③各学部・教学機関のホームページでの留学プログラムサイト
- ④国際教育センターの留学アドバイザーによる「留学相談ブース」の利用
- ⑤その他、留学情報に関する雑誌やインターネットサイト

Ⅶ. 多様な学びについて

1. 理工学部の海外留学プログラムについて
2. APU との交流学生プログラムについて
3. 大学間単位互換制度
4. 全学で実施するキャリア教育科目、
インターンシップ関連科目
5. サービスラーニング
6. エクステンションセンター

1. 理工学部の海外留学プログラムについて

「グローバル化への対応」、これは現代の日本社会において避けて通れない道です。特に理工学部で学ぶみなさんにとっては、海外における研究発表や海外の企業との取引等、英語でコミュニケーションをとる機会は今後ますます増えていきます。

グローバルマインドを身につけ、海外で活躍できるコミュニケーション力をつけるためには、早期に異文化に遭遇し、自ら発信しなければならない環境に身を置くことが重要です。また、実際に多様な環境で働く技術者に接することにより、将来への目標設定や専門性追求への契機となることが期待できます。

以上を踏まえ、理工学部では以下のプログラムを用意しています。ぜひ積極的に活用してください。

(1) 「インド工科大学ハイデラバード校留学プログラム」について

立命館大学理工系3学部・研究科は、文部科学省「平成26年度大学の世界展開力事業」において「産学国際協働PBLによる南アジアの異文化・多様性社会の中で活躍できる高度理工系人材の育成」構想を提案し、採択されました（2018年度までの5年間）。

この構想の特徴は、日印の学生が現地の課題について、理工系の専門的知識を基盤に共同かつ実践的に学ぶPBL（Problem/Project Based Learning）を行うことです。

PBLのテーマは、「デリーの交通渋滞の改善」、「ガンジス川の水質の浄化」、「田舎への電気の安定供給のインフラ整備」、「農業の管理システム」など、日本の科学技術を基盤とした内容を想定しています。インドの企業見学や日印学生交流を通じて、世界で活躍する理工系人材に必要な国際的視野を修得することができます。

4月以降に本プログラムの説明会を実施します。CAMPUS WEBを通じて案内しますので興味がある方はぜひ参加してください。

【プログラムの概要】

留学先	インド工科大学ハイデラバード校
募集期間	4月 ※別途ガイダンス実施予定（詳細は別途CAMPUS WEBにて案内）
渡航期間	9月中（10日間） ※渡航前後に国内で行われる事前・事後研修を行います（立命館大学）。
単位授与	理工学部：特殊講義（基礎専門）I <2単位> 理工学研究科：海外実習 <2単位>
成績評価	本学の基準に基づく5段階評価
受講登録	年間受講登録制限外科目 理工学部事務室にて一括で行いますので、皆さんが受講登録をする必要はありません。
応募資格	理工学部・理工学研究科全学生 ※情報理工学部、生命科学部との共同プログラムになります。
募集人数	10人程度
費用	5万円程度（現地での食費等は自己負担。旅費・宿泊費は全額補助）

(2) 「グローバルエンジニアプログラム」について

全学科横断型海外留学プログラムの「グローバルエンジニアプログラム」を実施しています。学科を越えて自身と専門領域の異なる学生とともに学び、海外実習でのフィールドワークや、事前・事後研修を通して国際的な視野を身につけることができます。

対象は理工学部の1～3年生です。海外実習先はアジアの大学を予定しています。

本プログラムの説明会は4月以降に数回実施します。CAMPUS WEBを通じて案内しますので興味がある方はぜひ参加してください。

(3) 「ハワイ大学留学プログラム」について

理工学部ハワイ大学留学プログラムは、理工学部2、3年生を対象とした4週間の留学プログラムです。ハワイ大学で本プログラムのために特別に用意された講座（理工系の内容の講座、ハワイの文化に関する講座）や英語の授業を受講します。その他にも、各種フィールドトリップやハワイ大学の学生との交流など、様々な企画が用意されています。

理工学部における学びとリンクしたプログラム内容になっています。留学に興味がある学生は奮って申請してください。なお、履修指定科目「英語9」のSuper-advanced (SA)

と Advanced (AD) レベルの受講者の場合は、希望すれば、全員参加することができます。詳細は、「多様な外国語科目について (P.74)」と、配布される募集要項を参照してください。

(4) 「海外スタディプログラム」について (※環境システム工学科のみ対象)

環境システム工学科および大学院環境都市専攻では、国際的な視野で環境問題について考える力を養うことを目的にした「海外環境スタディプログラム」を実施しています。

本科目では、実際に海外の大学や研究機関、行政機関等を訪問し、経済発展途上国における自然環境や社会開発プロジェクト、環境先進国における都市環境施策などについてフィールドワークを中心に体験的に学びます。なお、大学院生向けにはより専門性が高く、自主性を重んじたカリキュラム構成となっています。

本プログラムの説明会は、4月以降に実施します。CAMPUS WEB を通じて案内しますので興味がある方はぜひ参加してください。

2. APU (立命館アジア太平洋大学) との交流学生プログラムについて

プログラムでは、立命館大学に所属しながら、立命館アジア太平洋大学 (以下「APU」) の科目を履修することができます。具体的には、以下の2つの交流プログラムを提供しています。

(1) サマーセッションプログラム

① 制度の概要

APU のサマーセッション (夏期集中講義) 科目を受講できるプログラムです。

② 主なスケジュール

- ・ 6月頃 履修科目の出願 (指定の WEB 上から毎年度 1 科目出願可)
- ・ 7月下旬頃 履修許可発表 (CAMPUS WEB お知らせ画面で発表、履修許可された科目を受講登録制限外で登録)
- ・ 8月上旬頃 APU のサマーセッション (夏期集中講義) 科目受講期間
- ・ 9月中旬頃 APU で成績発表
- ・ 3月下旬頃 本学で単位認定

③ 単位認定

- ・ 認定時期：後期
- ・ 認定される分野：理工学部の指定による
- ・ 認定評価：合格の場合「N」、不合格の場合「F」

(2) 交流学生プログラム

① 制度の概要

半年 (前期学期 / 後期学期) または 1 年間、「特別聴講学生」として、APU の授業科目を受講できるプログラムです。

② 主なスケジュール (1 年・前期 / 後期)

- ・ 10月頃 / 4月頃 募集ガイダンス
- ・ 11月 / 5月頃 履修科目の出願
- ・ 12月 / 6月頃 履修許可発表
- ・ 2月 / 7月頃 派遣前ガイダンス
- ・ 3月下旬 / 9月中旬頃 出発
- ・ 4月 / 9月下旬頃 APU で履修開始

③ 単位認定

- ・ 認定される分野：理工学部の指定による
- ・ 認定評価：N 評価

(3) プログラムの詳細

プログラムの募集要項は、下記ホームページを確認してください。

〈APU 交流プログラム情報サイト〉
CAMPUS WEB の便利リンクから「APU 交流プログラム」をクリック

3. 大学間単位互換制度

3.1 制度の概要

環びわ湖大学・地域コンソーシアム単位互換制度とは、滋賀県内の他大学の科目を履修し、それを立命館大学の単位として認定する制度です。皆さんの幅広い関心と興味に応じて、本学にはない分野の科目を学ぶことが可能です。

BKCの学部が利用できる大学間単位互換制度には、環びわ湖大学・地域コンソーシアム単位互換制度（滋賀県内の大学）のほかに、大学コンソーシアム京都単位互換制度（主に京都地域を中心とした大学）があります。

3.2 主なスケジュール

- ・履修希望科目の出願（4月上旬のみ〈追加募集なし〉）：指定のWEB上から、毎年度2科目まで出願可
- ・履修許可発表（4月下旬～5月初旬）：CAMPUS WEB お知らせ画面で発表、履修許可された科目は受講登録制限外で登録
- ・科目開設大学への履修手続き（各大学の指示にしたがうこと）
- ・科目開設大学での履修（各大学の学年暦、開講日程、時間割にしたがうこと）
- ・成績発表（3月下旬）：成績通知表に記載

3.3 単位認定について

- 認定時期：後期（前期および夏期集中科目でも後期認定となります）
- 認定分野：自由科目（卒業に必要な単位数に算入できません）
- 認定評価：合格の場合「N」、不合格の場合「F」

3.4 詳細

募集ガイド（シラバス含む）や具体的な応募方法、受講にあたっての注意事項は下記ホームページから確認してください。

単位互換制度ホームページ

（CAMPUS WEBの便利リンクから「単位互換制度」をクリック）

4. 全学で実施するキャリア教育科目、インターンシップ関連科目

教養科目C群（キャリア教育科目）を参照してください。

5. サービスラーニング

サービスラーニングとは、「多様な形での地域参加型活動を通して、学生が学びと成長を得ることを目的に構築された学習プログラム」のことで、学習方法の一つです。詳細は、サービスラーニングセンターのホームページを参照してください。

教養科目C群（サービスラーニング科目）を参照してください。

6. エクステンションセンター

エクステンションセンターは、学生の皆さんのキャリア開発や資格取得に関する多彩な講座を開講しています。公務員試験や弁理士試験などの難関試験にも、エクステンション講座を活用して学生がチャレンジし大きな成果を上げています。ここでは、難関試験である国家公務員総合職試験と弁理士試験について説明します。これ以外にも多くの講座がありますので、詳しくはエクステンションセンターの窓口へ相談、もしくは下記のエクステンションセンターのホームページにて確認してください。

<http://www.ritsumei.ac.jp//extension/>

6.1 国家公務員総合職試験について

(1) 技術系公務員とは

公共分野や民間分野に限らず、科学技術立国としてのわが国の発展を支える仕事において、科学技術の専門知識は不可欠です。とりわけ「安心・安全な社会の実現」を求める声が高まっている今日、その技術的知識を活かしてダイナミックに社会をマネジメントする技術系公務員の役割は非常に高まっています。

行政機関での仕事は、行政官として法律の作成や政策の立案、監督・指導を行う仕事を中心ですが、科学技術の裏づけを求められることが非常に多く、技術の専門知識をもった職員存在は不可欠です。また公共事業において、現場の事業そのものは民間企業が請け負いますが、その企画・設計・施工状況の管理・監督などの仕事の多くは技術行政官(技官)が担っており、情報工学や土木・化学・機械・電気電子・建築等の理工系の知識を持った技官が広く求められています。採用にあたっては技術系採用として、文系とは別の試験を実施し選考されます。

また技官とは別に、国公立の研究機関や試験機関などにおいて研究に携わる「研究職」としての採用もあります。各機関が研究職として独自に採用するケースや、公務員試験の合格者から採用するケースがあります。公務員の場合、採用の時点で、本人の希望や適性と採用機関の必要に応じて、技官になるか、研究職になるかにわかれます。

◆大学卒業程度の公務員試験のうち、技術系の試験区分を設けているのは次のとおりです。

- ①国家公務員採用総合職試験(工学、数理科学・物理・地球科学、化学・生物・薬学、など)(2)参照
- ②国家公務員採用一般職試験(物理、電気・電子・情報、機械、土木、建築、化学、など)
- ③地方公務員上級試験(都道府県・政令指定都市)(土木、建築、電気、機械、化学、薬剤師、など)
- ④市役所試験(政令指定都市以外の市町村)
- ⑤労働基準監督官試験B
- ⑥国立大学法人等職員採用試験
- ⑦食品衛生監視員試験

(2) 国家公務員採用総合職試験について

国家公務員総合職とは、国の中央官庁の幹部(キャリア)として国家行政の中枢を担う重要な役割を担っています。若いうちから責任のある大きな仕事を任せられ、勤務地は本省を中心に、他省庁への出向や海外の在外公館や国際機関などへの派遣など、ジェネラリストとして幅広い経験を積み、国政のリーダーとして活躍することが期待されています。

安心・安全を求める国民の声の高まり、技術の高度化・多様化、また科学技術の国際競争の激化による国家戦略の必要性など、国政レベルの課題は溢れています。これらの課題に対して技術的なアプローチで解決する技術系国家公務員の活躍の場はさらに広がっていくことが予想されます。

国家公務員総合職として活躍するためには、国家公務員総合職試験に最終合格し、官庁訪問(志望省庁における選考)を経て各省庁に採用される必要があります。一般に国家公務員総合職試験は難関試験と言われていますが、技術系採用の場合、大学で学ぶ専門分野と試験区分で課せられる試験科目との関連が深く、大学院進学や民間就職も射程に入れた効率的な対策で十分に合格を目指すことができます。

国家総合職試験では、「提示延期の取扱い」という制度があり、最終合格をした場合に官庁訪問を翌年または翌々年に延期することができます。したがって、学部4年生で最終合格をして、大学院に進学してより高い専門性を修得した後に国家総合職として各省庁に採用してもらうという選択も可能です。

2012年度の試験制度改革により、国家総合職の試験区分として大卒程度試験と院卒者試験が新設され、大学院修了および修了予定の学生はどちらでも受験可能ですが、試験区分によって採用後の待遇が異なる場合があります。

また、国家総合職試験に合格できる学力を修得することは、国家一般職や地方公務員上級職など他の公務員試験についても合格可能な実力を身に付けることに繋がり、他の職種との併願も可能です。

※国家公務員試験は、2012年度の試験から試験制度が変更となりました。詳細については、人事院のホームページを参照してください。

(3) **国家総合職試験（大卒程度試験） 試験科目出題分野および出題数一覧表（抜粋）**

※○数字は問題数をあらわします。

【第1次試験】

基礎能力試験 (択一式)	公務員として必要な一般的な知識および知能についての筆記試験で、出題数は全40題。うち知能分野が27題（文章理解⑩、判断・数的処理（資料解釈を含む）⑪）、知識分野が13題（自然・人文・社会⑬（時事を含む））。 ※院卒者区分の試験では知能分野24問（文章理解⑩、判断・数的処理（資料解釈を含む）⑪）、知識分野6問（自然・人文・社会⑬（時事を含む））になっています。
専門試験 (択一式)	各試験区分に応じた必要な専門的知識、技術などの能力についての筆記試験 ※詳しくは下表「専門試験出題分野および出題数」を参照のこと

【第2次試験】

専門試験（記述式）	各試験の区分に応じた必要な専門的知識、技術などの能力についての筆記試験 ※詳しくは下表「専門試験出題分野および出題数」を参照のこと
政策論文試験	政策の企画立案に必要な能力その他総合的な判断力および思考力についての筆記試験（資料の中に英文によるものを含む） ※院卒者区分の試験では「政策論文試験」ではなく、「政策課題討議試験」が課されます。
人物試験	人柄・対人能力などについての個別面接、性格検査

(4) **エクステンションセンターの公務員講座**

エクステンションセンターでは、最難関と言われる国家公務員総合職試験をはじめとして、各公務員試験の合格を目指すための講座を開講しています。公務員試験対策は、個人で試験勉強を行うことは勿論ですが、より効率的に学習し、正確な情報に基づく効果的な戦略が重要です。エクステンション講座では、過去の出題傾向や最新の情報に基づき、合格を目指して着実に学習し力をつける講座内容となっています。また、近年ウエイトが高まっている「人物試験」（面接や集団討論など）対策も実施しており、試験合格から内定獲得まで支援を行っています。詳細は毎年4月に発行されるエクステンションセンターのパンフレットや、各講座の開講前に発行される公務員講座の募集要項をご参照ください。

(5) **専門科目の履修登録について**

技術系の公務員試験の受験対策については、各試験の出題分野と試験科目を確認したうえで、学部で履修する専門科目について『講義概要』などでよく検討し、履修登録を行うことをお勧めします。学部の専門科目を計画的に履修することが、公務員の試験科目の基礎学力を身に付ける近道と言えます。

※専門試験出題分野および出題数

	専門試験（多肢選択式）	専門試験（記述式）
工 学	<p>165 題出題 40 題解答</p> <p>〔必須問題〕 工学に関する基礎〔数学及び物理の基礎的な知識に基づく工的手法の応用能力を問うもの等〕の計 20 題</p> <p>〔選択問題〕 次の 29 科目（各 5 題）から 4 科目、5 科目又は 6 科目を選択し、その 20～30 題のうちから任意の計 20 題解答</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 技術論〔技術の歴史、技術と社会との関連、等〕、 2. 基礎化学、3. 工学基礎実験、4. 情報基礎、 5. 電気工学、6. 電磁気学、7. 材料力学〔機械系〕、 8. 流体力学〔機械系〕、 9. 構造力学（土木）・土木材料・土木施工、 10. 土質力学・水理学、11. 環境工学（土木）・衛生工学、 12. 構造力学（建築）、13. 建築構造・建築材料・建築施工、 14. 計測工学・制御工学、15. 情報工学（ハードウェア）、 16. 情報工学（ソフトウェア）、17. 電子工学、 18. 通信工学、19. 機械力学、 20. 熱力学・熱機関〔機械系〕、21. 土木計画、 22. 建築計画・建築法規・建築設備、23. 建築史・都市計画、 24. 材料工学（材料科学）〔材料物理、材料化学〕、 25. 材料工学（金属材料・無機材料）、 26. 原子力工学（原子核・放射線）、 27. 原子力工学（原子炉・核燃料サイクル）、 28. 船舶海洋工学（流体）〔船体復原性、船体抵抗・推進、船体運動〕、 29. 船舶海洋工学（構造）〔船体強度・振動、船舶設計・艤装〕 <p>（注）8（流体力学〔機械系〕）と 10（土質力学・水理学）の同時選択不可。7（材料力学〔機械系〕）と 9（構造力学（土木）・土木材料・土木施工）と 12（構造力学（建築））の同時選択不可。</p>	<p>選択問題 1 題又は 2 題</p> <p>次の 29 科目から出題 解答題数 ア. 1（建築設計）又は 2（都市設計）を選択する場合は、その 1 科目（1 題）のみを選択解答 イ. ア以外の場合は、2 科目から各 1 題、計 2 題を選択解答 （注）2 題以上出題される科目にあっては、そのうち 1 題のみ選択可。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建築設計①、2. 都市設計①、3. 計測工学①、 4. 制御工学②、5. 情報工学（ハードウェア）①～②、 6. 情報工学（ソフトウェア）①～②、 7. 電磁気学・電気回路①、8. 電気機器①、9. 電力工学①、 10. 電子工学①、11. 通信工学①、12. 信頼性工学①、 13. 材料力学〔機械系〕①、14. 機械力学①、 15. 流体力学〔機械系〕①、16. 熱力学・熱機関〔機械系〕①、 17. 航空工学①、18. 構造力学（土木）①、19. 土質力学①、 20. 水理学①、21. 土木計画③、 22. 環境工学（土木）・衛生工学②、 23. 材料工学（材料科学）〔材料物理、材料化学〕①～②、24. 材料工学（金属材料）①～②、 25. 材料工学（無機材料）①、 26. 原子力工学（原子核・放射線）①、 27. 原子力工学（原子炉・核燃料サイクル）①～②、 28. 船舶海洋工学（流体）〔船体復原性、船体抵抗・推進、船体運動〕①～②、 29. 船舶海洋工学（構造）〔船体強度・振動、船舶設計・艤装〕①～② <p>（注 1）13（材料力学〔機械系〕）と 18（構造力学（土木））の同時選択不可。15（流体力学〔機械系〕）と 20（水理学）の同時選択不可。21（土木計画）と 22（環境工学（土木）・衛生工学）の同時選択不可。</p> <p>（注 2）1（建築設計）及び 2（都市計画）は、「一般的な建築物及び都市・地区の設計を課題とし、マスタープラン（図面及び論述）の作成により、設計する能力及び企画する能力を問う問題」。 他の選択科目は、「科目内容に応じて必要な専門的知識、技術などの能力を論述、計算等を通じて問う問題」。</p>
数 理 科 学 ・ 物 理 ・ 地 球 科 学	<p>115 題出題 40 題解答</p> <p>I 部 5 題 基礎数学・情報数学</p> <p>II 部 10 題 次の選択 A、B（各 10 題）から一つを選択 選択 A 数理科学系 線形代数、解析、確率・統計 選択 B 物理・地球科学系 基礎物理、地球科学</p> <p>III 部 25 題 次の 17 科目 90 題のうち任意の計 25 題解答 集合・位相、代数、幾何、解析、確率・統計、情報理論、 計算機数学、離散数学、数値計算、数学モデル、 オペレーションズ・リサーチ、 経営工学（経営数学・生産管理・品質管理）、物理数学、 古典物理学、現代物理学（物性物理学を含む。）、 地球物理学、地質学</p>	<p>選択問題 2 題</p> <p>次の科目から 15 題出題、任意の 2 題選択 代数、幾何、解析、確率・統計⑤、情報科学①、数学モデル①、経営工学（経営数学・生産管理・品質管理）①、古典物理学、現代物理学（物性物理学を含む。）③、地球物理学②、地質学②</p> <p>（注）同じ科目から 2 題選択。</p>

※別途院卒者試験区分有り

6.2 弁理士試験について

(1) 弁理士とは

21世紀は情報や知識が大きな付加価値を生み出す“知恵の時代”であり、情報、知識によって創造された知的財産を権利として適切に保護し、かつ知的財産権を活用する知的創造サイクルを構築する必要があるとの認識が広がっています。この知的創造サイクルの中心的役割の担い手として、今、弁理士に期待が集まっています。

弁理士の中心的業務は、技術的な創作や工業デザイン、業務上の信用を、特許権、意匠権、商標権等の形で権利化するため特許庁への出願手続代理や、それらを取消又は無効とするための審判請求手続・異議申立て手続の代理業務となります。また、知的財産に関するユーザーニーズの多様化に応じてライセンス契約手続の交渉や仲裁手続の代理等を含む知的財産分野全般に渡るサービスを提供することも期待されています。更に、平成14年の弁理士法改正により、一定の研修および試験を条件として、弁護士との共同受任による特許権等侵害訴訟における訴訟代理権が認められており、産業財産権に関する紛争処理を含めた分野においても活躍の幅を広げています。

(2) 弁理士試験について（抜粋）

弁理士試験は、短答式と論文式の筆記試験および口述試験により行われ、論文式試験は短答式試験に合格した者、口述試験は論文式試験に合格した者に行われます。

〔短答式試験〕

試験形式	マークシート（五肢択一）
試験範囲	①特許・実用新案に関する法令 ②意匠に関する法令 ③商標に関する法令 ④工業所有権に関する条約 ⑤著作権法・不正競争防止法
問題数	計60問(上記それぞれの範囲について、おおむね2：1：1：1：1の比率)
試験時間	3.5時間
合格基準	満点に対して65%の得点を基準として、論文式筆記試験及び口述試験を適正に行う視点から工業所有権審議会が相当と認めた得点以上。

〔論文式試験〕

試験形式	論文
試験範囲	〔必須科目〕 ①特許・実用新案に関する法令 ②意匠に関する法令 ③商標に関する法令 〔選択科目〕 ①理工Ⅰ(工学) ②理工Ⅱ(数学・物理) ③理工Ⅲ(化学) ④理工Ⅳ(生物) ⑤理工Ⅴ(情報) ⑥法律(弁理士の業務に関する法律) ※上記6科目のうち、受験願書提出時にあらかじめ選択する1科目。なお、選択問題の選択時期は、2011年度から受験願書提出時となります。
試験時間	〔必須科目〕 上記それぞれの科目について、①2時間、②1.5時間、③1.5時間 〔選択科目〕 1.5時間
合格基準	必須科目の合格基準を満たし、かつ、選択科目の合格基準を満たすこと 【必須科目】 標準偏差による調整後の、各科目の得点の平均（配点比率を勘案して計算）が、54点を基準として口述を適正に行う視点から工業所有権審議会が相当と認めた得点以上であること。ただし、47点未満の得点科目が一つもないこと。 【選択科目】 科目の得点（素点）が満点の60%以上であること

〔口述試験〕

試験形式	面接形式
試験範囲	①特許・実用新案に関する法令 ②意匠に関する法令 ③商標に関する法令
試験時間	上記それぞれの科目について、10分程度
合格基準	採点基準をA、B、Cのゾーン方式とし、合格基準はC評価の科目が2科目以上ないこと

※試験内容については、平成25年度のデータ（2015年1月28日公表）に基づいて掲載しています。平成27年度の試験詳細は特許庁のHPで確認して下さい。
<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>

(3) エクステンションセンターの弁理士講座

エクステンションセンターでは専門機関との提携による短期間での合格を目指す講座を提供しています。

VIII. 教職課程について

1. 教職課程を学ぶにあたって
2. 教職課程履修上の注意事項
3. 理工学部で取得できる教員免許状の種類
4. 教員免許状申請手続
5. 2015年度入学生対象カリキュラムについて
6. 高等学校一種「工業」免許取得に関する特例について

1. 教職課程を学ぶにあたって

本学では、「自由と清新」を建学精神とし、「平和と民主主義」を教学理念とする大学の学びを基礎とし、総合大学としての高度な専門性と多様性を生かすことによって教師教育（教員養成）を行ってきました。この建学精神及び教学理念でめざしてきたものは、国際性・人間性豊かな教養人としての資質と専門職業人としての能力を備えた教員（教師）の養成です。

本学の教職課程教育において養成をめざす教師像については、次のように捉えています。教師力には、「教えるモチベーション」がその基盤になければなりません。教えること（＝教師）と学ぶこと（＝児童生徒）とは、一体となっはじめて各々が成り立つ関係にあります。教師力の基盤である「教えるモチベーション」（＝「学ぶモチベーション」）は、次の三つの「力」を必要とします。第一に、高い専門性（知識・見識・技能）です。第二に、子ども（人間）を理解する力です。第三に、伝える力（コミュニケーション能力）です。本学の教員養成課程においてめざすのは、以上の三つの「力」、すなわち、〈高い専門性〉と〈子ども（人間）理解力〉と〈伝える力（＝実践力）〉を有する教師像としてまとめることができます。そのような教師を養成することが本学の教職課程の教学目標です。

本学では、薬学部を除く全学部に教職課程を設置しています。そのため、教職を希望するみなさんは、それぞれの所属学部に設置されている教職課程を履修することができます。定められた教職科目を履修・単位修得すれば、各都道府県教育委員会への申請によって教員免許状を取得することができます。ただし、履修すべき「教職に関する科目」など教職科目の多くは、各学部での卒業に必要な単位とは別に修得しなければなりません。単に免許状取得だけを目的にしたような安易な気持ちでの教職課程の履修は、卒業時に希望していた教員免許状の取得ができないのみならず、学部科目の履修計画を困難にすることもありますので、しっかりとした目的意識をもって履修することが必要となります。

教員免許更新制について

2007年6月に教育職員免許法が改正され、2009年4月1日より、教員免許更新制が導入されました。

具体的には、2009年4月1日以降に授与される教員免許状には、10年間の有効期間が明記され、原則として、10年毎に免許状を更新しなければ、その効力を失うこととなります。そして、免許状を更新するためには、免許の有効期限が切れる前2年間の間に、教職の課程認定を有する大学等で実施される30時間の更新講習を受講して、修了認定を受けることが求められます。

なお、更新講習の受講条件など、教員免許更新制の詳細な内容や最新情報については、文部科学省のホームページを参照してください。

【文部科学省ホームページ】 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm

2. 教職課程履修上の注意事項

2.1 教職課程履修希望申請

教職課程を履修する場合、「履修希望申請」を行う必要があります。この申請は教職課程の履修を開始する年度に（原則 1 回生時）一度申請すれば、毎年行う必要はありません。教職課程の履修を辞退する場合には、申請内容の変更とともに、所属学部の事務室に辞退理由書を提出してください。

また、この手続は受講登録とは関連していません。**教職科目の受講登録は、この手続とは別に、所定の期間や方法に則って行ってください。**

2.2 教職課程履修計画

本学の教職課程は、1 回生から 4 回生までの 4 年間で基本としたカリキュラム構成となっています。したがって、原則として 1 回生から履修を開始し、必要な科目を配当回生に沿って 4 年間をかけて段階的・計画的に履修していくことが必要です。例えば 2 回生以降から履修を開始した場合や、留学や休学などで履修を一時中断した場合などは、4 回生での卒業と同時に履修を終えることができるとは限りません。

2.3 教職課程履修上の連絡事項について

教職課程に関する連絡は、CAMPUS WEB やホームページで行います。教職課程履修者は CAMPUS WEB やホームページ等を常に確認するように心がけてください。

教職課程の履修に関する相談や質問は、理工学部事務室に申し出てください。

2.4 教員採用試験受験にあたって(教職支援センターの利用について)

教員になるには、教員免許状を取得するとともに、各都道府県等の実施する教員採用試験に合格しなければなりません。本学では、教職支援センター(衣笠キャンパスは至徳館 1 階、びわこ・くさつキャンパスはユニオンスクエア 1 階)を設置し、教員志望者に対する対策講座の開講や、情報資料・参考書等を豊富に揃えており、教員採用に関する具体的な相談・指導助言に応じています。教員志望の人はできるだけ早い段階から積極的に利用してください。

2.5 教員免許状取得までの流れ

教員免許状を取得するためには、教職課程科目の履修に加えて、教職課程に関する諸行事(ガイダンス・オリエンテーションなど)には必ず出席するとともに、大学が定めた所定の手続(「教職自己分析シート」・教育実習・介護等体験などの各種手続など)を行わなければなりません。**諸行事への遅刻・無断欠席や所定期日内の手続未了の場合には、その履修や参加を認めません。**

2.6 高等専門学校からの編入学生

高等専門学校からの編入学生で、教員免許状取得を希望する場合は、必ず、事前に理工学部事務室に相談してください。

高等専門学校で取得した単位を教科に関する科目に認定できる単位数に制限があるなど注意があります。

3. 理工学部で取得できる教員免許状の種類

下表は、理工学部が文部科学大臣より認定を受けている課程です。

学部・学科	中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状
数理科学科	数 学	数学・情報※
物理科学科	理 科	理 科
電気電子工学科	—	工業・情報※
電子情報工学科	—	工業・情報※
機械工学科	—	工 業
ロボティクス学科	—	工 業
都市システム工学科	—	工 業
環境システム工学科	—	工 業
建築都市デザイン学科	—	工 業

※「情報」のみの免許状取得の場合、「情報」では教育実習先を確保できないこともあります。可能な限り、他に課程認定を受けている「数学」「理科」「工業」等の免許状を1科目以上あわせて取得し、その教科でも教育実習が行えるようにしておいてください。なお、自分で「情報」の教育実習校先が確保できる場合は、「情報」のみの免許状取得でも構いません。

*教育実習は、一部の例を除けば、自分自身で直接出身校へ連絡を取り、実習の受け入れを依頼して先方の了解を得ることによって、実習先を確保しなければなりません。

小学校教諭免許状取得プログラム

2013年度より、佛教大学通信教育課程と連携した「小学校教諭免許状取得プログラム（佛教大学協定方式）」が開設されました。このプログラムにより、産業社会学部子ども社会専攻以外の学生でも、所属学部の教職課程（中学校教諭一種免許状）を修得することを条件として、小学校教諭一種免許状を取得することが可能となります。応募要件・プログラム内容等詳細は、1回生の11～12月に実施するガイダンスで説明します。対象は、学部1回生のみ。

4. 教員免許状申請手続

教員免許状は、免許状取得有資格者本人からの申請にもとづき、授与権者である都道府県の教育委員会が授与します。授与された免許状は、全国の都道府県において効力を有します。

4.1 一括申請（大学による代理申請）

理工学部では、免許授与要件を満たし、卒業時に教員免許状を必要とする人について、滋賀県教育委員会に一括申請を行っています（後期卒業生のみ）。一括申請のガイダンスや申請書類の交付については、CAMPUS WEB やホームページ等で連絡します。申請期間に遅れた場合は、個人申請による手続となります。

4.2 個人申請

一括申請手続を行わなかった人で、教員免許状を授与申請する場合は、個人申請を行ってください。前期卒業生、編入学生で他大学で修得した単位と本学で修得した単位を合算して申請する場合も個人申請となります。申請手続は都道府県によって異なりますので、あらかじめ該当する教育委員会に問い合わせてください。

必要書類のうち、「学力に関する証明書」については、理工学部事務室に申し出て交付を受けてください。

5. 2015 年度入学生対象カリキュラムについて

5.1 教員免許状取得の基礎資格および必要単位

本学における教員免許状の取得に必要な基礎資格と免許状の種類毎の必要単位数は下表の通りです。「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6」および「教育職員免許法第 5 条別表第 1」の規定により、教員免許状の取得に必要な基礎資格と必要単位数が定められていますが、学部・学科として課程認定を受けている必要単位数はこれとは異なります。

基礎資格とは、各自が所属する学部において、卒業に必要な単位を修得し、学士の学位を取得することです。また、免許状の種類毎の必要単位数については、「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目」、教育職員養成課程で定める「教職に関する科目」、「教科に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」を各自の入学年度に応じた科目表に従って修得する必要があります。なお、小学校・中学校教諭免許状を取得する場合は、法律で定められた「介護等体験」も必要となります。

(1) 基礎資格と必要単位

免許状の種類	基礎資格	本学における最低必要単位数								合計
		免許法施行規則第66条の6				教職に関する科目	教科に関する科目	教科又は教職に関する科目	介護等体験 ※「教科又は教職に関する科目」として取り扱われます	
		日本国憲法	体育	外国語コミュニケーション	情報機器の操作					
中学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	2	2	2	2	33	20	4	2	67
高等学校教諭一種免許状		2	2	2	2	27	20(*)	12(*)		67

(*) …教科によって、「教科に関する科目」は 20 単位を超える単位修得が必要な場合があります（「情報」）。その場合、「教科又は教職に関する科目」の最低必要単位数は、「教科に関する科目」20 単位を超えた単位分だけ減じられます。

(2) 教職基礎科目と教職発展科目

「教職に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」については、「**教職基礎科目**」と「**教職発展科目**」から構成されています。

① 教職基礎科目

教員免許状の取得に最低限必要な科目（「教職に関する科目」中一種免 33 単位・高一種免 27 単位、および「教科又は教職に関する科目」の「(教) 学校教育演習」4 単位・「(教) 介護等体験の研究」「(教) 介護等体験実習」各 1 単位）を指します。2015 年度入学生は「自由科目」です。

② 教職発展科目

教員免許状の取得条件上はすべて選択科目ですが、将来、教員採用試験の受験や教育系大学院への進学など、「進路としての教職」に強い意欲と目標を持つみなさんにとっては必須の科目です。教員免許状の取得に必要な教職基礎科目の履修・単位修得を踏まえ、さらにより広く、深く学ぶ意欲を持つみなさんが受講する科目です。すべて 3 回生以上配当で、これらの科目の修得単位は卒業に必要な単位に含まれ、2015 年度入学生は、教職発展科目の単位を修得した場合、8 単位を上限に「教養科目 C 群（教養基礎科目）」分野に認定されます。※受講生が 5 名未満となり授業運営が困難な場合は閉講する場合があります。

(3) 「教職自己分析シート」について

平成 20（2008）年の教育職員免許法施行規則改定において「教職実践演習」が必修となったこととともない、みなさんの教職課程における履修履歴を把握し、それを踏まえた指導を行うことによって、不足している知識や技術等を補うため、「履修カルテ」を用いた教員による指導が義務付けられています。本学では、この「履修カルテ」のことを「教職自己分析シート」と呼んでいます。

1 回生での履修を終えた段階から、毎年「教職自己分析シート」の作成や履修状況を記録することで、教職課程に必要な資質能力や意欲を確認するための材料となります。提出方法

や提出期日等詳細は、2 回生春季ガイダンスや「(教) 学校教育演習」、「(教) 教職実践演習 (中・高)」を通じて説明をします。期日までに「教職自己分析シート」を提出できなかった場合は、必修科目（「(教) 学校教育演習」「(教) 教職実践演習 (中・高)」）の履修や単位修得ができなくなります。

5.2 「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目」の履修方法

下記の科目群からは免許状の校種、教科に関わらず、基礎資格として所定の単位を必ず履修する必要があります。

科 目	授 業 科 目	単 位	履 修 方 法
日本国憲法	日本国憲法	2	必 修
体 育	スポーツのサイエンス	2	左記科目より 2 単位選択必修
	スポーツと現代社会	2	
	スポーツ方法実習Ⅰ	1	
	スポーツ方法実習Ⅱ	1	
外国語コミュニケーション	英語 1	1	左記科目より 2 単位選択必修
	英語 2	1	
	英語 3	1	
	英語 4	1	
	英語 5	1	
	英語 6	1	
	英語 7	1	
	英語 8	1	
情報機器の操作	情報処理	2	左記科目より 2 単位選択必修
	情報処理演習	1	

5.3 「教職に関する科目」の履修方法

3 回生以上配当の「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目」については、1・2 回生配当の教職基礎科目全 25 単位^{注1)}(高等学校一種免許状の場合全 20 単位)のうち、20 単位以上修得しなければ、受講登録(履修)できません。

注1)「教科又は教職に関する科目」の「(教) 介護等体験の研究」(2 回生配当)を含む。

免許法施行規則		教 職 基 礎 科 目			教 職 発 展 科 目		
科 目	含める 必要事項	科 目 名 (丸囲みの数字は 単位数)	配 当 回 生	履 修 方 法	科 目 名 (丸囲みの数字は 単位数)	配 当 回 生	履 修 方 法
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容(研修、サービス及び身分保障等を含む) ・進路選択に資する各種の機会の提供等	(教) 教職概論②	1	必修			
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	(教) 教育原理②	1	必修			
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	(教) 教育心理学②	1	必修	(教) 子ども理解の心理学② (教) 動機づけの心理学②	3 3	選択 選択
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	(教) 教育社会学②	1	必修	(教) 教育制度研究② (教) 教育改革の研究②	3 3	選択 選択

免許法施行規則		教 職 基 礎 科 目			教 職 発 展 科 目		
科 目	含める 必要事項	科 目 名 (丸囲みの数字は 単位数)	配 当 回 生	履修方法	科 目 名 (丸囲みの数字は 単位数)	配 当 回 生	履修 方法
教育課程 及び 指導法に 関する科 目	・教育課程の意 義及び編成の方 法	(教) 教育課程論②	2	必修			
	・各教科の指導 法※(1)(2)(3)参照	(教) 数学科教育概論②	2	中学必修、高校必修	(教) 数学科授業演習(中学)②	3	中学選択
		(教) 数学科教育研究②	2	中学必修	(教) 数学科授業演習(高校)②	3	高校選択
		(教) 数学科授業研究②	3	中学必修、高校必修			
		(教) 理科教育概論②	2	中学必修、高校必修	(教) 理科授業演習(中学)②	3	中学選択
		(教) 理科教育研究②	2	中学必修	(教) 理科授業演習(高校)②	3	高校選択
		(教) 理科授業研究②	3	中学必修、高校必修			
	・道徳の指導法	(教) 道徳教育の研究②	2	中学必修	(教) 人間と差別の教育論②	3	中学選択
		・特別活動の指 導法	(教) 特別活動の研究②	2	必修		
	・教育の方法及 び技術(情報機 器及び教材の活 用を含む。)	(教) 教育方法論②	2	必修	(教) 授業デザイン論②	3	選択
生 徒 指 導、教育 相談及び 進路指導 等に関す る科目	・生徒指導の理 論及び方法 ・進路指導の理 論及び方法	(教) 生徒・進路指導 の研究②	2	必修			
	・教育相談(カ ウンセリングに 関する基礎的な 知識を含む。) の理論及び方法	(教) 教育相談の研究②	2	必修	(教) カウンセリング研究②	3	選択
教育実習 ※(4)参照		(教) 教育実習の研究 (事前指導)①	3	必修			
		(教) 教育実習Ⅰ (事後指導を含む)②	4	} 中学校4単位、 高校2単位以上 選択必修			
		(教) 教育実習Ⅱ (事後指導を含む)④	4				
教職実践 演習		(教) 教職実践演習 (中・高)②	4	必修			

- (1) 「(教) ○○科教育概論」「(教) ○○科教育研究」「(教) ○○科授業研究」は、取得を希望する免許状教科と同じ教科を履修してください。
- (2) 「高等学校(工業)」の免許状取得では、「免許法附則 11 項」を適用することができますが、「(教) 工業科教育概論」「(教) 工業科授業研究」及び「(教) 教職概論」を履修推奨科目とします。(単位取得することが望ましい。)
- (3) 中学校教諭一種免許状のみ、もしくは、中学校教諭一種免許状と高等学校教諭一種免許状の両方を取得する人は、必ず「(教) 教育実習の研究(事前指導)」と「(教) 教育実習Ⅱ(事後指導を含む)」(4単位)の2科目を履修してください。高等学校教諭一種免許状のみを取得する人は「(教) 教育実習の研究(事前指導)」と「(教) 教育実習Ⅰ(事後指導を含む)」(2単位)の2科目を履修してください。ただし、高等学校で3週間実習を受ける人は、「(教) 教育実習の研究(事前指導)」と「(教) 教育実習Ⅱ(事後指導を含む)」(4単位)を履修してください。「(教) 教育実習の研究(事前指導)」は、大学における事前指導(講義・オリエンテーション・ガイダンス・諸手続を含む)をその内容としているため、教育実習を履修する前年度に履修し、その単位を修得しなければなりません(修得できない場合、翌年度の教育実習を辞退することになります)。

※「(教) 工業科教育概論」と「(教) 工業科授業研究」は、それぞれを毎年度交互に開講します(隔年開講科目)。指定配当回生で履修できない場合は、理工学部事務室に相談してください。

5.4 「教科に関する科目」の履修方法

【教科に関する科目の法定基準一覧表】

表中の科目区分名および必要単位は、教員免許法施行規則に定められたものです。従って理工学部として課程認定を受けている設置科目及び必要単位数とは異なります。具体的な履修方法については次項を参照してください。

・ 中学校一種免許

教科	免許法施行規則に定める科目区分	法定単位数	総必要単位
数学	代数学	1	20
	幾何学	1	
	解析学	1	
	「確率論、統計学」	1	
	コンピュータ	1	
理科	物理学	1	20
	化学	1	
	生物学	1	
	地学	1	
	物理学実験(コンピュータ活用を含む。)	1	
	化学実験(コンピュータ活用を含む。)	1	
	生物学実験(コンピュータ活用を含む。)	1	
	地学実験(コンピュータ活用を含む。)	1	

・ 高等学校一種免許

教科	免許法施行規則に定める科目区分	法定単位数	総必要単位		
数学	代数学	1	20		
	幾何学	1			
	解析学	1			
	「確率論、統計学」	1			
	コンピュータ	1			
理科	物理学	1	20		
	化学	1			
	生物学	1			
	地学	1			
	「物理学実験(コンピュータ活用を含む。)、 化学実験(コンピュータ活用を含む。)、 生物学実験(コンピュータ活用を含む。)、 地学実験(コンピュータ活用を含む。)」	1			
	情報	情報社会および情報倫理		1	20
		コンピュータ及び情報処理(実習を含む。)		1	
情報システム(実習を含む。)		1			
情報通信ネットワーク(実習を含む。)		1			
マルチメディア表現及び技術(実習を含む。)		1			
情報と職業		1			
工業	職業指導	2	20		
	工業に関する科目	18			

* 「工業」については「高等学校一種「工業」免許取得に関する特例について」を参照してください。

【課程認定を受けている教科に関する科目一覧】

- ① 表中の必修および選択必修は、教員免許取得上のもので、卒業の為の必修および選択必修ではありません。
- ② 免許状取得のために他学科の科目を受講する場合は、必ず事前に理工学部事務室で相談してください。受講科目が免許取得に使用できないことがあります。
- ③ 編入学等で認定された科目は免許取得に使用できないことがありますので、理工学部事務室で相談してください。

(1) 「数学」(中学校 1 種、高等学校 1 種)

(2) 「理科」(中学校 1 種、高等学校 1 種)

免許法施行規則に定める科目区分		数理科学科				
科目	最低必要単位数	開設授業科目	単位	配当回数	履修方法	
代数学	1	代数学序論Ⅰ	2	2	*	
		代数学序論Ⅱ	2	2	*	
		集合と位相Ⅰ	2	2	*	
		代数学Ⅰ	2	3	*	
		代数学Ⅱ	2	3	*	
		代数学統論	2	4		
		線形代数学	2	2		
		*印の科目より 1 科目選択必修				
幾何学	1	数学Ⅲ	2	1	*	
		数学Ⅳ	2	1	*	
		幾何学序論Ⅰ	2	2	*	
		幾何学序論Ⅱ	2	2	*	
		幾何学Ⅰ	2	3	*	
		幾何学Ⅱ	2	3	*	
		集合と位相Ⅱ	2	2		
		線形代数演習Ⅰ	1	1		
		線形代数演習Ⅱ	1	1		
		幾何学統論	2	4		
		*印の科目より 1 科目選択必修				
解析学	1	数学Ⅰ	2	1	*	
		数学Ⅱ	2	1	*	
		解析学序論Ⅰ	2	2	*	
		解析学序論Ⅱ	2	2	*	
		微分方程式論	2	3	*	
		数学演習Ⅰ	1	1		
		数学演習Ⅱ	1	1		
		複素解析学Ⅰ	2	3		
		複素解析学Ⅱ	2	3		
		現象数理セミナーⅠ	2	2		
		現象数理セミナーⅡ	2	2		
		積分論	2	3		
		解析学統論Ⅰ	2	4		
		解析学統論Ⅱ	2	4		
		*印の科目より 1 科目選択必修				
[確率論、統計学]	1	数理統計学	2	2	*	
		確率論	2	3	*	
		確率過程論	2	4	*	
		保険数理	2	3		
		数理ファイナンスⅠ	2	3		
		数理ファイナンスⅡ	2	3		
*印の科目より 1 科目選択必修						
コンピュータ	1	情報処理	2	1	必修	
必要単位数	20	選択必修を含める。 20 単位を超えて履修した単位は、「教科又は教職に関する科目」に充当されます。				

免許法施行規則に定める科目区分		物理科学科				
科目	最低必要単位数	開設授業科目	単位	配当回数	履修方法	
物理学	1	原子分子の物理学	2	3		
		実験物理学セミナー	2	1		
		相対性理論	2	4		
		素粒子物理学	2	4		
		熱と波動の世界	2	1		
		解析力学	2	2		
		物理学特別講義	2	3		
		マイクロとマクロの世界	2	1		
		量子光学	2	4		
		量子力学演習	2	3		
		理論物理学セミナー	2	2		
		基礎熱力学	2	2		
		波動の物理学	2	1		
		応用物性論	2	4		
		固体の物理学Ⅰ	2	3		
		固体の物理学Ⅱ	2	3		
		固体の物理学Ⅲ	2	4		
		電磁気学Ⅰ	2	2	必修	
		電磁気学Ⅱ	2	2		
		電磁気学Ⅲ	2	3		
		統計熱物理学Ⅰ	2	2	必修	
		統計熱物理学Ⅱ	2	3		
		統計熱物理学Ⅲ	2	3		
		相対論と量子論の世界	2	2		
		力学Ⅰ	2	1	必修	
		力学Ⅱ	2	1		
		力学Ⅲ	2	2		
		量子力学Ⅰ	2	2		
		量子力学Ⅱ	2	3		
		物理数学入門	2	1		
物質物理学Ⅰ	2	1				
物質物理学Ⅱ	2	2				
実験物理学講義Ⅰ	2	3				
天体物理学	2	3				
連続体物理学	2	2				
量子力学Ⅲ	2	4				
化学	1	化学Ⅰ	2	1	*	
		化学Ⅱ	2	1	*	
*印の科目より 1 科目選択必修						
生物学	1	生物科学Ⅰ	2	1	*	
		生物科学Ⅱ	2	1	*	
*印の科目より 1 科目選択必修						
地学	1	宇宙地球科学Ⅰ	2	1	*	
		宇宙地球科学Ⅱ	2	1	*	
*印の科目より 1 科目選択必修						
物理学実験 (コンピュータ活用を含む)	(注 1)	(教) 物理学実験 基礎物理学実験 物理学研究実習Ⅰ	2 2 2	2 2 3		
化学実験 (コンピュータ活用を含む)	(注 1)	(教) 化学実験	1	3		
生物学実験 (コンピュータ活用を含む)	(注 1)	(教) 生物学実験	1	3		
地学実験 (コンピュータ活用を含む)	(注 1)	地学実験 (教) 地学実験	1 1	3 3		
(注 1) 実験の履修方法について		高等学校 1 種：全実験科目より 1 単位以上を履修すること。 中学校 1 種：各実験科目区分毎にそれぞれ 1 単位以上を履修すること。				
必要単位数	20	必修・選択必修を含める。 20 単位を超えて履修した単位は「教科又は教職に関する科目」に充当されます。				

(3) 「情報」(高等学校1種)

免許法施行規則に定める科目区分		数理科学科			電気電子工学科			電子情報工学科					
科目	最低必要単位数	開設授業科目	単位	配当回数	履修方法	開設授業科目	単位	配当回数	履修方法	開設授業科目	単位	配当回数	履修方法
情報社会及び情報倫理	1	(教) 情報社会と倫理	2	2	必修	(教) 情報社会と倫理 情報通信法規	2 2	2 4	必修	(教) 情報社会と倫理 情報通信法規 (電気電子工学科)	2 2	2 4	必修
コンピュータ及び情報処理 (実習を含む。)	1	情報科学Ⅲ 情報科学Ⅰ プログラミング演習 実験数学A	2 2 1 2	2 1 2 1	必修 必修 必修	言語とプログラミング 論理回路 情報科学Ⅲ 情報処理 計測工学 制御工学	2 2 2 2 2 2	2 2 2 1 4 3	必修 * *	情報処理 データ構造とアルゴリズム 論理回路Ⅰ 情報科学Ⅰ 応用Cプログラミング コンピュータアーキテクチャⅠ ハードウェア設計言語	2 2 2 2 2 2 2	1 2 2 1 2 2 2	必修 必修 必修
*印の科目より1単位以上選択必修													
情報システム (実習を含む。)	1	情報科学Ⅱ 情報処理演習 実験数学B オペレーティングシステム (電子情報工学科)	2 1 2 2	2 1 2 3	必修 必修 必修	情報処理演習 情報科学Ⅱ コンピュータシステム	1 2 2	1 2 4	必修 必修	情報処理演習 ソフトウェア工学 コンパイラ オペレーティングシステム 組み込みシステム	1 2 2 2 2	1 3 2 3 4	必修 * * *
*印の科目より1単位以上選択必修													
情報通信ネットワーク (実習を含む。)	1	情報通信システム (電気電子工学科) アルゴリズム論演習 アルゴリズム論	2 1 2	4 3 3	必修 必修 必修	通信工学 電気電子工学実験Ⅲ 情報通信システム 光通信工学	2 2 2 2	3 3 4 3	必修 必修 必修	コンピュータネットワーク 電子情報工学実験Ⅱ 情報理論 通信工学	2 2 2 2	3 2 3 3	必修
マルチメディア表現及び技術 (実習を含む。)	1	数値解析論 数値解析論演習 信号処理 (電子情報工学科)	2 1 2	3 3 3	必修 必修	電気電子工学応用演習 デジタル信号処理 アナログ信号処理 電気電子数学演習 電気電子工学基礎実験	1 2 2 1 2	3 3 2 2 1	必修 必修	信号処理 電子情報工学実験Ⅲ 電子情報工学応用演習	2 2 1	3 3 3	必修 必修
情報と職業	1	(教) 情報と職業	2	2	必修	(教) 情報と職業	2	2	必修	(教) 情報と職業	2	2	必修
必要単位数	20	必修・選択必修を含めて20単位以上。 20単位を超えて履修した単位は「教科又は教職に関する科目」に充当されます。											

5.5 「教科又は教職に関する科目」の履修方法

以下の一覧表にある科目を修得した場合は、そのまま「教科又は教職に関する科目」として充当することができます。また、免許状取得の当該教科に利用できる「教職に関する科目」もしくは「教科に関する科目」のそれぞれ定められた必修単位数を超えて修得することによって、その余剰分の単位数を「教科又は教職に関する科目」に充当することができます。

3回生以上配当の「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目」については、1・2回生配当の教職基礎科目（必修科目）全25単位^{注1）}（高等学校一種免許状の場合全20単位）のうち、20単位以上修得しなければ、受講登録（履修）できません。

注1）「教科又は教職に関する科目」の「(教) 介護等体験の研究」（2回生配当）を含む。

〈「教科又は教職に関する科目」一覧表〉

	科目名	単位数	該当免許状校種	配当回生	備考
教職基礎科目	(教) 学校教育演習	4	中・高一種免許状	3	中学校必修、高校必修
	(教) 介護等体験の研究	1	中・高一種免許状	2	中学校履修指定
	(教) 介護等体験実習	1	中・高一種免許状	3	中学校履修指定 「(教) 介護等体験の研究」の単位数を修得済みでなければ、受講登録不可。(注2)
	(教) 道徳教育の研究	2	高一種免許状のみ	2	(注1)
教職発展科目	(教) 人間と差別の教育論	2	高一種免許状のみ	3	(注1)
	(教) 国際理解教育論	2	中・高一種免許状	3	選択
	(教) 学校文化論	2	中・高一種免許状	3	選択
	(教) 学級担任論	2	中・高一種免許状	3	選択
	(教) 特別支援教育の研究	2	中・高一種免許状	3	選択
	(教) 環境教育論	2	中・高一種免許状	3	選択
	(教) 教育における人間関係	2	中・高一種免許状	3	選択
	(教) 応用ドラマ教育論	2	中・高一種免許状	3	選択
	(教) 学校実践研究Ⅰ	2	中・高一種免許状	3	選択
	(教) 学校実践研究Ⅱ	3	中・高一種免許状	3	選択
(教) 学校実践研究Ⅲ	4	中・高一種免許状	3	選択	

(注1) 中学一種免許状取得にかかわっては「教職に関する科目」として扱います。

(注2) 受講登録を行わない場合、介護等体験に参加することはできません。介護等体験証明書を授与されたにも関わらず「(教) 介護等体験実習」の単位数を取得できない場合は、一括申請の対象とはしません。介護等体験免除対象者については履修の必要はありません。

(他校種必要単位の余剰分の修得によって「教科又は教職に関する科目」にそのまま充当できる「教職に関する科目」)

	科目名	単位数	該当免許状校種	配当回生	備考
教職基礎科目	(教) ○○科教育研究	2	高一種免許状のみ	2	当該免許状教科のみ
	(教) 教育実習Ⅱ（事後指導を含む）	2	高一種免許状のみ	4	4単位のうち2単位分のみ

・「高等学校（工業）」の免許状取得では、「免許法附則11項」を適用することができますが、「(教) 学校教育演習」を履修推奨科目とします。（単位取得することが望ましい。）

《重要》 以下の場合には、「教科又は教職に関する科目」に充当できませんので注意してください。

(1) 当該教科以外の「各教科の指導法」科目

異なる教科の指導法科目「(教) ○○科教育概論」「(教) ○○科教育研究」「○○科授業研究」「○○科授業演習」を、当該教科以外の「教科又は教職に関する科目」に充当することはできません。

【例：「数学」と「理科」の場合】

数学（高等学校一種）の「教科又は教職に関する科目」に、「(教) 理科教育概論」「(教) 理科教育研究」「(教) 理科授業研究」「(教) 理科授業演習」を充当することはできません。

また、理科（高等学校一種）の「教科又は教職に関する科目」に、「(教) 数学科教育概論」「(教) 数学科教育研究」「(教) 数学科授業研究」「(教) 数学科授業演習」を充当することはできません。

(2) 当該校種以外の「(教) ○○科授業演習」（「各教科の指導法」科目・教職発展科目）

同一教科であっても、異なる校種の「(教) ○○科授業演習」を、当該校種以外の「教科又は教職に関する科目」に充当することはできません。

【例1】 数学（中学校一種）の科目である「(教) 数学科授業演習（中学）」を、数学（高等学校一種）の「教科又は教職に関する科目」に充当することはできません。

【例2】 理科（高等学校一種）の科目である「(教) 理科授業演習（高校）」を、理科（中学校一種）の「教科又は教職に関する科目」に充当することはできません。

(3) 当該教科以外の「教科に関する科目」

異なる教科の「教科に関する科目」を修得しても、当該教科以外の「教科又は教職に関する科目」には充当することはできません。

5.6 教育実習について

教育実習とは、中学校または高等学校の実習生として配属され、教育活動に参加することです。この教育実習は、教職課程履修の仕上げというべきものであり、教壇に立って授業する経験を得るだけでなく、教育活動の全般にわたって理解を深め、教員として必要な知識や技能や態度などを身につけるのが目的です。

教育実習は、実習受入校の好意と協力によって可能となっているものであり、大学の責任ある指導と実習生の真に教職を目指す姿勢が求められます。また、実習受入校は、あくまでも卒業後の進路に教職を第一志望として考えている者を対象に実習指導を行います。

なお、教育実習を受講するためには、「(教) 教育実習の研究（事前指導）」を含む指定科目の単位修得が先修要件となり、さらに実習受入校や教育委員会との手続などが全て完了していることが必要です。こうした授業や行事への無断欠席、必要書類の未提出や遅延があれば、教育実習を辞退していただきますので十分に注意してください。

(1) 「教育実習」の内容と実習期間

教育実習は「(教) 教育実習の研究（事前指導）」、実習校での実習、事後指導からなる一貫したものです。したがって、その全てを受講し、所定の手続きを行う必要があります。教育実習の詳細については、3年生での「(教) 教育実習の研究（事前指導）」の授業において説明するとともに、「教育実習の手引き」を配布します。

実習校での実習は、教育活動全般（ホームルーム、クラブ活動含む）について、観察、参加、実習により構成されますが、その内容については、それぞれの実習校の実情に即した教育実習の指導計画が編成されています。教育実習期間は、各実習校により異なりますが、例年、5月～11月までの間に実施されます。

(2) 「教育実習」の受講資格

教育実習を履修するためには、以下の要件を全て満たしていることが必要です。要件を満たしていない場合には、教育実習の履修は認められません。

- ① 「教育実習」受講年度の前期受講登録時点において、卒業見込みおよび実習校種・教科における教員免許状取得見込みであること。
- ② 「教育実習」受講の前年度末現在で、教育職員免許法施行規則に定められている以下の科目の本学必要単位数(23単位)および「(教) 学校教育演習」(「教科又は教職に関する科目」・4単位)を修得していること。

免許法施行規則		本学開講科目	単 位	配 当 回 生	「教育実習」 受講要件
科 目	含める必要事項				
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等	(教) 教職概論	2	1	必修
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	(教) 教育原理	2	1	必修
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	(教) 教育心理学	2	1	必修
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	(教) 教育社会学	2	1	必修
教育課程及び指導法に関する科目	・特別活動の指導法	(教) 特別活動の研究	2	2	必修
	・各教科の指導法 ※1	(教) ○○科教育概論	2	2	必修
		(教) ○○科授業研究	2	3	必修 上記2科目は同一教科であること。
	・教育課程の意義及び編成の方法	(教) 教育課程論	2	2	必修
	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	(教) 教育方法論	2	2	必修
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法、進路指導の理論及び方法	(教) 生徒・進路指導の研究	2	2	必修
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	(教) 教育相談の研究	2	2	必修
教育実習		(教) 教育実習の研究（事前指導）	1	3	必修
「教科又は教職に関する科目」		(教) 学校教育演習	4	3	必修

※1 教科の指導法は教育実習と同一教科で履修してください。教育実習は 所属学部で取得できる免許状教科での履修となります。

(3) 実習校について

教育実習校の決定方法は、各自が中学校や高等学校を訪問して依頼し、承諾を受けることによって実習先を確保します。ただし、教育委員会が実習校を配当することによって決定する場合もあります。また、本学附属校出身者についても取り扱いが異なります。

決定方法の詳細は、教育実習前年度に受講する「(教) 教育実習の研究（事前指導）」で説明を行います。

5.7 介護等体験について

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」により、義務教育課程（小学校および中学校）の教員免許状申請時には、7日間以上の介護等体験の証明書が必要となります。介護等体験とは、18歳に達した後に行う、特別支援学校（2日間）と社会福祉施設（5日間）の計7日間にわたる介護などの体験のことを指します。

介護等体験の受け入れ先は、特別支援学校については教育委員会が、社会福祉施設については社会福祉協議会が管轄しており、各機関から本学に体験場所・体験時期が配当されるため、学生のみなさんが場所・時期を指定することはできません。また、配当後の日程変更は原則的に認められません。

本学では、介護等体験を「教科又は教職に関する科目」の一部として単位化しており、小・中学校の免許状の取得を希望する場合は、履修指定科目となります。介護等体験の申し込み手続の説明や事前指導については、2回生配当の「(教) 介護等体験の研究」において行います。介護等体験は、3回生配当の「(教) 介護等体験実習」として履修します。したがって、

「(教) 介護等体験実習」を履修するためには、その前年度までに「(教) 介護等体験の研究」の単位を修得していることが必要となります。

なお、2010年度以降入学生については、「(教) 介護等体験の研究」の受講に際して、受講年度の後期受講登録修正結果をふまえ、当該年度末に3回生以上配当科目の履修に必要な先修条件を満たす見込みがない場合には翌年度の「(教) 介護等体験実習」を履修できないため、その受講を認めません。

※介護等体験の免除について

以下の(1)～(3)に該当する人は介護等体験が免除されますので、教職教育課に「免除申告書」を提出してください。なお、介護等体験が免除されるかどうか分からない場合は、事前に教職教育課の窓口にて確認・相談をしてください。

- (1) 介護等体験特例法が施行される以前(1998(平成10)年3月31日以前)に、大学・短大に在学した者であって、卒業までの間に小学校または中学校教諭の専修、一種もしくは二種のいずれかの免許状取得のための所要資格を得た者。
- (2) 介護等に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者。
保健師、助産師、看護師、准看護師、盲・ろう・特別支援学校教員、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士又は義肢装具士の免許・資格を既に有している者(取得見込みの場合は介護等体験が必要)
- (3) 身体上の障がいにより介護等の体験を行うことが困難な者。身体障害者手帳に、障がいの程度が1級から6級であるとして記載されている者。

5.8 「(教) 学校実践研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「学校ボランティア」について

本学では、近畿地区の教育委員会や小学校・中学校・高校と連携し、教職を目指すみなさんを対象とした、「(教) 学校実践研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「学校ボランティア」を用意しています。教師を目指すためには、教職に関わる理論や教科に関する知識を身につけるだけでなく、教師の仕事の実際や児童・生徒の様子について、体験的に知ることが重要です。

3回生より受講することができる「(教) 学校実践研究Ⅰ」「同Ⅱ」「同Ⅲ」は、学校でのインターンシップを含んだ科目で、小・中・高校での授業補助や学習支援、発達障がいを持つ子どもへの支援など、教師の仕事を幅広く体験し、学ぶことができます。「(教) 学校実践研究Ⅰ」(2単位)は研修時間の合計が40時間以上、「(教) 学校実践研究Ⅱ」(3単位)は研修時間の合計が70時間以上、「(教) 学校実践研究Ⅲ」(4単位)は研修時間の合計が100時間以上のインターンシップを含み、いずれも事前・事後指導(講義)の受講が必須です。

また、「学校ボランティア」は、大学での単位認定は行いませんが、学校における特定の活動を支援する中で、児童・生徒とかわることが出来ます。

6. 高等学校一種「工業」免許取得に関する特例について

教科に関する科目	職業指導	(教) 職業指導	2 単位必修
	工業の関係科目	(教) 工業技術概論 その他	2 単位必修 16 単位以上履修
	合計	「(教) 職業指導」「(教) 工業技術概論」を含めて 20 単位以上	
履修推奨科目	下記の科目は、(3)のとおり工業免許取得のためには必修とはなりません。受講登録し単位取得に努めてください。なお「(教) 工業科授業研究」「(教) 学校教育演習」については、3 回生以上配当科目の履修に必要な先修条件を満たしていなくても履修することができます。		
	「(教) 工業科教育概論」「(教) 工業科授業研究」「(教) 教職概論」「(教) 学校教育演習」		

- (1) 「工業の関係科目」は各学科で指定された科目から、必要単位を選択して履修すること。
- (2) 「教科又は教職に関する科目」の履修は、「教職に関する科目」又は「教科に関する科目」の最低履修単位数を超えて履修した単位を充当します。(他教科の指導法に関する科目を除く)
- (3) 「教職に関する科目」は、教育実習を含む必要単位以上取得しなければなりません。(27 単位以上。)しかし、「工業」免許は、特例法(免許法附則 11 項)の適用を受けた場合、「教職に関する科目の内不足する単位数と同単位数を「工業の関係科目」を履修して補う」ことができます。「(教) 職業指導」2 単位、および、「(教) 工業技術概論」2 単位を含めて「工業の関係科目」を 59 単位以上履修することで「工業」の免許状の取得が可能です。
- (4) 前述のとおり「教職に関する科目」を履修しなくても、「工業」免許の取得は可能ですが、教員になる場合に、教職に関する基礎的な知識を身に付けていることは必要です。表中の履修推奨科目とともに「教職に関する科目」の履修に努めてください。
- (5) 免許状取得の基礎資格としての必要科目(免許法 66 条の 6)は修得しなければなりません。

教育職員免許法附則 11 項
「・・・高等学校教諭の工業の教科についての普通免許状の授与を受ける場合・・・」
第 5 条第 1 項別表第 1 の規定により高等学校教諭の工業の教科についての普通免許状の授与を受ける場合は、同表の高等学校教諭の免許状の項に掲げる教職に関する科目についての単位数の全部又は一部の数の単位の修得は、当分の間、同表の規定にかかわらず、それぞれの当該免許状に係る教科に関する科目についての同数の単位の修得をもって、これに替えることができる。

学科		電気電子工学科				電子情報工学科				機械工学科			
科目	最低必要単位数	開設授業科目	単位	配当回生	履修方法	開設授業科目	単位	配当回生	履修方法	開設授業科目	単位	配当回生	履修方法
工業関係科目	18	(教) 工業技術概論	2	1	必修	(教) 工業技術概論	2	1	必修	(教) 工業技術概論	2	1	必修
		電気電子工学入門	2	1		電磁気学Ⅰ	2	2		機械工学概論	2	1	
		電気電子工学概論	2	1		電磁気学Ⅱ	2	2		力学Ⅰ	2	1	
		電磁気学Ⅰ	2	1		電気回路Ⅰ	2	1		力学Ⅱ	2	1	
		電磁気学Ⅱ	2	2		電気回路Ⅱ	2	2		材料力学Ⅰ	2	2	
		電磁気学演習	1	2		半導体工学	2	2		材料力学Ⅱ	2	2	
		電気回路Ⅰ	2	1		環境科学	2	2		材料工学Ⅰ	2	3	
		電気回路Ⅱ	2	2		並列処理システム	2	4		材料工学Ⅱ	2	4	
		電気回路演習	1	2		物質科学	2	2		流体力学Ⅰ	2	2	
		電子回路Ⅰ	2	2		コンピュータ-キテクチャⅡ	2	3		流体力学Ⅱ	2	3	
		電子回路Ⅱ	2	3		情報科学Ⅱ	2	2		流体力学Ⅲ	2	4	
		電子回路演習	1	3		情報科学Ⅲ	2	2		熱力学Ⅰ	2	2	
		複素関数論	2	2		制御工学	2	3		熱力学Ⅱ	2	3	
		半導体工学	2	3		集積デバイス工学	2	2		応用数学Ⅰ	2	2	
		電気機器工学	2	3		電子回路Ⅰ	2	2		応用数学Ⅱ	2	2	
		回路設計 CAD	2	4		電子情報工学入門	2	1		機械システム実験Ⅰ	1	3	
		量子力学	2	3		電子情報工学演習	1	1		機械システム実験Ⅱ	1	3	
		電子計測	2	4		電子情報工学実験Ⅰ	2	2		機械工作実習	1	2	
		電子制御	2	3		論理回路Ⅱ	2	2		制御工学Ⅰ	2	2	
		パワーエレクトロニクスⅠ	2	3		プロセッサデザイン	2	4		制御工学Ⅱ	2	3	
		パワーエレクトロニクスⅡ	2	4		高周波工学	2	3		CAD 演習Ⅰ	1	2	
		電力システム工学	2	4		電子回路Ⅱ	2	3		CAD 演習Ⅱ	1	3	
		電気法規	2	4		電子回路設計	2	4		機械設計法Ⅰ	1	3	
		物質科学	2	2						機械設計法Ⅱ	2	3	
		環境科学	2	2						情報科学Ⅱ	2	2	
		統計物理学	2	2						情報科学Ⅲ	2	2	
		電気電子工学実験Ⅰ	2	2						機械製図学	2	1	
		電気電子工学実験Ⅱ	2	2						移動現象論	2	3	
		固体物性Ⅰ	2	3						計測工学	2	3	
		固体物性Ⅱ	2	3						確率統計学	2	3	
		幾何光学	2	2						材料強度学	2	3	
		波動光学	2	3						計算力学	2	4	
光エレクトロニクス	2	4				物質科学	2	2					
光電子材料	2	3				環境科学	2	2					
電磁波工学	2	3				数値計算演習	1	3					
						数値計算	2	3					
						加工学	2	2					
						解析力学	2	2					
						機械力学	2	3					
						電気電子回路Ⅰ	2	2					
						電気電子回路Ⅱ	2	3					
						エネルギー変換工学	2	4					
						機械製作法Ⅰ	2	2					
						機械製作法Ⅱ	2	3					
						生産工学	2	4					
						メカトロニクス	2	4					
						マイクロマシン	2	3					
						量子工学	2	4					
						力学演習	1	1					
						機械システム演習Ⅰ	1	2					
						機械システム演習Ⅱ	1	3					
						機械基礎実験	1	2					
職業指導	2	(教) 職業指導	2	3	必修	(教) 職業指導	2	3	必修	(教) 職業指導	2	3	必修

学科		ロボティクス学科				都市システム工学科			
科目	最低必要 単位数	開設授業科目	単位	配当 回生	履修 方法	開設授業科目	単位	配当 回生	履修 方法
工業 の 関 係 科 目	18	(教) 工業技術概論	2	1	必修	(教) 工業技術概論	2	1	必修
		ロボティクス概論	2	1		計画理論	2	1	
		応用数学Ⅰ	2	2		構造力学Ⅰ	2	2	
		応用数学Ⅱ	2	2		構造力学Ⅱ	2	2	
		制御工学Ⅰ	2	2		構造力学演習Ⅰ	2	2	
		制御工学Ⅱ	2	3		構造力学演習Ⅱ	2	2	
		ロボット実験Ⅰ	2	1		環境都市工学実験Ⅰ	2	2	
		ロボット実験Ⅱ	2	3		環境都市工学実験Ⅱ	2	3	
		ロボット実験Ⅲ	2	3		土質力学演習Ⅰ	2	2	
		材料力学Ⅰ	2	2		土質力学演習Ⅱ	2	2	
		材料力学Ⅱ	2	2		土質力学Ⅰ	2	2	
		メカトロニクス科学技術論	2	1		土質力学Ⅱ	2	2	
		計測工学	2	3		水理学Ⅰ	2	2	
		生体機能論	2	2		水理学Ⅱ	2	2	
		知能科学	2	2		都市計画Ⅰ	2	2	
		プログラミング演習	2	2		都市計画Ⅱ	2	3	
		ロボット機構学	2	2		CAD 演習	2	1	
		機械工作実習	1	2		材料学	2	2	
		確率統計学	2	3		都市交通計画	2	2	
		ロボット制御システム	2	3		測量学	2	3	
		ロボット運動制御	2	3		鋼構造学	2	3	
		アクチュエータ工学	2	3		道路システム	2	3	
		センサ工学	2	3		上下水道計画	2	3	
		ロボットビジョン	2	3		水処理工学	2	4	
		バイオメカニクス	2	3		河川工学	2	3	
		機械製図学	2	1		交通計画演習	2	3	
		物質科学	2	2		設計演習	2	3	
		環境科学	2	2		測量学実習	2	3	
		情報科学Ⅱ	2	2		環境地盤工学	2	4	
		情報科学Ⅲ	2	2		広域計画	2	4	
		力学Ⅰ	2	1		施設メンテナンス	2	4	
		力学Ⅱ	2	1		物質科学	2	2	
		熱力学	2	2		環境科学	2	2	
		流体力学	2	2		情報科学Ⅱ	2	2	
電気電子回路Ⅰ	2	2	情報科学Ⅲ	2	2				
電気電子回路Ⅱ	2	3	建設・保全技術	2	3				
数値計算	2	3	公共輸送システム	2	3				
解析力学	2	2	計画理論演習	2	2				
福祉インターフェイス論	2	3	水理学演習Ⅰ	2	2				
マイクログマシン	2	4	都市システム基礎数学	2	1				
CAD 演習	2	2	数値解析	2	3				
ロボット設計演習	2	3	コンクリート構造学	2	2				
力学演習	1	2	都市防災工学Ⅰ	2	3				
数学演習	1	2	都市システム工学概論	2	1				
加工学	2	2	まちづくり演習入門	2	1				
機械力学	2	3	水理学演習Ⅱ	2	2				
生産工学	2	4	サステナビリティ設計論	2	3				
			社会基盤と文化	2	3				
			まちづくり演習	2	3				
			都市防災工学Ⅱ	2	3				
職業指導	2	(教) 職業指導	2	3	必修	(教) 職業指導	2	3	必修

学科		環境システム工学科				建築都市デザイン学科			
科目	最低必要 単位数	開設授業科目	単位	配当 回生	履修 方法	開設授業科目	単位	配当 回生	履修 方法
工業 の 関 係 科 目	18	(教) 工業技術概論	2	1	必修	(教) 工業技術概論	2	1	必修
		環境システム工学概論	2	1		CAD / CG 演習	2	2	
		計画理論	2	1		ランドスケープデザインI	2	2	
		構造力学 I	2	2		ランドスケープデザインII	2	3	
		構造力学 II	2	2		環境科学	2	2	
		土質力学	2	2		基礎工学	2	3	
		環境指標	2	2		建築意匠	2	2	
		都市計画	2	2		建築環境工学	2	2	
		都市交通計画	2	3		建築環境工学概論	2	1	
		都市・地域マネジメント	2	2		建築計画 I	2	1	
		水理学 I	2	2		建築計画 II	2	2	
		水理学 II	2	2		建築構造デザイン	2	2	
		水環境学	2	2		建築構造力学 I	2	2	
		上下水道計画	2	2		建築構造力学 II	2	2	
		データ処理演習	2	2		建築構法	2	2	
		環境水理学	2	3		建築史 I	2	1	
		測量学	2	3		建築史 II	2	2	
		測量学実習	2	4		建築生産	2	2	
		水処理工学	2	3		建築生産システム演習	2	3	
		環境評価システム	2	3		建築設備	2	2	
		環境管理演習	2	3		建築専門演習	2	3	
		大気環境管理	2	3		建築都市デザイン演習 I	2	2	
		地球環境システム	2	3		建築都市デザイン演習 II	2	2	
		環境基礎科学	2	1		建築都市デザイン演習 III	2	3	
		環境管理調査実習 I	2	2		建築都市デザイン演習 IV	2	3	
		環境管理調査実習 II	2	3		建築都市デザイン概論	2	1	
		施設設計演習	2	3		建築法規	2	2	
		物質科学	2	2		情報科学 II	2	2	
		環境科学	2	2		情報科学 III	2	2	
		情報科学 II	2	2		図学・製図演習	2	1	
情報科学 III	2	2	測量学	2	3				
空間情報工学	2	3	都市デザイン	2	3				
環境地盤工学	2	3	都市計画 I	2	2				
環境衛生学	2	3	都市計画 II	2	3				
エコマテリアル	2	2	物質科学	2	2				
生態工学	2	4	設計製図演習	2	1				
環境基礎数学	2	1	鋼構造設計	2	3				
環境システム専門演習	2	3	RC 構造設計	2	3				
CG/CAD 演習	2	1	居住空間計画	2	2				
ランドスケープ計画	2	3	建築材料学	2	2				
環境デザイン実習	2	1	環境共生工学演習	2	3				
環境システム力学演習 I	2	2							
環境システム力学演習 II	2	2							
建築環境工学	2	4							
職業指導	2	(教) 職業指導	2	3	必修	(教) 職業指導	2	3	必修

Ⅸ. 学部の特徴あるプログラム／資格取得など

1. 他学科受講制度
2. 資格

1. 他学科受講制度

理工学部では、学生の興味や関心に応えられるよう所属の学科以外で開講されている理工学部科目の受講（他学科受講）を認めています。他学科受講の受講資格、登録方法、単位認定については、以下の通りです。

1.1 受講資格、登録方法

受講資格	3 回生以上
他学科受講に当たっての注意点	他学科で開講されているすべての科目を受講登録できるわけではありません。また、受講登録を希望する学科で開講している同一入学年度のカリキュラムの科目だけ受講できます。定期試験等でも特別の配慮は行われません。受講科目について詳しくは「3. 受入れ可能科目一覧」を参照してください。
登録方法	定員制限のない科目は、本登録です。 定員が設定されている科目は、抽選科目登録になります。

1.2 単位認定

単位授与分野	年間受講登録単位数制限
自由科目	なし

自由科目は、卒業に必要な単位数として算入できません。

1.3 受入れ可能科目一覧

他学科受講ができるのは以下の科目のみです。

学科	回生	開設科目名称	備考	学科	回生	開設科目名称	備考
数	1	線形代数演習 I		数	3	複素解析学 I	
数	1	線形代数演習 II		数	3	複素解析学 II	
数	1	特殊講義（専門） I		数	3	微分方程式論	
数	2	集合と位相 I		数	3	確率論	
数	2	集合と位相 II		数	3	アルゴリズム論	
数	2	線形代数学		数	3	数値解析論	
数	2	代数学序論 I		数	3	保険数理	
数	2	代数学序論 II		数	3	積分論	
数	2	幾何学序論 I		数	3	代数学 I	
数	2	幾何学序論 II		数	3	代数学 II	
数	2	解析学序論 I		数	3	幾何学 I	
数	2	解析学序論 II		数	3	幾何学 II	
数	2	数理統計学		数	3	特殊講義（専門） III	
数	2	プログラミング演習		数	4	代数学統論	
数	2	特殊講義（専門） II		数	4	幾何学統論	
数	3	関数解析学 I		数	4	確率過程論	
数	3	関数解析学 II					

学科	回生	開設科目名称	備考	学科	回生	開設科目名称	備考
数	4	特殊講義（専門）Ⅳ		機	4	エネルギー変換工学	
数	4	解析学統論Ⅰ		機	4	計算力学	
数	4	解析学統論Ⅱ		機	4	流体力学Ⅲ	
数	1	ファイナンス入門		□	2	ロボット機構学	
数	1	ファイナンス系特殊講義Ⅰ		□	2	生体機能論	
数	2	ファイナンス系特殊講義Ⅱ		□	2	知能科学	
数	3	アクチュアリー数学Ⅰ		□	3	アクチュエータ工学	
数	3	アクチュアリー数学Ⅱ		□	3	バイオメカニクス	
数	3	数理ファイナンスⅠ		□	3	福祉インターフェイス論	
数	3	数理ファイナンスⅡ		□	3	ロボットビジョン	
数	3	専門演習Ⅰ	受講希望者は前年度12月迄に数理科学科に受講申請方法を確認すること。	□	3	ロボット運動制御	
数	3	ファイナンス系特殊講義Ⅲ		□	3	ロボット制御システム	
数	4	専門演習Ⅱ	受講希望者は前年度12月迄に数理科学科に受講申請方法を確認すること。	都	2	都市計画Ⅰ	環境システム工学科・建築都市デザイン学科は受講不可
数	4	ファイナンス系特殊講義Ⅳ		都	3	河川工学	
物	2	物理数学2		都	3	公共輸送システム	
物	2	連続体物理学		都	3	都市計画Ⅱ	建築都市デザイン学科は受講不可
電	2	幾何光学		都	3	都市防災工学Ⅰ	
電	3	パワーエレクトロニクスⅠ		都	3	道路システム	
電	3	電気機器工学		都	3	サステナビリティ設計論	
電	3	電磁波工学		都	3	社会基盤と文化	
電	3	波動光学		都	3	都市防災工学Ⅱ	
電	3	光電子材料		都	4	広域計画	
電	3	光通信工学		都	4	施設メンテナンス	
電	4	情報通信システム	教員免許取得を目的とする場合に限る。理工学部事務室に申し出てください。	環	2	水環境学	
電	4	電力システム工学		環	2	環境指標	
電	4	電気法規		環	2	上下水道計画	都市システム工学科は不可
電	4	光システム工学		環	3	環境衛生学	
電	4	光エレクトロニクス		環	3	環境水理学	
電	4	情報通信法規		環	3	環境地盤工学	都市システム工学科は不可
電	4	パワーエレクトロニクスⅡ		環	3	環境評価システム	
情	3	オペレーティングシステム		環	3	水処理工学	都市システム工学科は不可
機	2	機械製作法Ⅰ		環	3	大気環境管理	
機	3	流体力学Ⅱ		環	4	生態工学	
機	3	熱力学Ⅱ		建	1	建築史Ⅰ	
機	3	移動現象論		建	1	建築計画Ⅰ	
機	3	材料強度学		建	2	建築計画Ⅱ	
機	3	機械設計法Ⅰ		建	2	建築史Ⅱ	
機	3	機械設計法Ⅱ		建	2	移住空間計画	
機	3	機械設計法Ⅲ		建	2	建築意匠	
				建	3	都市計画Ⅱ	都市システム工学科は不可

下記の「資格一覧」は、在学中に必要な条件を満たせば「卒業後に資格取得」（申請が必要）もしくは「卒業後に受験資格」、「試験の一部免除」が得られる資格を掲載しています。

卒業後に取得可能な資格	資格名称	数理工学系										備考	
		数理工学系	物理科学系	電気電子工学系	電子情報工学系	機械工学系	ロボティクス系	都市システム工学系	環境システム工学系	建築都市デザイン系			
卒業後に取得可能な資格	第1級陸上特殊無線技士			○									別表5に示す各授業科目の全てを在学中に修得しなければならない
	第2級海上特殊無線技士			○									別表6に示す各授業科目の全てを在学中に修得しなければならない
	測量士補						○	○					(1) 別表10（都市システム工学系）・別表11（環境システム工学系）に示す各授業科目の必要単位を在学中に修得しなければならない (2) 在学中に国家試験に合格した場合は資格認定される
卒業後に取得可能な資格	電気主任技術者			○									1種：卒業後、実務経験が5年以上 2種：卒業後、実務経験が3年以上 3種：卒業後、実務経験が1年以上
	第1級陸上無線技術士			○									(1) 別表1に示す授業科目の必要単位を原則として在学中に修得しなければならない (2) 国家試験を受験（受験資格不問）し合格した場合は、実務経験不要
	電気通信主任技術者			○									(1) 別表2に示す授業科目を修得しなければならない (2) 国家試験の一部免除（卒業より3年間）
卒業後に取得可能な資格	工事担任者			○									(1) 別表3に示す各授業科目の必要単位を在学中に修得しなければならない (2) 国家試験の一部免除
	第二種電気工事士			○									(1) 別表4に示す各授業科目の必要単位を在学中に修得しなければならない (2) 国家試験の一部免除
	ポイラー技士					○							(1) 別表7に示す授業科目を修得しなければならない (2) 国家試験の一部免除 特級：卒業後、実務経験2年以上 1級：卒業後、実務経験1年以上 2級：2012年4月より受験資格が不要 在学中に「熟・流体系」の選択科目を修得していることが必須
卒業後に取得可能な資格	測量士										○	○	(1) 卒業後、実務経験1年以上で資格認定される (2) 別表10（都市システム工学系）・別表11（環境システム工学系）に示す各授業科目の必要単位を在学中に修得しなければならない

資格名称	数理科学科	物理科学科	電気電子工学科	電子情報工学科	機械工学科	ロボティクス学科	都市システム工学科	環境システム工学科	建築都市デザイン学科	備考
技術士補								○		JABEE認定対象者(注1)は技術士補になる資格があるが、(社)日本技士会に登録が必要(JABEE認定対象者外は「技術士第1次試験」の受験が必要)
1級建築士								○	○	卒業後、実務経験2年以上 (注2)
2級建築士									○	卒業後、実務経験不要 (注2)
建築設備士			○						△	○：卒業後、実務経験2年以上 △：卒業後、実務経験2年以上(成績証明書および卒業証明書提出し、審査を受けなければならない)
土木施工管理技士							○	△		1級：卒業後、実務経験3年以上 2級：卒業後、実務経験1年以上 ○：履修指定科目なし
造園施工管理技士							○	△		△：別表8(環境システム工学科)・別表9(建築都市デザイン学科)に示す各授業科目の必要単位を在学中に修得しなければならない 1級：卒業後、実務経験3年以上 2級：卒業後、実務経験1年以上 ○：履修指定科目なし
建設機械施工技士			○	○	○		○	△		△：別表8(環境システム工学科)・別表9(建築都市デザイン学科)に示す授業科目の必要単位を在学中に修得しなければならない 1級：卒業後、実務経験3年以上 2級：卒業後、実務経験1年以上 ○：履修指定科目なし
建築施工管理技士			○	○	○		○	△		△：別表8(環境システム工学科)・別表9(建築都市デザイン学科)に示す授業科目の必要単位を在学中に修得しなければならない 1級：卒業後、実務経験3年以上 2級：卒業後、実務経験1年以上 ○：履修指定科目なし
管工事施工管理技士			○	○			○	△		△：別表8(環境システム工学科)・別表9(建築都市デザイン学科)に示す授業科目の必要単位を在学中に修得しなければならない 1級：卒業後、実務経験3年以上 2級：卒業後、実務経験1年以上 ○：履修指定科目なし
電気工事施工管理技士			○	○	○		○	△		△：別表8(環境システム工学科)・別表9(建築都市デザイン学科)に示す授業科目の必要単位を在学中に修得しなければならない 1級：卒業後、実務経験3年以上 2級：卒業後、実務経験1年以上 ○：履修指定科目なし

卒業後に受験資格が得られる資格

(注1) JABEE認定対象者は「環境システム工学科：2004年3月以降卒業の者(入学年度は2000年度以降)」です。

(注2) 建築都市デザイン学科の専門科目のページも参照してください。

別表 1 (電気主任技術者 電気電子工学科)

区分	法定授業科目 (略称)	授業科目名
① 電気電子理論	○電気磁気学	電磁気学Ⅰ、電磁気学Ⅱ
	○電気回路理論	電気回路Ⅰ、電気回路Ⅱ、電気回路演習
	○電気・電子計測	計測工学、電子計測
	○その他	電子回路Ⅰ、電子回路Ⅱ、電子回路演習、論理回路、アナログ信号処理、電磁波工学、固体物性Ⅰ
② 電力発生輸送	○発・変電工学	電力システム工学
	○送・配電工学	パワーエレクトロニクスⅡ
	○法規・施設管理	電気法規
	○電気材料	固体物性Ⅱ、半導体工学
	○その他	該当科目無し
③ 電気機器等	○電気機器学	電気機器工学
	○パワーエレクトロニクス	パワーエレクトロニクスⅠ
	○制御工学	制御工学、電子制御
	○その他	言語とプログラミング、コンピュータシステム、情報通信システム、通信工学
④ 実験 実習	○電子基礎実験	電気電子工学実験Ⅰ
	○電気応用実験	電気電子工学実験Ⅱ、電気電子工学実験Ⅲ
	○その他	該当科目無し
⑤ 設計	○設計製図	回路設計 CAD
法定必要単位数 ①理論→19 単位 ②電力→10 単位 ③機器→12 単位 ④実験→6 単位 ⑤製図→2 単位 合計→49 単位以上		履修上の注意 ①法定授業科目「○」分野に配置されている科目はすべて、必ず修得すること。 ②上記①を含めて、左記の法定必要単位数を修得すること。

別表 2 (第 1 級陸上無線技術士 電気電子工学科)

区分	法定科目	授業科目名及び履修上の注意	要件
基礎専門教育科目	数学	数学Ⅰ～Ⅳ、数学演習Ⅰ及びⅡ、ベクトル解析、微分方程式、複素関数論、確率統計、電気電子数学演習	(7 科目以上)
	物理学	物理科学Ⅰ～Ⅲ、固体物性Ⅰ及びⅡ、統計物理学	(4 科目以上)
	電気磁気学	電磁気学Ⅰ及びⅡ、電磁気学演習、電気機器工学	(必修)
	半導体及び電子管並びに電子回路の基礎	電子回路Ⅰ及びⅡ、電子回路演習、半導体工学	(3 科目以上)
	電気回路	電気回路Ⅰ及びⅡ、電気回路演習、回路設計 CAD	(4 科目以上)
	電気磁気測定	計測工学、電子計測、電気電子工学実験Ⅰ～Ⅲ	(実験3 科目以上もしくは実験2 科目とその他2 科目以上)

別表 3 (電気通信主任技術者 電気電子工学科)

法定科目	授業科目名及び履修上の注意	要件
数学	数学Ⅰ～Ⅳ、数学演習Ⅰ及びⅡ、ベクトル解析、微分方程式	(2科目以上)
物理学	物理学Ⅰ～Ⅲ、量子力学、固体物性Ⅰ	(2科目以上)
電磁気学	電磁気学Ⅰ及びⅡ、電磁気学演習、波動光学	(2科目以上)
電気回路	電気回路Ⅰ、電気回路演習	(必修)
電子回路	電子回路Ⅰ、電子回路演習	(必修)
デジタル回路	論理回路、電子回路Ⅱ	(1科目以上)
情報工学	情報科学Ⅰ～Ⅲ、情報処理、情報処理演習、言語とプログラミング	(1科目以上)
電気計測	電気電子工学実験Ⅰ及びⅡ、計測工学、電子計測	(2科目以上)
伝送線路工学	電磁波工学、電気回路Ⅱ	(1科目以上)
交換工学	デジタル信号処理、光通信工学	(1科目以上)
電気通信システム	情報通信システム、通信工学、光システム工学	(1科目以上)

別表 4 (工事担任者 電気電子工学科)

法定科目	授業科目名及び履修上の注意	要件
数学	数学Ⅰ～Ⅳ、数学演習Ⅰ及びⅡ	(2科目以上)
物理学	物理学Ⅰ～Ⅲ、固体物性Ⅰ	(2科目以上)
電気回路	電気回路Ⅰ及びⅡ、電気回路演習	(2科目以上)
電子回路	電子回路Ⅰ、電子回路演習	(必修)
デジタル回路	論理回路、電子回路Ⅱ	(1科目以上)
有線電気通信工学	通信工学、光通信工学	(1科目以上)
データ通信工学	コンピュータシステム、情報通信システム	(1科目以上)

別表 5 (第1級陸上特殊無線技士 電気電子工学科)

法定科目	授業科目名及び履修上の注意	要件
無線機器学その他無線機器に関する科目	アナログ信号処理、通信工学	(必修)
電磁波工学その他空中線系及び電波伝搬に関する科目	電磁波工学	(必修)
電子計測その他無線測定に関する科目	電気電子工学実験Ⅰ～Ⅲ	(必修)
電波法規その他電波法令に関する科目	情報通信法規	(必修)

別表 6 (第2級海上特殊無線技士 電気電子工学科)

法定科目	授業科目名及び履修上の注意	要件
無線機器学その他無線機器に関する科目	アナログ信号処理、通信工学	(必修)
電磁波工学その他空中線系及び電波伝搬に関する科目	電磁波工学	(必修)
電子計測その他無線測定に関する科目	電気電子工学実験Ⅰ、電気電子工学実験Ⅱ	(必修)
電波法規その他電波法令に関する科目	情報通信法規	(必修)

別表 7 (第二種電気工事士 電気電子工学科)

法定科目	授業科目名及び履修上の注意	要件
電気理論	電磁気学Ⅰ、電磁気学Ⅱ、電気回路Ⅰ、電気回路Ⅱ、電磁波工学	(1科目以上)
電気計測	計測工学、電子計測	(1科目以上)
電気機器	パワーエレクトロニクスⅠ、電気機器工学	(1科目以上)
電気材料	固体物性Ⅰ、固体物性Ⅱ、半導体工学、光電子材料	(1科目以上)
送配電	電力システム工学、パワーエレクトロニクスⅡ	(1科目以上)
製図(配電図を含む)	回路設計 CAD	(必修)
電気法規	電気法規	(必修)

別表 8 (施工技術検定 環境システム工学科)

A 群	B 群	C 群
物理科学 1	環境・開発論	都市計画
物理科学 2	構造力学Ⅰ	都市・地域マネジメント
物理科学 3	構造力学Ⅱ	上下水道計画
化学 1	水理学Ⅰ	都市交通計画
化学 2	水理学Ⅱ	卒業研究
生物科学 1	環境指標	
生物科学 2	水環境学	
物質科学	水処理工学	
数学Ⅰ	環境管理演習	
数学Ⅱ	環境システム力学演習Ⅰ	
数学Ⅲ	環境システム力学演習Ⅱ	
数学Ⅳ	環境水理学	
数学演習Ⅰ	大気環境管理	
数学演習Ⅱ	環境地盤工学	
情報処理	環境衛生学	
情報処理演習	環境基礎科学	
環境基礎数学	建築環境工学	
環境統計学		
履修上の注意 ・ A群からC群までの各群から1科目以上、B群から17単位以上、合計30単位以上修得すること。		

別表 9 (施工技術検定 建築都市デザイン学科)

A 群	B 群	C 群
物理科学 1	図学・製図演習	建築都市デザイン概論
物理科学 2	CAD/CG 演習	都市デザイン
物理科学 3	設計製図演習	ランドスケープデザイン I
化学 1	建築意匠	ランドスケープデザイン II
化学 2	建築史 I	都市計画 I
生物科学 1	建築史 II	都市計画 II
生物科学 2	建築計画 I	建築環境工学
物質科学	建築計画 II	建築設備
数学 I	建築法規	建築環境工学概論
数学 II	建築構造デザイン	基礎工学
数学 III	建築構造力学 I	建築生産
数学 IV	建築構造力学 II	測量学
数学演習 I	建築構法	環境共生工学演習
数学演習 II	建築材料学	建築都市デザイン演習 I
情報処理	鋼構造設計	建築都市デザイン演習 II
情報処理演習	RC 構造設計	建築都市デザイン演習 III
		建築都市デザイン演習 IV
		卒業研究
履修上の注意 ・ A群からC群までの各群から1科目以上、B群から17単位以上、 合計30単位以上修得すること。		

別表 10 (測量士、測量士補 都市システム工学科)

法定科目	授業科目名及び履修上の注意				要件
	測量学、測量学実習				(必修)
測量に関する科目	物理科学 1	物理科学 2	物理科学 3	宇宙地球科学 2	(この科目の中から在 学中に30単位以上を 修得すること)
	物質科学	数学 I	数学 II	数学 III	
	数学 IV	数学演習 I	数学演習 II	情報処理	
	情報処理演習	計画理論	都市システム基礎数学	数値解析	
	水理学演習 II	環境都市工学実験 I	計画理論演習	構造力学 I	
	構造力学 II	構造力学演習 I	構造力学演習 II	上下水道計画	
	水理学 I	水理学演習 I	都市計画 I	都市交通計画	
	土質力学 I	土質力学 II	土質力学演習 I	土質力学演習 II	
	河川工学	環境都市工学実験 II	交通計画演習	水理学 II	
	コンクリート構造学	都市計画 II	都市防災工学 I	広域計画	

別表 11 (測量士、測量士補 環境システム工学科)

法定科目	授業科目名及び履修上の注意				要件
	測量学、測量学実習				(必修)
測量に関する科目	物理科学 1	物理科学 2	物理科学 3	宇宙地球科学 2	(この科目の中から在 学中に30単位以上を 修得すること)
	物質科学	数学 I	数学 II	数学 III	
	数学 IV	数学演習 I	数学演習 II	情報処理	
	情報処理演習	データ処理演習	環境統計学	計画理論	
	環境基礎数学	構造力学 I	水理学 I	土質力学	
	空間情報工学	構造力学 II	上下水道計画	都市・地域マネジメント	
	都市計画	ランドスケープ計画	環境水理学	水理学 II	
	都市交通計画	環境システム力学演習 I	環境システム力学演習 II		

問い合わせ表

資格名称	問い合わせ
第1級陸上特殊無線技士	(財)日本無線協会
第2級海上特殊無線技士	(財)日本無線協会
第2種電気工事士	(財)電気技術者試験センター
建築設備士	(財)建築技術教育普及センター
電気主任技術者	(財)電気技術者試験センター
第1級陸上無線技術士	(財)日本無線協会
電気通信主任技術者	(財)日本データ通信協会
工事担当者	(財)日本データ通信協会
ポイラー技士	(財)安全衛生技術試験協会
測量士	国土交通省国土地理院総務部総務課試験登録係
測量士補	国土交通省国土地理院総務部総務課試験登録係
技術士	(社)日本技術士会
技術士補	(社)日本技術士会
1級建築士	(財)建築技術教育普及センター本部
2級建築士	(財)建築技術教育普及センター本部
土木施工管理技士	(財)全国建設研修センター土木試験課
造園施工管理技士	(財)全国建設研修センター造園試験課
建設機械施工技士	(社)日本建設機械化協会試験部
建築施工管理技士	(財)建設業振興基金試験研修本部
管工事施工管理技士	(財)全国建設研修センター管工事試験課
電気工事施工管理技士	(財)建設業振興基金試験研修本部

X. 学籍について

1. 学籍上の氏名と住所等について
2. 学生証番号
3. 学生証
4. 修業年限および在学年限
5. 回生
6. 卒業
7. 二重学籍の禁止
8. 休学
9. 復学
10. 留学
11. 転籍
12. 退学
13. 除籍
14. 再入学
15. 証明書・学割証・証紙

1. 学籍上の氏名と住所等について <規程：学籍に関する規程第 24 条>

1.1 学籍上の氏名

国籍区分	学籍上の氏名	備考
日本国籍の学生	戸籍上の氏名	英文証明書等のアルファベット氏名の表記方法 RITSUMEI (姓) TARO (名) → RITSUMEI Taro
日本国籍を有しない学生 (外国人留学生)	住民票記載事項証明書または旅券 (パスポート) に記載のあるアルファベット表記の氏名	氏名の表記方法 RITSUMEI (ファミリーネーム) SAIONJI (ミドルネーム) TARO (ギブンネーム) → RITSUMEI Taro Saionji
日本国籍を有しない学生 (外国人留学生を除く特別永住者等)	住民票記載事項証明に記載のある氏名または通称名	—

「学籍」とは、大学での所属を示すものです。学籍は、入学によって発生し、卒業、退学または除籍によって喪失します。

本学が交付する各種証明書等の氏名は、上記に基づいて取扱います。無断で学籍上の氏名を改めたり、通称名を用いることはできません。通称名の使用を希望する場合は、理工学部事務室に申し出てください。学部の教授会で審議の上、その使用を認める場合があります。

※通称名を使用する場合は、学籍簿および卒業証書・学位記の氏名については、通称名を記載したうえで上記に基づく氏名 (本名) を併記します。なお、各種証明書、個人別時間割表、成績通知表等の書類は通称名しか記載します。

1.2 住所等の変更手続

変更事由	手続等	提出先
本人の現住所・電話番号の変更	「CAMPUS WEB」で修正	学生証裏面の住所記入欄の訂正は、学びステーション
帰省先・学費請求先・保証人の住所および電話番号の変更	「住所変更届」の提出	学びステーション
保証人・学費請求先氏名・姓名・国籍の変更	「保証人・学費請求先氏名・姓名・国籍の変更届」の提出	

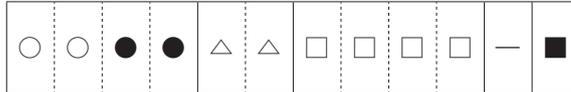
※姓名及び国籍変更の場合は、戸籍抄本または住民票記載事項証明書 1 通提出が必要。

2. 学生証番号

入学を許可した者に学生証番号を付与します。学生証番号は、原則として在籍中も卒業後も変わりません。

〈学生証番号の仕組み〉

学生証番号（11ケタ）の構成



※各記号は、以下の内容を指します。

○○：学部、●●：学科・専攻等、△△：入学年度、□□□□：個人番号、■：チェックデジット

※転籍、再入学、休学して復学した場合、学生証番号が変わることがあります。

3. 学生証

3.1 学生証とは

学生証は、本学の学生であることを証明する大切なものです。以下の場合に提示が必要になりますので、常に携帯してください。

- ・定期試験の受験
- ・成績通知表や個人別時間割表および各種証明書の交付
- ・図書館等の本学施設の利用
- ・本学教職員等から提示を求められたとき

※学生証を紛失・盗難にあった場合は、警察署および学びステーションに届け出てください。
※毎年度「在籍確認シール」を交付しますので、学生証の裏面に必ず貼ってください。有効期間は1年間です。当該年度の在籍確認シールの貼付がない学生証は無効です。

3.2 学生証の記載事項の変更、再交付および返還

学生証に関する事由	手続等
学生証の記載事項の変更	学びステーションに申し出てください。 ※再交付には下記が必要です。
学生証の再交付	・再交付手数料 2,000 円 ・写真 → 3ヶ月以内に撮影、背景無地、脱帽正面向け、カラー、光沢、フチ無しの縦 30 ミリ×横 25 ミリ
学生証の返還	卒業、退学、除籍、休学の場合には、学生証を返還してください。 ※卒業時は、学位授与式で返還の機会を設けます。

4. 修業年限および在学年限

4.1 修業年限

本学の教育課程を修了するために必要な修業年限は、下記の通りです。

〈理工学部〉

入学区分	修業年限
1 回生に入学した場合	4年
2 回生に編入学・転入学した場合	3年
3 回生に編入学・転入学・学士入学した場合	2年

4.2 在学年限

在学年限とは、本学に在学できる最大の期間をいい、この年限を超えて在学することはできません。また、休学した学期、退学および除籍となった学期は、在学期間に算入しません。ただし、学期末日が退学および除籍の日となる学期は、在学期間に算入します。

<理工学部>

入学区分等	在学年限
1 回生に入学した場合	8 年
2 回生に編入学・転入学した場合	7 年
3 回生に編入学・転入学・学士入学した場合	6 年
復学した場合	復学前の在学期間と通算して 8 年
転学部・転学科した場合	転学部・転学科する前の在学期間と通算して 8 年
再入学した場合	退学および除籍前の在学期間と通算して 8 年

5. 回生

5.1 回生の進み方

通常、入学と同時に 1 回生となり、単位の修得状況などに関わらず 1 年単位で回生は進行します。4 回生終了時点までに卒業に必要な単位を修得できなかった場合には、5 回生～8 回生まで回生は進行しますが、在学年限 8 年を超えて在学することはできません。

5.2 休学をした場合の回生の進み方

休学前の学期の在学状態により、復学後に回生が進行する場合と進行しない場合があります。

- ・後期に在学していた場合：回生は進行します
- ・後期に在学していなかった（休学した）場合：回生は進行しません。

6. 卒業 <規程：学則第 54 条、学籍に関する規程第 21 条>

各学部の修業年限以上在学し、各学部で定める卒業に必要な単位を修得した場合に卒業となり、学士の称号が与えられます。卒業の時期は、前述の要件を満たすと、前期は秋分の日、後期は春分の日となります（卒業式の日程は学年暦で確認してください）。

7. 二重学籍の禁止

本学在籍中に他の大学に同時に籍を置くことはできません。ただし、教育上必要であると認められた場合で、それぞれの大学の学修条件等に支障がなければ、二重学籍を許可する場合があります。理工学部事務室に相談してください。

なお、大学コンソーシアム京都単位互換制度、環びわ湖大学・地域コンソーシアム単位互換制度および APU との交流プログラムで許可を受けて他大学の授業科目を履修する場合、改めて本学の許可を受ける必要はありません。

8. 休学 <規程：学則第 46 条、学籍に関する規程第 2～5 条、学費等の納付に関する規程第 10 条>

8.1 休学の制度

病気その他やむを得ない事由により、当該学期の授業開始日より定期試験終了日までの期間中、継続して 2ヶ月以上就学することができない場合は、休学を願い出ることができます。休学の許可については、理工学部教授会で審議を行います。

また、病気のため就学することが適当でないと認められる場合に、休学を命ずることがあります。

- ①休学期間は在学期間に算入しません。
- ②休学期間は継続して 2 年以内です。ただし、特別の理由がある場合は、1 年を限度として、その期間を延長して許可することがあります。
- ③休学期間は入学時から通算して 3 年を超えることはできません（2010 年度入学者、編入・転入学者および再入学者より適用）。
例：2015 年度・2016 年度に休学（2 年間休学）、2017 年度に復学、2018 年度に休学（1 年間休学）の場合は、今後、休学することはできません。
- ④休学期間中は、学費に代えて在籍料を納付しなければなりません。

8.2 休学の手続等

①休学の申請書類

休学を願い出る場合は、所定の「休学願」（保証人連署）と「休学理由書」および継続して 2ヶ月以上就学することができないことを証明する次のいずれかの書類を所属学部の事務室に提出しなければなりません。

休学事由	休学願とあわせて必要な書類
病気	主治医の診断書
家庭の事情	理由書
経済的理由	理由書
勤務の都合	勤務先の証明書
海外渡航（私費による海外留学）	留学先の受入証明書
その他	継続して 2ヶ月以上就学することができないことを証明する書類

②申請期限および休学期間

申請期限は以下の通りです。休学期間は、前期、後期または当該年度の 1 年間のいずれかを単位とします。ただし、学期または年度開始以後に休学の許可を受けた場合は、休学許可日が休学開始日となりますが、学期または年度開始日から休学許可日の前日までの期間も休学期間とみなします。

休学期間	休学申請期限
前期または当該年度の 1 年間	5 月 31 日まで
後期	11 月 30 日まで

8.3 休学期間中の在籍料等

休学期間中の在籍料は、1 学期につき 5,000 円です（その他諸会費が必要となる場合があります）。在籍料は、休学許可日から 2 週間以内に納付しなければなりません。

8.4 休学期間終了の手続

休学期間終了直前（前期は 7 月下旬、後期は 1 月下旬）に、休学期間終了後の修学について本人および保証人宛に「休学期間終了に伴う手続について」を送付します。「復学」、「休学」または「退学」いずれかの手続をしてください。休学期間終了日までに手続がなかった場合は、休学期間終了日をもって除籍となります。

9. 復学 <規程：学籍に関する規程第6～7条>

9.1 復学の手続

復学する場合は、所定の「復学願」（保証人連署）を理工学部事務室に提出してください（前期は8月、後期は2月）。

※休学事由が病気による場合は、主治医の診断書の提出と本学保健センター医師の診察を受ける必要があります。

※復学時の学費は、復学する回生の学費となります。

なお、在留資格取得が必要な外国人留学生の手続期間は、前期は、前年度の12月1日～12月末日まで、後期は、当該年度の6月1日～6月末日までとなります。

9.2 復学時の学生証番号および適用カリキュラム

休学前のものを継続します。

10. 留学 <規程：学則第50条、学籍に関する規程第10～13条>

10.1 留学について

①留学の制度

本学が提供する留学プログラムで留学する制度で、留学の願い出を受けて審議のうえ教育上有益であると認めた場合に許可します。

また、学生が個人で留学先を確保した場合、理工学部が教育上有益であると認め、理工学部と留学先との間で合意等が成立した場合に、「留学」として認めることがあります（個別合意にもとづく留学）。事前に理工学部事務室に相談してください。

②留学期間

留学期間は在学期間に算入します。留学先大学の事情等により、本学の学期と異なる場合がありますが、留学開始日は、留学が許可された本学学期の開始日となり、留学終了日は、留学が許可された本学学期の終了日となります。

10.2 留学の手続等

①申請手続

留学を志願する場合は、所定の「留学願」（保証人連署）を理工学部事務室に提出してください。

②留学中の学費

協定にもとづく留学の場合、本学学費の取り扱いは留学プログラムによって異なります。詳細は、国際教育センターで配布する海外留学の募集要項で確認してください。なお、「個別合意にもとづく留学」の場合は、本学学費を通常通り納付の上、留学先大学にも個人で学費を納付する必要があります。

③留学終了の手続

帰国した後に、所定の「留学終了届」とあわせて留学先の履修期間および成績が明記された「単位認定願および単位認定書」を提出してください。

11. 転籍 <規程：学則第42条・49条、学籍に関する規程第8～9条、学費等の納付に関する規程、手数料規程>

11.1 転籍の要件等

転籍は、現在所属している学部・学科等から、他の学部・学科等へ転じる制度です。

転籍先学部での募集がある場合に限り、1回生または2回生終了時点で以下の出願資格を満たした上で、転籍の出願を行うことができます。出願後、理工学部および転籍先の学部における選考のうえ、2回生または3回生の始めの転籍を許可することがあります。なお、年度途中の転籍はできません。

出願資格等、詳細については毎年度12月頃に発行する「転籍要項」（理工学部事務室で配布）で必ず確認してください（転籍の募集がある学部・学科は年度によって変わる場合があります）。

【一般学生の出願資格】

2回生に進級する時の転籍 (現1回生対象)	1回生終了時点で、1回生配当の外国語科目を全科目修得し、卒業要件に算入できる修得単位が30単位以上修得できる見込みの者
3回生に進級する時の転籍 (現2回生対象)	2回生終了時点で、1および2回生配当の外国語科目を全科目修得し、卒業要件に算入できる修得単位が60単位以上修得できる見込みの者

【外国人留学生（外国人留学生特別入試による入学者）の出願資格】

2回生に進級する時の転籍 (現1回生対象)	1回生終了時点で、外国語科目（日本語）6単位および日本事情等に関する科目4単位を修得し、卒業に必要な単位を30単位以上修得できる見込みの者
3回生に進級する時の転籍 (現2回生対象)	2回生終了時点で、外国語科目（日本語）6単位および日本事情等に関する科目4単位を修得し、卒業に必要な単位を60単位以上修得できる見込みの者

※上記以外の要件を定めている学部・学科がありますので、転籍要項で確認してください。

※上記外国人留学生の出願資格について、理工学部・情報理工学部・生命科学部は日本事情等に関する科目および外国語科目が必修ではないため、卒業に必要な単位数のみを出願の基準とします。

※転籍は回生を下げて許可することはありません。ただし、理工学部、情報理工学部、薬学部および生命科学部の3回生への転籍は、単位修得状況により2回生に許可することがあります。

11.2 転籍の出願手続

転籍の出願は、所定の期日（例年1月中旬頃ですが、転籍要項で確認のこと）までに、所定の「転籍願」（保証人連署）およびその他必要な書類の提出ならびに転籍選考料（3,000円）を納付しなければなりません。なお、転籍を同時に2件以上出願することはできません。

11.3 転籍が許可された場合の学費

転籍が許可された場合の学費は、転籍先の許可された回生の学費となります。納付期限等は、「学費について」を参照してください。

12. 退学 <規程：学則第52条、学籍に関する規程第18～19条>

12.1 退学の要件および退学の手続等

事情により退学する場合は、所定の「退学願」（保証人連署）と「同意書」（保証人署名）を理工学部事務室に提出し、許可を得なければなりません。

12.2 退学日

退学日は、理工学部の教授会の審議を経て、学長が決定します。成績の認定はその学期最終日に在学していることが条件となりますので（退学日が9月25日または3月31日の場合は、当該学期に修得した単位および当該学期の在学は有効）、当該学期の学費を納付済みで成績の認定を受けたい場合には、退学申請時にこの旨を申し出てください。退学の審議は、教授会日程との関係上、2週間から1ヶ月かかります（退学日は教授会で許可された日です。申請日が退学日になるわけではありません）。

13. 除籍 <規程：学則第53条、学籍に関する規程第20条>

以下に該当する者は除籍となり、本学学生の身分を失います。

除籍事由	除籍日
学費、特別在学料または在籍料を納めない者	前期：8月末日、後期：2月末日
在学年限を超えた者	在学年限の最終日
休学期間が通算3年を超えてなお、復学しない者 (2010年度入学者、編入・転入学者および再入学者より適用)	休学期間終了日
休学期間終了日まで所定の手続をとらなかった者	休学期間終了日

14. 再入学 <規程：学則第 28～30 条、入学の出願および入学手続に関する規程第 4～6 条>

14.1 再入学の要件等

退学または除籍となった者が、退学または除籍となった学期の最終日の翌日から起算して 2 年以内に再入学の出願を行った場合、選考の上、再入学を許可することがあります。ただし、在学年限を超えて除籍となった者および懲戒により退学処分となった者は、再入学の資格はありません。

※再入学制度は、退学・除籍後に再び大学で履修することを保証する制度ではありません。

14.2 再入学の出願手続

以下の出願期間に、「再入学志願票」（保証人連署）を提出しなければなりません。手続等の詳細は、「再入学試験要項」（理工学部事務室で配布）を確認してください。

【出願期間】

再入学を志願する学期	出 願 期 間
前 期	前年度の 2 月 1 日～2 月末日
後 期	当該年度の 8 月 1 日～8 月末日

【在留資格取得が必要な外国人留学生の手続期間】

再入学を願い出る学期	出 願 期 間
前 期	前年度の 12 月 1 日～12 月末日
後 期	当該年度の 6 月 1 日～6 月末日

14.3 再入学の手続等

再入学の合格通知を受けた者は、所定の期日までに再入学手続書類を提出するとともに、所定の納付金を納付しなければなりません。再入学者については、再入学した回生の新カリキュラムが適用されます。既修得単位については、新カリキュラムに合わせて単位認定を行いますので、その結果、科目によっては単位が認定できない場合もあります。

15. 証明書、学割証、証紙

15.1 証明書、学割証

在学生の証明書（一部を除く）および学割証は、証明書自動発行機で発行できます。証明書自動発行機の設置場所、稼動時間など詳細については、証明書発行についてのページ（CAMPUS WEB の『学びのサポート』から「証明書」をクリック）で確認してください。

※休学者、退学者、除籍者、卒業生の証明書（休学証明書・退学証明書・在学期間証明書など）は、理工学部事務室で発行します。証明書の種類によって、日数がかかる場合があります。

※事務室で手数料が必要な証明書を発行する場合、証紙で支払います。

15.2 証紙について

各種申請に必要となる証紙（各種講座の受講、検定試験の受験、証明書発行、シャトルバス利用など）は、証明書自動発行機または各キャンパスの生協窓口で購入できます。

※生協窓口で販売している証紙は、証明書手数料、バイク登録料、科目等履修選考料、聴講選考料、駐車場利用料、シャトルバス利用料、シャトルバス回数券です。

XI. 学費について

1. 学費
2. 学費の納入方法・納付期日
3. 学費延納（分納）制度について
4. 奨学金制度について
5. 学費が未納となった場合の取扱い（除籍）
6. 在学期間が修業年限を超えた学生の学費に関する取扱い

1. 学費

- (1) 本学では、入学年度を基準として学費額を決定しており、入学時点で在学期間中の学費を明示しています。
- (2) 本学では、年次進行による学費改定は原則として行わず、入学から卒業までの各年次の学費は一部を除き同額となります。
- (3) 当該年度の学費額については学費に関するホームページを参照してください。

2. 学費の納入方法・納付期日

2.1 学費納付案内

送付内容	送付予定
・学費納付案内 ・延納（分納）制度と奨学金の案内 ・学費等納付書	4月上旬
・学費納付案内 ・延納（分納）制度と奨学金の案内 ・学費等納付書	9月上旬（※）

※前期学期に年間学費を納付した場合は、9月の案内はありません。

2.2 学費納付案内送付先

学費納付案内は、大学に学費請求書先として登録されている住所宛に送付します。入学後に変更が生じた場合は、理工学部事務室へ届け出てください。

2.3 学費納付

学費は、学費等納付書（本学専用振込用紙）を使用し、期日までに金融機関から振り込んでください。

納付する学費	納付期日
前期学期分学費または年間学費	4月30日まで
後期学期分学費	9月30日まで

※納付期日が金融機関の休日となる場合は、納付期日は金融機関の翌営業日となります。

3. 学費延納（分納）制度について

前期学期分学費または後期学期分学費を、先述（2.3）の納付期日までに一括納付することが困難な場合は、延納（分納）制度を利用することができます。本制度を利用する場合は、先述（2.3）の納付期日までに「延納（分納）願」を、所属キャンパスの学生オフィスへ提出してください。（郵送でも提出可能）

	前期学期分	後期学期分
延納が許可された場合の納付期日	7月10日	12月20日

※延納期日が金融機関の休業日となる場合は、納付期日は金融機関の翌営業日となります。

4. 奨学金制度について

「奨学金」の詳細は、大学ホームページを参照してください。「奨学金制度」の利用については、所属キャンパスの学生オフィスに相談してください。

5. 学費が未納となった場合の取扱い（除籍）

学費が所定の期限までに納付できなかった場合、学費未納による除籍となります。早い時期から計画をたて、期日までに納付してください。

6. 在学期間が修業年限を超えた学生の学費に関する取扱い

以下の全ての条件に該当する場合、当該学期の学費（授業料※）は、当該学期の学費（授業料※）の2分の1となります。なお、本取扱は長期履修生には適用しません。

- (1) 在学期間が修業年限を超える学生。
- (2) 当該学期に成績評価する授業科目の受講登録単位数の合計が8単位以下である学生（留学や単位互換等で卒業に必要な単位として認定する単位数も含む）。

※ 2011年度以前入学者については、2016年度以降、従来の授業料、教育充実費、実験実習料等にわかれていた学費費目を合計し、その費目を授業料に一本化します。（学費総額は変更しません。）本取扱いにおける授業料は一本化した後の授業料をさします。

【学費（授業料）に関連するホームページ】

CAMPUS WEBの便利リンクから「学費」をクリック

【奨学金制度に関連するホームページ】

CAMPUS WEBの便利リンクから「奨学金」をクリック

XII. 学内の諸規程について

立命館大学学則（抜粋）

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 本大学は、建学の精神と教学理念にもとづき、確かな学力の上に、豊かな個性を花開かせ、正義と倫理をもった地球市民として活躍できる人間の育成に努め、教育・研究機関として世界と日本の平和的・民主的・持続的発展に貢献することを目的とする。

2 各学部の教育研究上の目的は、各学部則で定める。

第5節 学年、学期および休業日

(学年および学期)

第15条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年をふたつの学期に分け、前期および後期とする。

(1) 前期学期 4月1日から9月25日まで

(2) 後期学期 9月26日から3月31日まで

(休業日)

第16条 授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。

(1) 日曜日および土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定める日のうち学長が定める日

(3) 創立記念日

(4) 夏期休暇

(5) 冬期休暇

(6) 春期休暇

2 各年度の休業日については、大学協議会の議を経て、学年のはじめまでに学長が定める。

3 学長が必要と認めたときは、大学協議会の議を経て、前2項の休業日を臨時に変更し、または臨時の休業日を定めることができる。

第2章 学部通則

第1節 修業年限および在学年限

(修業年限)

第17条 修業年限は、4年とする。ただし、薬学部薬学科にあっては、6年とする。

(在学年限)

第18条 在学年限は、8年とする。ただし、薬学部薬学科にあっては、12年とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第19条 第17条にかかわらず、社会人を対象とした入学制度により1年次に入学した学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを申し出たときは、教授会の議を経て、学部長が在学年限を上限としてその計画的な履修を許可することができる。

第2節 入学

(入学の時期)

第20条 本大学の入学時期は、毎年4月とする。ただし、教授会の議を経て、学長が9月に入学を認めることがある。

(入学の資格)

第21条 本大学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者でなければならない。

(1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したものの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したものの

(入学の出願)

第22条 入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書に第62条の2に定める入学検定料および立命館大学入学の出願および入学手続に関する規程(以下「入学の出願等に関する規程」という。)に定める書類を添えて願い出なければならない。

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、入学検定料を徴収しない。

(1) 大使館推薦および大学推薦による国費外国人留学生の場合

(2) 大学その他の団体との間で協定等により不徴収について合意している場合

3 入学志願に関する事項は、入学の出願等に関する規程に定める。

(入学者の選考)

第23条 入学志願者は、別に定める方法により選考し、教授会の議を経て、学部長が合格者を決定する。

2 学部長は、前項の合格者に合格の通知を行う。

3 入学志願者の選考に関し必要な事項は、毎年度の立命館大学入学試験要項に定める。

(入学手続および入学許可)

第24条 前条第2項の合格の通知を受けた者は、入学の出願等に関する規程に定めるところにより、所定の期日までに入学手続書類を提出するとともに、所定の納付金を納めなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学の資格)

第25条 本大学に編入することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者でなければならない。

(1) 短期大学外国の短期大学、我が国における、外国の短期大学相当として指定された学校(文部科学大臣指定外国大学(短期大学相当)日本校を含む。)を卒業した者

(2) 高等専門学校を卒業した者

(3) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上、総授業時数が1,700時間以上であるものに限る。)を修了した者

(転入学の資格)

第26条 本大学に転入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者でなければならない。

(1) 2年次

大学外国の大学を含む。)に1年以上在学し、30単位以上修得した者

(2) 3年次

大学外国の大学を含む。)に2年以上在学し、60単位以上修得した者

(学士入学の資格)

第27条 本大学に学士入学することのできる者は、学士の学位を有する者でなければならない。

2 本大学の卒業生が卒業学部の他学科等へ入学を志願するときは、教授会の議を経て、学部長がこれを許可することができる。

(再入学の資格)

第28条 本大学に再入学することのできる者は、本大学を退学または除籍となった者で、退学または除籍となった学期の最終日の翌日から起算して2年以内のものとする。ただし、第18条に規定する在学年限を超えて除籍となった者および第57条第1項より退学処分となった者は、再入学することはできない。

(編入学、転入学、学士入学、再入学の在学年数)

第29条 編入学、転入学、学士入学および再入学を許可された者の入学年次および在学すべき年数については、教授会の議を経て、学部長が決定する。

(編入学等の出願、入学者選考、入学手続および入学許可)

第30条 編入学、転入学、学士入学および再入学の場合には、第20条および第22条から第24条までの規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、再入学の検定料は徴収しない。

第3節 教育課程および履修方法等

(教育課程の編成方針)

第31条 本大学は、学部および学科等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

教育課程の編成にあたっては、各学部および学科に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう配慮する。

(資格課程)

第31条の2 教育職員免許状を得るための資格、学芸員、図書館司書または学校図書館司書教諭他の資格を得ようとする者のために、特に指定する資格課程を置く。

(授業科目)

第32条 授業科目は、各学部則に定める科目区分に分類して配置する。

2 授業科目は、必修科目、選択科目および自由科目に分け、各年次に配当して編成する。

(授業科目の担当者の決定)

第32条の2 授業科目の担当者は、科目適合性を配慮し、教授会の議を経て学部長が決定する。

(授業の方法)

第33条 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより、またはこれらの併用により行う。

2 教授会が必要と認めた場合には、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、

当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業方法により修得する単位数は60単位を超えてはならない。

4 教授会が必要と認めた場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎および附属施設以外の場所(外国を含む)で行うことができる。

(単位計算方法)

第34条 各授業科目の単位数は、1単位あたり45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果および授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義および演習については、教授会の定めるところにより毎週1時間から2時間までの範囲で、15週の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習および実技については、教授会の定めるところにより毎週2時間から3時間までの範囲で、15週の授業をもって1単位とする。

(3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じて、前2号に規定する基準を考慮して、教授会の定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、当該教授会が単位数を定めることができる。

(各授業科目の授業期間)

第35条 各授業科目の授業は、学期毎に15週にわたる期間を単位として行う。ただし、教授会が必要と認めた場合には、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(成績)

第35条の2 授業科目の成績評価は、A+、A、B、C、PまたはFで行い、A+、A、B、CおよびPを合格、Fを不合格とする。

前項の成績評価は、A+は100点法では90点以上、Aは同80点台、Bは同70点台、Cは同60点台およびFは同60点未満とし、Pは特定科目における合格とする。

前2項は、他学部の授業科目を履修した場合および入学する前本大学の科目等履修生制度により履修科目を履修した単位を認定する場合についても適用する。

第1項および第3項にかかわらず、他大学等において修得した単位を認定する場合は、N(認定)とする。第1項にかかわらず、他大学等において修得した単位を認定する場合は、N(認定)とする。

(単位の授与)

授業科目を履修し、授業科目毎に実施する試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 授与または認定した単位の取消しは、行わない。ただし、教学委員会の議を経て教授会で承認した場合は、この限りでない。

(登録上限単位数)

第36条の2 学生が1年間または1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、各学部則で定める。

(自由科目)

第36条の3 自由科目の単位数は、卒業に必要な単位数に算入しない。

(他学部の授業科目の履修等)

第36条の4 教授会が教育上有益と認めるときは、学生に本大学の他学部の授業科目を履修させることができる。

(他大学等における授業科目の履修等)

第37条 教授会が教育上有益と認めるときは、他の大学または短期大学との協議もとづき、学生に当該他大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、60単位を超えない範囲で本大学における卒業に必要な単位として認めることができる。

3 前2項の規定は、学生が、外国の大学または短期大学に留学する場合について適用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第38条 教授会が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項および第2項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えてはならない。

(入学前の既修得単位等の認定)

第39条 教授会が教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に大学または短期大学(いずれも外国の大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生制度により修得した単位を含む。)を、本大学に入学した後における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教授会が教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、編入学、転

入学、学士入学および再入学の場合を除き、30単位を上限とし、第37条第1項および第2項ならびに前条第1項の規定により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えてはならない。

(単位認定等の権限)

第40条 第36条および第36条の4から第39条にもとづく単位授与または単位認定は、教授会の議を経て学部長が決定する。

(編入学、転入学および学士入学の単位認定)

第41条 編入学、転入学または学士入学者にあつては、第39条の規定により、入学以前の大学等において修得した単位のうち、2年次入学者にあつては30単位、3年次入学者にあつては62単位を超えない範囲で、本大学において履修し、修得したものとみなすことができる。ただし、理工学部および情報理工学部の2年次入学者にあつては34単位、3年次入学者にあつては70単位、理工学部の外国の大学との特別プログラムにおいて大学教育の学部2年次課程を修了し3年次に転入学した者にあつては92単位を上限とすることができる。

2 教授会が認めたときは、編入学、転入学または学士入学以前の大学等において修得した教職および教科に関する科目、学芸員に関する科目ならびに社会福祉士指定科目の単位を本大学において履修し、修得したものとみなすことができる。この場合、卒業に必要な単位として算入されない科目については前項に規定する上限を超えて単位を認定することができる。

(転籍の単位認定)

第42条 転籍者にあつては、前条の規定を準用する。ただし、同一の学部内の転籍者については、前条第1項に規定する上限を超えて単位を与えることができる。

(学部則)

第45条 この節に定めるものの他、授業科目の種類および単位数、履修方法、卒業に必要な単位数ならびに単位認定等については、各学部則に定める。

第4節 休学、復学、転学、転籍、留学、国内交流派遣、退学および除籍

(休学)

第46条 病气その他やむを得ない理由により継続して2か月以上就学することができない者は、休学を願い出ることができる。

2 休学を願い出た者に対して、教授会の議を経て、学部長が休学を許可することができる。

3 学部長は、病气のため就学することが適当でない認められる者に対して、教授会の議を経て、休学を命ずることができる。

4 休学期間は、継続して2年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、その期間を延長して許可することができる。

5 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

6 前項にかかわらず、第1項の願い出の理由が、学長が決定した緊急災害による場合は、休学期間は前項の通算3年に含まない。

7 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第47条 休学している者が復学を願い出たときは、教授会の議を経て、学部長が復学を許可することができる。

(他大学への転学)

第48条 本大学の学生が他の大学に転学を志願する場合は、教授会の議を経て、学部長がこれを許可することができる。

(転籍)

第49条 本大学の学生で、第5条に定める他の学部、学科または専攻等に転籍を志願する者については、選考のうえ、転籍元の教授会および転籍先の教授会の議を経て、2年次または3年次の学年始めの転籍を転籍先の学部長が許可することができる。

2 転籍は、年次を下げてこれを許可しない。

3 前項にかかわらず、理工学部、情報理工学部、薬学部および生命科学部の3年次へ転籍を志願する者については、単位修得状況により2年次への転籍を許可することができる。

(留学)

第50条 留学とは、外国の大学、短期大学およびそれらに相当する高等教育機関で、協定または合意にもとづき、1学期相当以上にわたり正規の授業科目を履修することをいう。

2 留学を志願する者に対して、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学部長が留学を許可することができる。

3 留学期間は、在学期間に算入する。

(国内交流派遣)

第51条 国内交流派遣とは、国内の大学および短期大学との協定にもとづき、1学期相当以上にわたり当該大学等の正規の授業科目を履修するために派遣することをいう。

2 国内交流派遣を志願する者に対して、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学部長が国内交流派遣を許可することができる。

3 国内交流派遣期間は、在学期間に算入する。

(退学)

第 52 条 退学しようとする者は、教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第 53 条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 授業料、在籍料または特別在学料を納めない者
- (2) 第 18 条に規定する在学年限を超えた者
- (3) 第 46 条第 5 項に規定する休学期間を超えてなお復学しない者
- (4) 休学期間終了日までに所定の手続をとらなかった者
- (5) 薬学部薬学科に在学する者で、同一年次において、再度進級条件を満たさなかったもの
- (6) 死亡した者

(手続き)

第 53 条の 2 この節に定めるものの他、休学、復学、転籍、留学、国内交流派遣、退学および除籍に関する手続きは、立命館大学学籍に関する規程に定める。

第 5 節 卒業および学位

(卒業の認定)

第 54 条 第 17 条に規定する修業年限以上在学し、学部限りに定める卒業に必要な単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、卒業証書・学位記を授与する。

2 薬学部薬学科を除き本大学に 3 年以上在学したものが、卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと教授会が認める場合には、前項の規定にかかわらず、学長が卒業を認定することができる。

(学位)

第 55 条 学位および学位の授与に関する事項については、立命館大学学位規程による。

第 6 節 賞罰

(表彰)

第 56 条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第 57 条 本大学の規定に違反し、学生の本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、退学、停学および戒告とする。
- 3 停学期間は、在学期間に算入し、修業年限に算入しない。ただし、停学期間が 3 か月以内の場合には、修業年限に算入することができる。
- 4 懲戒に関する事項は、立命館大学学生懲戒規程に定める。

第 7 節 科目等履修生、聴講生、特別聴講生および外国人留学生

(科目等履修生)

第 58 条 本大学の授業科目の履修を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て、学部長が科目等履修生として許可することができる。

2 科目等履修生に関する事項は、立命館大学科目等履修生規程に定める。

(聴講生)

第 59 条 本大学の授業科目の聴講を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て、学部長が聴講生として許可することができる。

2 聴講生に関する事項は、立命館大学聴講生規程に定める。

(特別聴講生)

第 60 条 他の大学または短期大学(外国の大学等を含む。)との協定等にもとづき、本大学の授業科目の履修を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て、学部長が特別聴講生として許可することができる。

2 特別聴講生に関する事項は、立命館大学特別聴講生規程に定める。

(外国人留学生)

第 61 条 大学教育を受ける目的をもって入国し、本大学に入学した外国人で正規課程に在籍するものを外国人留学生とする。

第 8 節 授業料等納付金および手数料

第 62 条 (省略)

(入学検定料)

第 62 条の 2 (省略)

(入学金)

第 62 条の 3 (省略)

(授業料)

第 62 条の 4 学生は、在籍する学部、学科および専攻ならびに年次に応じて、前期授業料および後期授業料を学期毎に納めなければならない。ただし、9 月に入学した者の

授業料は、前期授業料を第 15 条第 2 項に定める後期学期の授業料とし、後期授業料を同前期学期の授業料とする。

2 前項の授業料は、納付金等別表 3—1—1 および、納付金等別表 3—1—2 のとおりとする。

3 前項にかかわらず、在学期間が修業年限を超える者において当該学期に成績評価する授業科目の受講登録単位数および第 37 条第 2 項にもとづき卒業に必要な単位として認定する単位数の合計が 8 単位以下である学期の授業料は、納付金等別表 3—1—1 および、納付金等別表 3—1—2 に定める授業料の 2 分の 1 とする。

4 前 2 項にかかわらず、第 19 条の規定により長期にわたる教育課程の履修を許可された者(以下「長期履修生」という。)の授業料は、納付金等別表 3—2 に定める 1 単位あたりの授業料に当該学期の受講登録単位数を乗じた額とする。

(実習費)

第 62 条の 5 特定の科目または課程を履修する者は、立命館大学学費等の納付に関する規程に定める実習費を納めなければならない。

(在籍料)

第 62 条の 6 休学中の者は、当該期間中(休学を開始した学期を含む。)は、授業料に代えて納付金等別表 4—1 に定める在籍料を学期毎に納めなければならない。

(特別在学料)

第 62 条の 7 他大学との協定にもとづく学位取得プログラムにおいて本大学から当該他大学に留学している者であって、当該他大学に対する学費の納付を要するものは、当該期間中は、授業料に代えて納付金等別表 4—2 に定める特別在学料を学期毎に納めなければならない。ただし、同プログラムにより本大学に入学または転入学した者については、この限りでない。

(科目等履修料等)

第 64 条 科目等履修生に志願する者は、科目等履修生選考料を所定の期日までに納めなければならない。

2 科目等履修生に許可された者は、科目等履修生登録料を所定の期日までに納めなければならない。

3 前 2 項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、科目等履修生選考料および科目等履修生登録料を徴収しない。

- (1) 本大学の大学院生が履修する場合(第 31 条の 2 に定める教育職員免許状を得るための資格課程の授業科目であって、所属する研究科において設置していない資格課程の授業科目を履修する場合を除く。)
- (2) Study in Kyoto Program を履修する場合
- (3) 大学その他の団体との間で協定等により不徴収について合意している場合
- 4 科目等履修生は、納付金等別表 5—1 に定める科目等履修料を所定の期日までに納めなければならない。
- 5 前項にかかわらず、第 3 項第 1 号または同第 3 号に該当する場合は、科目等履修料を徴収しない。

(聴講料等)

第 64 条の 2 聴講生に志望する者は、聴講生選考料を所定の期日までに納めなければならない。

2 聴講生は、納付金等別表 5—2 に定める聴講料を所定の期日までに納めなければならない。

3 前 2 項にかかわらず、大学その他の団体との間で協定等により合意している場合は、聴講生選考料および聴講料を徴収しない。

(手数料の金額等)

第 64 条の 3 科目等履修生選考料、科目等履修生登録料および聴講生選考料の金額および納付に関する事項は、立命館大学手数料規程に定める。

(特別履修料)

第 64 条の 4 特別聴講生は、納付金等別表 5—3 に定める特別履修料を所定の期日までに納めなければならない。

2 前項にかかわらず、大学その他の団体との間で協定等により合意している場合は、特別履修料を徴収しない。

(納付金等の減免)

第 65 条の 2 第 22 条、第 62 条の 3、第 62 条の 4、第 62 条の 6 および第 62 条の 7 にかかわらず、入学検定料、入学金、授業料、在籍料および特別在学料の一部または全額を免除することがある。

2 前項については、非常災害時による修学困難者に対する立命館大学学費減免規程、立命館大学外国人留学生学費減免規程および立命館大学災害救助法適用地域の実験生に対する入学検定料免除規程に定める。

(納付金等の納付)

第 66 条 入学検定料、入学金、授業料、実習費、在籍料、特別在学料、科目等履修料、聴講料および特別履修料の納付に関する事項は、立命館大学学費等の納付に関する規程に定める。

(納付金等の返還)

第 68 条 既に納めた入学検定料、入学金、授業料、実習費、在籍料、特別在学料、科

目等履修料、聴講料および特別履修料は、返還しない。

2 前項にかかわらず、次の期日までに入学辞退を願った場合は、既に納めた授業料に限り返還する。

(1) 4月入学予定者 入学予定の前年度3月31日まで

(2) 9月入学予定者 入学予定の当年度9月25日まで

3 第1項にかかわらず、9月25日までに退学または除籍となった場合は、当年度の後期学期以降の授業料に相当する既納額を、3月31日までに退学または除籍となった場合は、次年度の前期学期以降の授業料に相当する既納額を返還する。

4 第1項にかかわらず、長期履修生、科目等履修生または聴講生が前期学期に後期学期分を含む授業料、科目等履修料または聴講料を納め、後期学期の受講登録において後期学期の受講科目を取り消した場合は、取り消した科目数に相当する既納額を返還する。

第9節 奨学制度および学費貸与制度

(奨学制度)

第69条 本大学に、奨学制度および学費貸与制度を設ける。

2 奨学制度および学費貸与制度に関する事項は、各規程に定める。

第3章 公開講座

(公開講座)

第70条 本大学の教育研究を広く社会に開放し、地域社会の教育文化の向上に資するため、本大学に公開講座を開設する。

第4章 国際寮

(国際寮)

第70条の2 本大学に、国際寮を置く。

2 国際寮に関する事項は、各施設の規程に定める。

第5章 変更および細則

(変更)

第71条 この学則の変更は、教授会、大学協議会および常任理事会の議を経て、理事会が決定する。ただし、一部の学部または研究科のみに関する変更については、他の学部および研究科の教授会の議を経ることを要しない。

(細則)

第72条 この学則の施行に関する細則その他必要な事項は、別にこれを定める。

附 則(2012年3月23日 立命館大学の2012年度学費変更に伴う一部変更)

1 この学則は、2012年4月1日から施行する。

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、2016年3月31日(薬学部は2018年3月31日)まで、第46条、第50条、第62条、第62条の3から第62条の7、第63条、第65条、第65条の2、第66条および第68条第1項から同第3項はなお従前の例によるものとし、第53条第1号は「学費、在籍料または特別在学料を納めない者」とする。

(1) 2012年3月31日に在籍する者

(2) 2012年度に2年次以上に再入学、転入学、編入学または学士入学する者

(3) 2013年度に3年次以上に再入学、転入学、編入学または学士入学する者

(4) 2014年度に4年次以上に再入学する者

(5) 2015年度に5年次以上に再入学する者

(6) 2016年度に薬学部の6年次以上に再入学する者

(7) 2017年度に薬学部の7年次以上に再入学する者

3 前2項にかかわらず、理工学部、情報理工学部、生命科学部、スポーツ健康科学部および薬学部の授業料、教育充実費および実験実習料は、前項の各号のいずれかに該当する者については、2015年度(薬学部は2017年度)まで次表のとおりとする。

(単位:円)

学部	学科等	費目	1年次年間	2年次年間	3年次年間	4年次年間
理工学部	物理科学科、電気電子工学科、電子情報工学科、電子情報デザイン学科、機械工学科、ロボティクス学科、マイクロ機械システム工学科、都市システム工学科、環境システム工学科および建築都市デザイン学科	授業料	1,098,000	1,098,000	1,098,000	1,098,000
		実験実習料 (2007年度以前の入学者)	—	—	—	135,000
		実験実習料 (2008年度以降の入学者)	105,000	105,000	105,000	105,000
		教育充実費	155,000	315,000	315,000	315,000
	数理科学科	授業料	1,098,000	1,098,000	1,098,000	1,098,000
		実験実習料 (2007年度以前の入学者)	—	—	—	65,000
		実験実習料	50,000	50,000	50,000	50,000

情報理工学部	情報システム学科、情報コミュニケーション学科、メディア情報学科、知能情報学科、生命情報学科	(2008年度以降の入学者)				
		教育充実費	155,000	315,000	315,000	315,000
		授業料	1,098,000	1,098,000	1,098,000	1,098,000
		実験実習料 (2007年度以前の入学者)	—	—	—	135,000
生命科学部	応用化学科、生物工学科、生命情報学科、生命医科学科	授業料	1,098,000	1,098,000	1,098,000	1,098,000
		実験実習料	135,000	135,000	135,000	135,000
		教育充実費	155,000	315,000	315,000	315,000
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	授業料	915,000	915,000	915,000	915,000
		教育充実費	103,000	263,000	263,000	263,000
学部	学科	費目	1年次	2年次	3年次	4年次
薬学部	薬学科	授業料	1,574,000	1,574,000	1,574,000	1,574,000
		実験実習料	242,000	242,000	242,000	242,000
		教育充実費	242,000	452,000	452,000	452,000
		区分	5年次	6年次 (注1)		
		授業料	1,574,000	1,574,000		
		実験実習料	242,000	242,000		
		教育充実費	452,000	452,000		

注1 5年次(薬学部は7年次)以降は、4年次(薬学部は6年次)の金額と同額とする。

4 第1項にかかわらず、第2項の各号のいずれかに該当する者のうち次のいずれかに該当する者で、次表の区分ごとに定める要件をすべて満たす場合については、2015年度(薬学部は2017年度)までは、当該年度の授業料を年額の2分の1とし、教育充実費および実験実習料は徴収しない。ただし、長期履修生は適用しない。

(1) 在学期間が修業年限を超えた5年次生以上の者

(2) 情報理工学部において、在学期間が修業年限を超えた5年次生以上の者または原級に留置されたことにより在学期間が修業年限を超えた者

(3) 薬学部において、在学期間が修業年限を超えた7年次生以上の者または原級に留置されたことにより在学期間が修業年限を超えた者

区分	要件
4月入学者	<p>当該年度の前期学期に在学する場合(留学および国内交流派遣は除く)</p> <p>(1) 前期学期の受講登録において、当該年度の授業科目の受講登録単位数と改正後の第37条第2項にもとづき認定する単位数の合計が1単位以上8単位以内であること。</p> <p>(2) 前期学期の受講登録において、卒業見込みとなること。</p> <p>(3) 後期学期の受講登録においても(1)の要件を満たしていること(前期学期に卒業した場合を除く)。</p>
9月入学者	<p>当該年度の前期学期に休学、留学もしくは国内交流派遣をしていた場合または後期学期に再入学する場合</p> <p>(1) 後期学期の受講登録において、当該年度の授業科目の受講登録単位数と改正後の第37条第2項にもとづき認定する単位数の合計が1単位以上8単位以内であること。</p> <p>(2) 後期学期の受講登録において、卒業見込みとなること。</p>
9月入学者	<p>当該年度の後期学期に在学する場合(留学および国内交流派遣は除く)</p> <p>(1) 後期学期の受講登録において、当該年度の授業科目の受講登録単位数と改正後の第37条第2項にもとづき認定する単位数の合計が1単位以上8単位以内であること。</p> <p>(2) 後期学期の受講登録において、卒業見込みとなること。</p> <p>(3) 前期学期の受講登録においても(1)の要件を満たしていること(後期学期に卒業した場合を除く)。</p>
9月入学者	<p>当該年度の後期学期に休学、</p> <p>(1) 前期学期の受講登録において、当該年度の授業科目の受講登録単位数と改正後の第37条第2項にもとづき認定する単位数の合計が1単位</p>

9月入学者	留学もしくは国内交流派遣をしていた場合または前期学期に再入学する場合	以上8単位以内であること。 ②前期学期の受講登録において、卒業見込みとなること。
-------	------------------------------------	---

附 則(2012年3月23日 国際関係学部の入学定員等の変更に伴う一部変更)
この学則は、2013年4月1日から施行する。
変更後の学則第5条にかかわらず、国際関係学部の2013年度から2015年度の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	2013年度	2014年度	2015年度
国際関係学部	国際関係学科	1,217	1,214	1,217

附 則(2012年7月27日 入学検定料に関する免除措置および見直し等に伴う一部変更)
この学則は、2012年7月27日から施行し、2012年5月1日から適用する。
附 則(2013年1月25日 資格課程および他学部受講の追加ならびに改廃手続きの変更等に伴う一部変更)
1 この学則は、2013年4月1日から施行する。
前項にかかわらず、2013年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。
附 則(2013年1月25日 2012年3月23日 変更に伴う経過措置の一部変更)
2012年3月23日変更の附則第2項にかかわらず、2013年度以降は、インスティテュート費を徴収しない。
附 則(2013年3月22日 科目等履修料の一部追加に伴う第64条別表の一部変更)
この学則は、2013年4月1日から施行する。
附 則(2013年5月24日 入学検定料の区分名称変更等に伴う第62条の2別表の一部変更)
この学則は、2013年5月24日から施行する。
附 則(2014年1月24日 変更手続の変更に伴う一部変更)
この学則は、2014年4月1日から施行する。
附 則(2014年3月28日 創薬科学科設置に伴う一部変更)
1 この学則は、2015年4月1日から施行する。
2 変更後の第5条にかかわらず、薬学部創薬科学科の2015年度から2017年度の収容定員は次表のとおりとする。

学部	学科	2015年度	2016年度	2017年度
薬学部	創薬科学科	60	120	180

附 則(2014年5月23日 創薬科学科設置に伴う一部変更)
この学則は、2015年4月1日から施行する。
附 則(2014年9月26日 副学長体制の変更および学長補佐の追加に伴う一部変更)
1 この学則は、2015年1月1日から施行する。
2 前項にかかわらず、変更後の第9条および第11条の3は、2014年4月1日から適用する。
附 則(2015年1月23日 科目等履修料の徴収対象の追加および一部廃止ならびに除籍対象の追加に伴う一部変更)
1 この学則は、2015年4月1日から施行する。
2 前項にかかわらず、変更後の第53条は、2015年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

納付金等別表 1(入学検定料)
(第62条の2 関連)

(単位:円)

区分	金額	
以下の入学試験方式以外の入学試験	35,000	
同一日に実施する同一入学試験で、複数の学科、学域または専攻に併願する入学試験	45,000	
大学入試センター試験方式	18,000	
二段階選考を行う特別入学試験	1次選考	15,000
	2次選考	20,000
国際関係学部 グローバルスタディーズ専攻 外国人留学生A0 入学試験(英語基準) および推薦入学試験(英語基準)	5,000	
政策科学部 Community and Regional Policy Studies 専攻 政策科学部A0 入学試験(英語基準) および推薦入学試験(英語基準)	5,000	

納付金等別表 2(入学金)
(第62条の3 関連)

(単位:円)

区分	金額
入学、編入学、転入学、学士入学	300,000
再入学	10,000

納付金等別表 3-1-1(授業料)
(第62条の4 関連)

(単位:円)

学部	学科および専攻	費目	1年次	2年次	3年次	4年次(注1)	
法学部	法学科	前期授業料	311,000	471,000	471,000	471,000	
		後期授業料	471,000	471,000	471,000	471,000	
経済学部	経済学科	前期授業料	311,000	471,000	471,000	471,000	
		後期授業料	471,000	471,000	471,000	471,000	
	国際経済学科	前期授業料	372,000	532,000	532,000	532,000	
		後期授業料	532,000	532,000	532,000	532,000	
経営学部	経営学科	前期授業料	311,000	471,000	471,000	471,000	
		後期授業料	471,000	471,000	471,000	471,000	
	国際経営学科	前期授業料	372,000	532,000	532,000	532,000	
		後期授業料	532,000	532,000	532,000	532,000	
産業社会学部	現代社会学科現代社会専攻、メディア社会専攻、スポーツ社会専攻、人間福祉専攻	前期授業料	396,000	556,000	556,000	556,000	
		後期授業料	556,000	556,000	556,000	556,000	
	現代社会学科子ども社会専攻	前期授業料	429,000	589,000	589,000	589,000	
		後期授業料	589,000	589,000	589,000	589,000	
文学部	人文学科地域研究学域、心理学域	前期授業料	392,400	552,400	552,400	552,400	
		後期授業料	552,400	552,400	552,400	552,400	
	人文学科人間研究学域教育人間学専攻、日本史研究学域考古学・文化遺産専攻	前期授業料	382,000	552,400	552,400	552,400	
		後期授業料	542,000	552,400	552,400	552,400	
	人文学科人間研究学域哲学・倫理学専攻、日本文学研究学域、日本史研究学域	前期授業料	382,000	542,000	542,000	542,000	
		後期授業料	542,000	542,000	542,000	542,000	
	理工学部	数理科学科	前期授業料	571,500	731,500	731,500	731,500
			後期授業料	731,500	731,500	731,500	731,500
		物理科学科、電気電子工学科、電子情報工学科、機械工学科、	前期授業料	599,000	759,000	759,000	759,000
			後期授業料	759,000	759,000	759,000	759,000

	ロボティクス学科、都市システム工学科、環境システム工学科および建築都市デザイン学科						
国際関係学部	国際関係学科	前期授業料	452,500	612,500	612,500	612,500	
		後期授業料	612,500	612,500	612,500	612,500	
政策科学部	政策科学科	前期授業料	405,000	565,000	565,000	565,000	
		後期授業料	565,000	565,000	565,000	565,000	
情報理工学部	情報システム学科、情報コミュニケーション学科、メディア情報学科、知能情報学科、生命情報学科	前期授業料	599,000	759,000	759,000	759,000	
		後期授業料	759,000	759,000	759,000	759,000	
映像学部	映像学科	前期授業料	739,500	899,500	899,500	899,500	
		後期授業料	899,500	899,500	899,500	899,500	
生命科学部	応用化学科、生物工学科、生命情報学科、生命医科学科	前期授業料	614,000	774,000	774,000	774,000	
		後期授業料	774,000	774,000	774,000	774,000	
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	前期授業料	429,000	589,000	589,000	589,000	
		後期授業料	589,000	589,000	589,000	589,000	
薬学部	創薬科学科	前期授業料	715,000	875,000	875,000	875,000	
		後期授業料	875,000	875,000	875,000	875,000	

注1 5年次以降は、4年次の金額と同額とする。

納付金等別表 3-1-2(6年制の授業料)
(第62条の4 関連)

(単位:円)

学部	学科	費目	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次(注1)
薬学部	薬学科	前期授業料	924,000	1,134,000	1,134,000	1,134,000	1,134,000	1,134,000
		後期授業料	1,134,000	1,134,000	1,134,000	1,134,000	1,134,000	1,134,000

注1 7年次以降は、6年次の金額と同額とする。

納付金等別表 3-2(長期履修生の1単位あたりの授業料)
(第62条の4 関連)

(単位:円)

学部	学科等	金額
法学部	法学科	29,000
経済学部	経済学科	29,000
	国際経済学科	33,000
経営学部	経営学科	29,000
	国際経営学科	33,000
産業社会学部	現代社会学科現代社会専攻、メディア社会専攻、スポーツ社会専攻、人間福祉専攻	34,600
	現代社会学科子ども社会専攻	36,700
文学部	人文学科地域研究学域、心理学域	34,300
	人文学科人間研究学域教育人間学専攻、日本史研究学域考古学・文化遺産専攻	34,200

人文学科人間研究学域哲学・倫理学専攻、日本文学研究学域、日本史研究学域、日本史学専攻、東洋研究学域、国際文化学域、コミュニケーション学域	33,700
--	--------

納付金等別表 4-1(在籍料)
(第62条の6 関連)

(単位:円)

学部および学科等	金額
全学部	5,000(学期ごにつき)

納付金等別表 4-2(特別在籍料)
(第62条の7 関連)

(単位:円)

学部および学科等	金額
全学部	5,000(学期ごにつき)

納付金等別表 5-1(科目等履修料)
(第64条 関連)

(単位:円)

区分	金額
法学部、経済学部、経営学部、産業社会学部、国際関係学部、政策科学部、文学部およびスポーツ健康科学部の科目ならびに理工学部、情報理工学部、生命科学部および映像学部の専門科目以外の科目	21,000(1単位につき)
理工学部、情報理工学部、生命科学部および映像学部の専門科目	31,000(1単位につき)
APU 教育職員免許状(英語)取得プログラム(APU 国内学生)	1年次 53,000
	2~4年次 120,000(年額)
佛教学部との教育交流協定にもとづく中学校・高等学校教諭免許状(理科)取得プログラム	1~2年次 243,000(年額)
	3年次 241,000(年額)
佛教学部との教育交流協定にもとづく中学校・高等学校教諭免許状(保健体育)取得プログラム	1~3年次 182,000(年額)
Study in Kyoto Program	366,000(学期ごにつき)
京都未来を担う人づくり推進事業人財養成講座	500,000(年額)

納付金等別表 5-2(聴講料)
(第64条の2 関連)

(単位:円)

区分	金額
法学部、経済学部、経営学部、産業社会学部、国際関係学部、政策科学部、文学部およびスポーツ健康科学部の科目ならびに理工学部、情報理工学部、生命科学部および映像学部の専門科目以外の科目	12,500(1単位につき)
理工学部、情報理工学部、生命科学部および映像学部の専門科目	18,500(1単位につき)

納付金等別表 5-3(特別履修料)
(第64条の4 関連)

(単位:円)

学部および学科等	金額
全学部	366,000(学期ごにつき)

立命館大学学籍に関する規程(抜粋)

第1章 趣旨

第1条 この規程は、立命館大学学則(以下、「学則」という。)、および立命館大学大学院学則(以下、「大学院学則」という。)にもとづき、学生の休学、復学、転籍、留学、国内交流派遣、退学、除籍、卒業、修了等に関して必要な事項を定める。

第2章 休学

(休学の申請)

休学を願ひ出る者は、休学願および次の各号に掲げる休学事由区分に応じ当該各号に定める書類を添えて学部長または研究科長に願ひ出なければならない。これらの書類は、いずれも当該学生本人が継続して2か月以上就学することができないことを証明するものでなければならない。

- (1) 病気 医師の診断書
- (2) 家庭の事情 理由書
- (3) 経済的理由 理由書

- (4) 勤務の都合 勤務先の証明書
- (5) 海外渡航(私費による海外留学) 留学先の受入証明書
- (6) 学長が決定した緊急災害 所定の書類
- (7) その他 学部長または研究科長が定める書類

(休学期間の単位および開始日)

- 第3条 休学期間は、前期、後期または当該学年の1年のいずれかを単位とする。
- 2 前項にかかわらず、学期または学年の開始日以後に休学の許可をしたときは、当該許可日を休学の開始日とする。
- 3 学期または学年の開始日から前項の休学開始日の前日までを休学期間とみなす。

(休学の申請期限)

- 第4条 休学を願ひ出ることができる期限は、前期または当該学年の1年の休学を希望する場合は5月31日まで、後期の休学を希望する場合は11月30日までとする。

(休学終了者の手続)

- 第5条 休学が終了する者は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間中に復学願もしくは休学願を添えて学部長もしくは研究科長に、または退学願を添えて学長に願ひ出なければならない。

- (1) 前期末に終了する者 当該年度の8月1日から8月末日まで
- (2) 後期末に終了する者 当該年度の2月1日から2月末日まで

- 2 新たに在留資格「留学」の取得が必要な外国人留学生在が復学を願ひ出る場合は、前条に規定する期間のほか、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間中に願ひ出ることを認める。

- (1) 前期末に終了する者 当該年度の6月1日から6月末日まで
- (2) 後期末に終了する者 当該年度の12月1日から12月末日まで

第3章 復学

(復学の申請)

- 第6条 復学を願ひ出る者は、前条の期間中に復学願を添えて学部長または研究科長に願ひ出なければならない。

- 2 休学事由が病気である場合は、前項の書類その他診断書をあわせて提出し、本大学保健センターの診断を受診しなければならない。

- 第7条 復学の開始日は、復学を許可する学期の開始日とする。

第4章 転籍

(転籍の資格)

- 第8条 学部への転籍ができる者は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号の要件を満たす者でなければならない。

- (1) 2年次転籍 1年次に配当されている外国語科目を全て修得し、卒業要件に算入できる修得単位が30単位以上あること。
 - (2) 3年次転籍 1年次および2年次に配当されている外国語科目を全て修得し、卒業要件に算入できる修得単位が60単位以上あること。
- 2 前項各号にかかわらず、理工学部、情報理工学部および生命科学部において、外国人留學生特別入学試験により入学した者で、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号の要件を満たすものは、学部の転籍ができる。

- (1) 2年次転籍 卒業要件に算入できる修得単位が30単位以上あること。
 - (2) 3年次転籍 卒業要件に算入できる修得単位が60単位以上あること。
- 3 第1項各号にかかわらず、法学部、経済学部、経営学部、産業社会学部、政策科学部、文学部、映像学部およびスポーツ健康科学部において、外国人留學生特別入学試験により入学した者で、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号の要件を満たすものは、学部の転籍ができる。

- (1) 2年次転籍 外国語科目(日本語)6単位および日本事情等に関する科目4単位を修得し、卒業要件に算入できる修得単位が30単位以上あること。
- (2) 3年次転籍 外国語科目(日本語)6単位および日本事情等に関する科目4単位を修得し、卒業要件に算入できる修得単位が60単位以上あること。

(転籍の出願)

- 第9条 転籍を志願する者は、所定の期日までに、転籍願その他必要な書類に転籍選考手数料を添えて、転籍元の学部長または研究科長に願ひ出なければならない。
- 2 転籍については、複数の学部または研究科に願ひ出ることはいできない。

第5章 留学

(留学の申請)

- 第10条 留学を志願する者は、所定の期日までに留学願とあわせて受入機関の承諾書を添えて学部長または研究科長に願ひ出なければならない。

(留学の開始日および終了日)

- 第11条 留学期間の開始日および終了日は、留学を許可する学期の開始日および終了日とする。

(留学終了者の手続)

- 第12条 留学を終了し、帰国した者は、留学終了届ならびに履修期間および成績が明記されている単位修得証明書を学部長または研究科長に提出しなければならない。

(留学の取消)

- 第13条 留学の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、学部の学生にあっては教授会の議を経て学部長が、研究科の学生にあっては研究科委員会または研究科教授会(以下、「研究科委員会等」という。)の議を経て研究科長が留学の許可を取消することができる。

- (1) 修学または研究の実があがらないと認められるとき
- (2) 留学に関する手続等を怠ったとき
- (3) 学生査証が認められないとき
- (4) その他学生としての本分に反したとき

第6章 国内交流派遣

(国内交流派遣の申請)

- 第14条 国内交流派遣を志願する者は、所定の期日までに国内交流派遣願とあわせて受入機関の承諾書を添えて学部長に願ひ出なければならない。

(国内交流派遣の開始日および終了日)

- 第15条 国内交流派遣期間の開始日および終了日は、国内交流派遣を許可する学期の開始日および終了日とする。

(国内交流派遣終了者の手続)

- 第16条 国内交流派遣を終了した者は、国内交流派遣終了届ならびに履修期間および成績が明記されている単位修得証明書を学部長に提出しなければならない。

(国内交流派遣の取消)

- 第17条 国内交流派遣の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て学部長が国内交流派遣の許可を取消することができる。

- (1) 修学または研究の実があがらないと認められるとき
- (2) 国内交流派遣に関する手続等を怠ったとき
- (3) その他学生としての本分に反したとき

第7章 退学

(退学の申請)

- 第18条 退学しようとする者は、退学願を添えて学長に願ひ出なければならない。

(退学日)

- 第19条 退学の許可を得た者の退学日は、教授会または研究科委員会等の議を経て、学長が決定する。

第8章 除籍

(除籍日)

- 第20条 学則第53条および大学院学則第65条に規定する除籍対象者の除籍日は、別表のとおりとする。

第9章 卒業および修了の日

(卒業および修了の日)

- 第21条 学部の卒業の日は、春分の日とする。ただし、前期に卒業要件を満たした者の卒業の日は、秋分の日とする。
- 2 大学院博士課程前期課程、修士課程および専門職学位課程の修了の日は、春分の日とする。ただし、前期に修了要件を満たした者の修了の日は、秋分の日とする。
- 3 大学院博士課程後期課程、一貫制博士課程および4年制博士課程の修了の日は3月31日とする。ただし、前期に修了要件を満たした者の修了の日は9月25日とする。

- 第22条 卒業または修了該当者が3か月以内の停学処分を受け、その処分解除日が前条に規定する卒業または修了の日を超えるときは、解除日の翌日を卒業または修了の日とする。

- 2 前項に規定する卒業または修了の日および3か月を超える停学処分を受けた者の卒業または修了の日は、前期または後期中途となるときは、当該学生の願ひ出により、教授会または研究科委員会等の議を経て学長が、これを前条に規定する卒業または修了の日とすることができる。

- 3 前2項に規定する卒業または修了の日を含む学期分の学費の取り扱いについては、立命館大学学費等納付に関する規程第8条による。

第10章 その他

(保証人)

- 第23条 保証人は、父母または独立の生計を営む者で保証人としての責務を確実に果たし得るものでなければならない。学部長または研究科長が保証人として不適当と認めるときは、その変更を命ずることができる。

- 2 保証人は、保証する学生の在籍中に関する事項について一切の責に任じなければならない。

- 3 保証人が死亡したときまたはこれを変更しようとするときは、遅滞なく届けなければならない。その住所を変更した場合も同様とする。

(学生の氏名)

- 第24条 学籍簿、卒業証書および学位記ならびに各種証明書等に記載する学生の氏名は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 日本国籍を有する学生戸籍上の氏名

- (2) 日本国籍を有しない学生のうち外国人留学生を除く者 住民票記載事項証明書に記載のある氏名または通称名
- (3) 日本国籍を有しない学生のうち外国人留学生 住民票記載事項証明書または旅券に記載のあるアルファベット表記の氏名
- 2 前項第1号および第3号に定める学生が希望するときは、学部、研究科の学生にあっては教授会の議を経て学部長が、研究科の学生にあっては研究科委員会の議を経て研究科長が、当該学生の氏名を通称名で記載することができる。ただし、第3号に定める学生の各種証明書等のうち証明書については、通称名で記載しない。
- 3 学籍簿、卒業証書および学位記に学生の氏名を通称名で記載する場合は、第1項各号に定める氏名を併記する。

(二重学籍の禁止)

- 第25条 学生は、在籍中に他の学部、研究科または他の大学(短期大学を含む。)の学生または科目等履修生等になることはできない。
- 2 前項の規定にかかわらず、本大学の科目等履修生または他の大学(短期大学を含む。)の学生もしくは科目等履修生等になることを志望する場合には、教育、研究上必要であり、それぞれの大学における学修条件等に支障がないと認められるときに限り、学部の学生にあっては教授会の議を経て学部長が、研究科の学生にあっては研究科委員会の議を経て、研究科長が許可することができる。

附 則(2011年12月16日 大学院学則の全部変更ならびに社会人学生および国際関係学部の外国人留学生の転籍出願資格の変更に伴う一部改正)

- 1 この規程は、2012年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2012年3月31日に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則(2012年3月16日 大学院学則の全部変更ならびに社会人学生および国際関係学部の外国人留学生の転籍出願資格の変更の経過措置に伴う一部変更)

- 2011年12月16日一部改正の附則第2項を次のとおりに変更する。
- 前項にかかわらず、法学部、経済学部、経営学部、産業社会学部および文学部において、社会人特別入学試験により2011年度以前に入学し、2012年3月31日に在籍する学生については、第8条第2項はなお従前の例によるものとする。

附 則(2014年2月18日 薬学研究科4年制博士課程の設置に伴う一部改正)

この規程は、2014年4月1日から施行する。

【別表(除籍日)(第20条関連)】

除籍対象者	除籍日
(1) 学費、在籍料または特別在学料を納めない者	①前期学期分学費未納者、前期学期分在籍料未納者および前期学期分特別在学料未納者 ②後期学期分学費未納者後期学期分在籍料未納者および後期学期分特別在学料未納者
(2) 在学年限を超えた者	在学年限の最終日
(3) 休学期間を超えてなお復学しない者	休学期間終了日
(4) 休学期間終了日までに所定の手続をとならなかった者	休学期間終了日
(5) 死亡した者	死亡日
(6) 大学院教学委員会において修業の見込みがないと認められた者	大学院教学委員会の議を経て学長が決定する日
(7) 薬学部薬学科に在学する者で、同一年次において、再度進級条件を満たさなかったもの	同一年次において、再度進級条件を満たさなかった学期の末日

立命館大学授業に関する規程(抜粋)

(趣旨)

第1条 この規程は、立命館大学学則および立命館大学大学院学則にもとづく授業の実施に関し、必要な事項を定める。

第2条 通常の授業時間は次のとおりとする。ただし、集中講義および変則授業時間は、学部、研究科でこれを定める。

学部・研究科	時間	右枠に記載された以外の学部・研究科	
		理学部、情報理工学部、薬学部、生命科学部、理工学研究科、情報理工学研究科、生命科学部、薬学研究科	
授業時間	第1時限	9:00~10:30	9:00~9:45
	第2時限	10:40~12:10	9:45~10:30
	第3時限	13:00~14:30	10:40~11:25
	第4時限	14:40~16:10	11:25~12:10
	第5時限	16:20~17:50	13:00~13:45
	第6時限	18:00~19:30	13:45~14:30
	第7時限	19:40~21:10	14:40~15:25
	第8時限		15:25~16:10
	第9時限		16:20~17:05
	第10時限		17:05~17:50
	第11時限		18:00~18:45

第12時限		18:45~19:30
第13時限		19:40~20:25
第14時限		20:25~21:10

(公欠の定義)

第6条 公欠とは、第7条に定める要件に該当し、かつ第9条の手続きを行なった者について、授業を欠席したものと取り扱わないことをいう。

(公欠の適用)

第7条 公欠の適用を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 正課として設置している資格課程科目の実習のために、授業を欠席する場合
 - 教育実習
 - 介護等体験
 - 社会福祉士課程現場実習
 - 日本語教育実習
 - 博物館実習
 - 精神保健福祉士課程現場実習
- 「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」にもとづき学生が裁判員としての任務を果たす場合
- 「学校保健安全法施行規則」第18条に定められた感染症による社会的影響を考慮して、大学が出席停止を命じた場合
- 教学委員会において、前3号に準じて特段の取り扱いが必要であると認められた場合

(公欠の期間)

- 第8条 公欠を許可する期間は、次のとおりとする。
- 前条第1号にあっては、各実習や体験に要する期間
 - 前条第2号にあっては、裁判所から指定された期間
 - 前条第3号にあっては、感染症による社会的影響を考慮して大学が出席停止を命じた期間
 - 前条第4号にあっては、教学委員会において必要と認められた期間
- 2 学部長または研究科長は、遠隔地の場合またはその他特別の事由があると認めた場合、前項の日数に必要日数を加えることができる。

(公欠の手続)

- 第9条 公欠の適用を受けようとする者は、次の手続を行わなければならない。
- 第7条第1号、第2号または第4号にあっては、公欠届および期間が明記された受け入れ先からの正式書類を所属学部・研究科の事務室に提出する。
 - 第7条第3号にあっては、大学の指示に従って、出席停止となる事項を証明する書類を所属学部・研究科の事務室に提出する。
 - 学部長または研究科長は、提出された書類の審査を行い、許可を決定した場合は、公欠届に許可の証明を行い、もしくは公欠証明書を作成し、申請者に交付する。
 - 許可を受けた公欠届または公欠証明書は、学生が授業担当教員へ提出する。

(公欠による授業の取扱)

第10条 授業担当者は、公欠を許可された期間を欠席扱いとせず、出席を必要とする日数に含めない。

(留学または国内交流派遣終了後の履修の取扱)

第11条 授業開始日までに留学または国内交流派遣が終了していない場合は、当該科目の履修は認めない。ただし、教授会または研究科委員会が履修を認めた授業科目はこの限りでない。

(履修が中断した通年科目の特例)

第12条 教授会または研究科委員会が必要と認めた場合には、休学、留学または国内交流派遣により履修が中断した通年科目については、休学、留学または国内交流派遣終了後に履修を継続させることができる。

立命館大学定期試験規程(抜粋)

(趣旨)

第1条 この規程は、立命館大学学則第36条および立命館大学大学院学則第24条にもとづいて実施する試験に関し、必要な事項を定める。

(試験日)

第2条 各授業科目の試験日は、学年暦において定めた定期試験期間内とする。

(試験の実施)

第3条 試験は、授業科目毎に定期試験を実施し、事情により追試験を実施することができる。

2 前項のほか、薬学部および法務研究科は評価結果により再試験を実施することができる。

(定期試験)

第4条 定期試験は、学期毎に実施する試験であって、前期に実施するものを前期試験、後期に実施するものを後期試験、夏期休暇に実施するものを夏期集中講義試験とする。

(追試験)

第5条 追試験は、別表1に定めるやむを得ない理由により、前条の定期試験を受験できなかった者を対象に実施する試験であって、前期に実施するものを前期追試験、後期に実施するものを後期追試験、夏期集中講義試験を受験できなかった者を対象に実施するものを夏期集中講義追試験とする。

2 追試験の受験結果は、該当する授業科目の定期試験の成績とする。

3 定期試験を受験できなかった者は、合計して5科目まで該当する追試験を受験することができる。ただし、学生、科目等履修生および特別聴講学生以外の者は、追試験を受験することができない。

4 追試験の受験申請は、当該科目の定期試験実施日より前に、不受験理由毎に別表1に定める書類を添えて行わなければならない。ただし、学部長または研究科長が特別な事情があると認めた場合には、当該科目の定期試験実施日を含む3日後までの申請を認める。

(再試験)

第6条 再試験は、あらかじめ再試験の対象と定めた授業科目につき、定期試験または追試験の受験結果に応じ、受験資格者に該当する者を対象に実施する。

2 再試験の受験資格者は、再試験の対象科目の定期試験または追試験の成績評価が次の各号に該当し、当該授業期間を3分の2以上出席した者とする。

(1) 法務研究科 C評価またはF評価

(2) 薬学部 F評価

3 再試験の試験時期、試験方法および出願方法については、教授会または研究科委員会で定める。

(手数料)

第7条 追試験および再試験を受験する場合は、それぞれ手数料を納付しなければならない。ただし、他の授業科目またはそれに付随する実習等により定期試験を受験できなかった場合は、手数料の納付を免除する。

2 前項の手料は立命館大学手数料規程に定める。

(試験時間)

第8条 定期試験の試験時間は60分とする。ただし、教授会が必要と認めた場合については、試験時間を90分とすることができる。

2 前項に規定する定期試験は、別表2のとおり実施する。

3 前2項にかかわらず、法務研究科における定期試験の試験時間は、90分、120分または180分とする。

ただし、研究科教授会が必要と認めた場合については、これら以外の試験時間で実施することができる。

(身体上の障害等にかかる特別措置)

第8条の2 身体上の障害その他の事情により、試験時間、解答方法等について個別の学生に特別の配慮を行う場合は、教学委員会の議を経て教授会または研究科委員会で決定する。この場合において、試験時間の延長は、通常の試験時間の1.5倍を上限とする。

2 前項に定める試験時間の特別の配慮を行う場合は、試験を厳正に執行できる範囲内で試験時間を設定することができる。

(試験方法)

第9条 定期試験は、筆記によるものとする。ただし、レポートをもってこれに代える場合がある。

2 前項の規定にかかわらず、実験、実習、実技、演習および卒業研究等の科目については、実験および実習の成果物、実技試験または卒業論文等の提出をもって定期試験に代えることができる。

(受験資格)

第10条 定期試験は、試験実施時に在学している者が、受講登録を行った科目についてのみ受験資格を有する。

2 前項の規定にかかわらず、試験実施時に停学中の者は、受験資格を有しない。

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該授業科目の受験資格を失う。

(1) 学生証を携帯していない者

(2) 試験開始後20分を超えて遅刻した者

(3) 試験監督者の指示に従わない者

(4) 当該授業科目の試験において不正行為を行った者

2 前項第1号に該当する者に対して、受験許可証による受験を認める。

3 受験許可証の交付を受けようとする者は、所属する学部または研究科の事務室あるいはそれに代る担当課に申し出なければならない。

(試験中の退出)

第12条 試験開始後30分以上経過し監督者が認めた場合、試験場から退室することができる。

2 前項の規定にかかわらず、学部または研究科が定めた科目については、途中退室を認めない。

(受験者の義務)

第13条 受験者は、次の各号に定める事項を厳守しなければならない。

(1) 学生証を、写真印刷面を上にして机の上に提示すること。

(2) 試験監督者の指示に従うこと。

(3) 試験中に筆記用具等の貸借をしないこと。

(4) 試験中は携帯電話等の電源を切り、机の上に置かないこと。なお、これらの機器を時計代わりに使うことを理由に机の上に置くことも認めない。

(5) 答案には、学生証番号や氏名等をもれなく記入し、解答の有無にかかわらず答案を試験場外に持ち出さないこと。

(6) 第15条に規定する不正行為もしくは不正行為と紛らわしい行為をしないこと。

(無効答案)

第14条 次の各号のいずれかに該当する答案は、無効とする。

(1) 第10条に規定する受験資格を有していない者の答案

(2) 第11条第1項に該当する者の答案

(3) 受験者が特定できない答案

(不正行為の種類)

第15条 定期試験における不正行為とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

(1) 答案の見せ合い

(2) 答案の交換

(3) カンニングペーパーの所持および使用

(4) 持ち込みを許可していないノート、参考書、辞書等の使用

(5) 携帯電話、パソコン、電子辞書、その他情報通信機器の使用

(6) 所持品や机上等へ事前に書き込みと使用

(7) 話し合い、覗き見

(8) 替え玉受験

(9) 答案や出席表への偽名記入、または故意による答案無記名

(10) 持帰りまたは破棄などによる答案の不提出

(11) 答案作成に関して、試験監督者の指示に従わない場合

(12) その他、公正な試験の実施を阻害すると認められる行為を行った場合

(不正行為の取扱)

第16条 定期試験において不正行為を行った学生には、立命館大学学生懲戒規程を適用する。

2 前項の学生については、当該試験科目あるいは当該学期定期試験の全受験科目を無効とし、「F」評価とする。

附 則 2013年7月8日 追試験に該当する事項の変更に伴う一部改正

この規程は、2013年7月8日から施行し、2013年4月1日から適用する。

【別表1 追試験に該当する事項】

不受験理由	必要な証明および届出の内容
本人の病気	医師の診断書
忌引き(配偶者および2親等内の親族)	死亡に関する公的証明書
	(死亡日から起算して配偶者および1親等は日祝日を含め7日以内、2親等は日祝日を含め5日以内を適用期間とする)
災害	被災証明書
就職試験	就職試験に関する公的証明書
教育実習	教育実習に関する不受験届
介護等体験	介護等体験に関する不受験届
時刻表にもとづき運行される公共交通機関の延着	20分を超える延着時間が記載された交通機関の延着証明
課外活動	届出に対し学生生活会議の議を経て、教授会で判断する
裁判員制度	呼出状
その他やむをえない事由	届出に対し教授会で判断する

【別表2 試験時間】

時限	試験時間
第1時限	9:30～10:30
第2時限	11:00～12:00
第3時限	13:30～14:30
第4時限	15:00～16:00
第5時限	16:30～17:30
第6時限	16:30～18:00(特定科目)
第7時限	18:30～19:30
	20:00～21:00
	20:00～21:30(特定科目)

立命館大学学生証規程(抜粋)

(目的)

第1条 この規程は、本大学の学生の身分証明書(以下、「学生証」という。)および聴講生、科目等履修生、特別聴講生、研修生、研究生、専修生、特別研究学生および外国人研究生(以下、「非正規学生」という。)の身分を証する身分証明書(以下、「身分証明書」という。)に関し必要な事項を定める。

(学生証の交付)

第2条 学生は、学生証および在籍確認シールの交付を受けなければならない。
2 非正規学生は、身分証明書の交付を受けなければならない。

(学生証の写真)

第3条 学生証に貼付する写真は、3か月以内に撮影された無帽半身正面像のカラー写真とする。

(学生証の有効期間)

第4条 学生証の有効期間は、当該学生の在学期間とする。ただし、在籍確認シールの有効期間は、4月1日から3月31日までの1年間とする。
2 身分証明書の有効期間は、当該非正規学生であることを許可された期間とする。

(学生証の携帯)

第5条 学生にあっては常に学生証を、非正規学生にあっては常に身分証明書を携帯し、本大学教職員等から提示を求められたときは、いつでもこれに応じなければならない。
2 学生証または身分証明書を携帯しない者は、教室、図書館その他本大学の施設を利用することができない。

(学生証の再交付等)

第6条 休学の許可を受けた学生は、学生証を返還し、休学者用の学生証の交付を受けなければならない。
2 復学の許可を受けた学生は、休学者用の学生証を返還し、学生証の交付を受けなければならない。
3 学生証の写真が不鮮明なときは、所定の用紙にて再交付を受けなければならない。
4 学生証を破損または紛失したときは、所定の用紙に学生証再交付手数料を添えて、再交付を受けなければならない。

(学生証の返還)

第7条 学生は、卒業、修了もしくは退学したとき、または除籍となったときは、直ちに学生証を返還しなければならない。

2 非正規学生は、当該非正規学生であることが許可された期間が満了したとき、または非正規学生としての身分を剥奪されたときは、直ちに身分証明書を返還しなければならない。

附 則(2012年3月16日教学委員会の設置に伴う一部改正)
この規程は、2012年4月1日から施行する。

立命館大学学費等の納付に関する規程(抜粋)

(趣旨)

第1条 立命館大学学費(以下「学費」という。)第66条および立命館大学大学院学費(以下「大学院学費」という。)第88条にもとづき、入学検定料、入学金、授業料、実習費、在籍料、特別在学料、科目等履修料、聴講料、特別履修料、研修料、研究料、外国人研究料および専修料の納付に関する事項を定める。

(授業料の納付期日)

第5条 授業料の納付期日は、別表1-1に定める。

2 (省略)

3 前2項にかかわらず、学則第19条により長期にわたって教育課程を履修することを許可された者(以下「長期履修生」という。)の授業料の納付期日は、別表1-3に定める。
4 前3項にかかわらず、外国人留学生在が、復学により新たに在留資格「留学」の取得が必要となったときの授業料の納付期日は、復学を許可された日から2週間以内とする。

(授業料の延納)

第6条 (省略)

2 学部または研究科において、前項以外の授業料を納付期日までに納めることが困難であると学生部長が認めるときは、延納を許可することができる。
3 前2項より延納を許可する場合の納付期日は、別表1-1、別表1-2 および別表1-3に定める。

(長期履修生の入学年次の前期授業料の精算)

第7条 長期履修生が入学年次の前期授業料は、受講登録により前期授業料が確定した後に差額を精算するものとし、精算額の返金または追加納付の期日は、別表2に定める。

(懲戒処分により卒業または修了日が延期された者の授業料)

第8条 懲戒処分により卒業または修了の日が翌学期に延期された者は、延期された学期の授業料を納めなければならない。

(実習費)

第9条 学則第67条および大学院学則第78条に定める実習費は、別表3のとおりとする。ただし、海外派遣にかかわる実習費は、各実施要項、各募集要項等で定める。
2 実習費の納付期日は、各実施要項、各募集要項等で定める。

(在籍料の納付期日)

第10条 在籍料の納付期日は、休学を許可された日から2週間以内とする。

(特別在学料の納付期日)

第11条 特別在学料の納付期日は、次の各号のとおりとする。

- (1) 前期学期分 4月30日
- (2) 後期学期分 9月30日

(科目等履修料、聴講料、特別履修料、研修料、研究料、外国人研究料および専修料の納付期日)

第12条 科目等履修料、聴講料、特別履修料、研修料、研究料、外国人研究料および専修料の納付期日は、それぞれ許可された日から2週間以内とする。

(各期日が金融機関の休業日である場合)

第13条 この規程に定める各納付期日が金融機関の休業日である場合は、休業日の翌日をその期日とする。

附則

- 1 この規程は、2012年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、次の各号の一に該当する学部学生については、2016年3月31日(薬学部は、2018年3月31日)までなお従前の例による。ただし、改正前の第14条を除く。
 - (1) 2012年3月31日に在籍する者
 - (2) 2012年度に2年次以上に再入学、転入学、編入学または学士入学する者
 - (3) 2013年度に3年次以上に再入学、転入学、編入学または学士入学する者
 - (4) 2014年度に4年次以上に再入学する者
 - (5) 2015年度に5年次以上に再入学する者
 - (6) 2016年度に薬学部の6年次以上に再入学する者
 - (7) 2017年度に薬学部の7年次以上に再入学する者

【別表 1-1 授業料の納付期日】
(第 5 条第 1 項関連)

入学区分	授業料区分	納付期日	延納を許可する場合の納付期日
4月入学者	入学年次の前期授業料	入学手続要項に定める日	前期授業料の半額 入学手続要項に定める日
			前期授業料の半額 4月30日
	上記以外の前期授業料	4月30日	7月10日
	後期授業料	9月30日	12月20日
9月入学者	入学年次の前期授業料	入学手続要項に定める日	前期授業料の半額 入学手続要項に定める日
			前期授業料の半額 9月30日
	上記以外の前期授業料	9月30日	12月20日
	後期授業料	4月30日	7月10日

【別表 1-2 経営管理研究科の授業料の納付期日】(省略)

【別表 1-3 長期履修生の授業料の納付期日】
(第 5 条第 3 項関連)

授業料区分	納付期日	延納を許可する場合の納付期日
入学年次の前期授業料	入学手続要項に定める日	延納不可
上記以外の前期授業料	7月10日	延納不可
後期授業料	9月30日	12月20日

【別表 2 長期履修生の入学年次の前期授業料の返金または追加納付の期日】
(第 7 条関連)

区分	期日
超過分の返金	7月31日
不足分の追加納付	7月10日

【別表 3 実習費】
(第 9 条関連)

(単位:円)

名称	区分	金額	備考
社会調査士実習科		10,000 (1科目につき)	社会調査士 I ~ IV
社会福祉士課程福祉教育費		70,000	社会福祉士課程と精神保健福祉士課程を重ねて履修する者は福祉教育費の重ねての徴収はしない
精神保健福祉士課程福祉教育費		70,000	
福祉実習費		28,000	
小学校教諭免許状取得プログラム(産業社会学部方式)履修料	子ども社会専攻以外の産業社会学部生	1,2年目	150,000
		3年目	100,000
	産業社会学部以外の学部生	1,2年目	200,000
		3年目	160,000
介護等体験履修料		3,000	
学芸員課程履修料		3,000	
図書館司書課程履修料		15,000	
学校図書館司書教諭課程履修料		8,000	
実験実習受講料		3,000 (1科目につき)	
エクスターンシップ履修料		52,500	
教育実習履修料		5,000	
博物館実習科	選択コース	1,000 (1回につき)	
	定時コース	10,000	
	科目等履修生	12,000	
学芸員課程履修料		3,000	
図書館司書課程履修料		15,000	
学校図書館司書教諭課程履修料		8,000	
教育演習科		20,000	
情報通信費		20,000	

立命館大学学生懲戒規程(抜粋)

(目的)

第 1 条 この規程は、立命館大学学則第 57 条(以下「学則」という。))に規定する懲戒に関する手続きについて定めることを目的とする。

(懲戒の対象とする者)

第 2 条 この規程において懲戒の対象とする者とは、学部学生および大学院生(以下「学生」という。))のことをいう。

2 聴講生、特別聴講学生、外国人短期留学生、科目等履修生、専修生、研究生、研修生および特別研究学生の取扱いは各規程の定めによる。

(懲戒の考え方)

第 3 条 懲戒は、学生が第 5 条にある懲戒の対象となる行為を行った場合、本学における学生の本分をまっとうさせるために、学校教育法および学校教育法施行規則に基づき行うものである。

2 懲戒は、懲戒の対象となる行為の様態、結果等を総合的に検討し、教育的配慮に基づいて行う。

3 懲戒により学生に課す不利益は、懲戒目的を達成するため、必要最小限にとどめなければならない。

(懲戒の対象とする期間)

第 4 条 懲戒の対象とする期間は、入学後、本学の学籍を有する期間とする。

(懲戒の対象とする行為)

第 5 条 懲戒の対象とする行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 社会的諸秩序に対する侵犯行為(犯罪行為)
- (2) 重大な交通法規違反
- (3) ハラスメント行為
- (4) 情報倫理に反する行為
- (5) 学問的倫理に反する行為
- (6) 学生の学習、研究および教職員の教育研究活動等の正当な活動を妨害する行為
- (7) 試験等における不正行為
- (8) その他学生の本分に反する行為

2 前項各号につき、別に規程が定められている場合、その規程にしたがう。

(懲戒の種類)

第 6 条 学則第 57 条に定める懲戒は、次のとおりとする。

- (1) 退学は、学生としての身分を剥奪するものとする。
- (2) 停学は、一定期間、学生の教育課程の履修および課外活動等を停止するものとする。
- (3) 戒告は、学生の行った行為の責任を確認し、その将来を、書面をもって戒めるものとする。

(停学の期間)

第 7 条 停学の期間は、無期または 1 か月以上 6 か月以下の有期とする。

(厳重注意)

第 8 条 懲戒に相当しない場合でも、教授会または研究科委員会が認めるときは、学部長または研究科長は、学生に厳重注意を行うことができる。

2 厳重注意は、行為の問題性を自覚させ反省を促すものとする。

(事実関係の調査)

第 9 条 懲戒の対象となる行為またはその疑いが生じたときは、学部長または研究科長は、遅滞なく当該学生等に対する事情聴取等の調査を行い、事実関係を確認する。

2 前項の調査にあたり、学部長または研究科長は、事前に学生に対して、要旨を口頭または文書で告知し、当該事実に関する弁明の機会を与えなければならない。

3 前項の定めにかかわらず、行為が重大犯罪であり、明白と認められる等特段の事情がある場合は、この限りではない。

(懲戒決定までの手続き)

第 10 条 学部長または研究科長は、前条の事実関係の調査により、懲戒が相当と判断した場合は、懲戒手続きを開始する。

2 学部長または研究科長は、懲戒の原案を作成し、学生生活会議で調整のうえ、教授会または研究科委員会の議を経て学長に上申する。

3 前項の原案につき、学生部長は、補導会議での審議が必要であると判断した場合、学生生活会議の議を経て、学長に対して補導会議の審議を求めることができる。

(懲戒の発効)

第 11 条 懲戒は、教授会または研究科委員会の議を経て、学長が行う。

2 懲戒は、学生に対して懲戒内容を文書で発信した日から発効する。

(学生への通告および保証人への通知)

第 12 条 学長は、学生に対し懲戒の内容を文書により通告する。

2 学長は、学生の保証人に対し懲戒の内容を文書により通知する。

3 通告および通知は、発信をもって足りる。

(公示)

- 第13条 懲戒を行った場合、学長は遅滞なく公示を行う。
- 2 公示する事項は、学部または研究科、学科(専攻)、回生(課程・回生)、懲戒の種類、懲戒理由とする。
- 3 公示期間は、1か月とする。
- 4 特段の事情がある場合、学生生活会議で調整のうえ、教授会または研究科委員会の議を経て、当該公示の一部または全部を公示しないことができる。

(無期停学の解除)

- 第14条 無期停学は、懲戒の発効日から6か月を経過した後でなければ解除できない。
- 2 学部長または研究科長が、6か月を経過した後に、無期停学の解除が適当であると認めたとときは、その解除を發議する。
- 3 無期停学の解除は、学生生活会議において調整のうえ、教授会または研究科委員会の議を経て学長が行う。
- 4 無期停学解除の学生への通告、保証人への通知は、文書で行う。

(懲戒に関する記録)

- 第15条 学部長または研究科長は、懲戒の事実を学籍簿に記録する。

(不服申立て)

- 第16条 懲戒を課せられた学生は、懲戒の発効日から30日以内にその懲戒に対する不服申立てを行うことができる。ただし、本項に定める期間内に不服申立てをすることができない正当な理由が認められる場合は、その理由が消滅した日から起算して30日以内に不服申立てを行うことができる。
- 2 不服申立てをしようとする学生は、不服申立書を学長に提出しなければならない。

(不服申立審査委員会)

- 第17条 学長は、前条の不服申立てに基づき不服申立審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会は、副学長のうち1名および不服申立てを行った学生が所属する学部または研究科以外の学部長もしくは副学部長または研究科長もしくは副研究科長5名で構成する。
- 3 委員会が必要と認める場合は、弁護士等専門家の出席を求めることができる。
- 4 委員会は、学生から提出された不服申立書に基づき審査を行う。
- 5 不服申立てをした学生は、書面で意見を述べ、資料を提供することができる。
- 6 委員会は、懲戒の内容が相当であると判断した場合は、不服申立ての却下を求める旨の勧告を学長に行う。
- 7 委員会は、懲戒の内容が相当でないとして判断した場合は、懲戒の取り消しまたは変更を求める旨の勧告を学長に行う。
- 8 学長は、前2項の勧告を受けた場合、その取扱いを、不服申立てをした学生に通知する。

(再審議)

- 第18条 学長は、前条7項の勧告を受けた場合、当該学部長または研究科長に再審議を求める。
- 2 前項の場合、学部長または研究科長は、教授会または研究科委員会において再審議を行う。

(懲戒対象者の退学申し出の取扱い)

- 第19条 学部長または研究科長は、第9条において事情聴取等調査の対象となった者から、懲戒の決定前に退学の申し出がある場合、懲戒が決定するまでこの申し出を受理しない。

(停学期間中の指導)

- 第20条 停学期間中は教育的指導を行う。
- 2 学部長または研究科長は、教育的指導に必要と判断される場合、学生の施設利用および正課授業への参加を認めることができる。

(補則)

- 第21条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施にあたって必要な事項は、別にこれを定める。

附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。

立命館大学学生健康診断規程(抜粋)

(趣旨)

- 第1条 この規程は、学校法人立命館学校保健安全管理規程第12条にもとづき、学生を対象に行う健康診断および事後措置等に関し、必要な事項について定める。

(実施機関)

- 第2条 健康診断は、立命館保健センターが行う。

(健康診断の種類)

- 第3条 保健センターは、毎年度、次の健康診断を実施する。ただし、第2号から第10号の健康診断は、当該有害業務に従事する者のみ対象とする。

- (1) 定期健康診断
- (2) じん肺健康診断
- (3) 高気圧業務健康診断
- (4) 電離放射線健康診断
- (5) 特定化学物質健康診断
- (6) 石綿健康診断
- (7) 鉛健康診断
- (8) 四アルキル鉛健康診断
- (9) 有機溶剤健康診断
- (10) 一酸化炭素中毒症健康診断

- 2 前項のほか、学長が認めるときは臨時健康診断を行う。

(受診の義務)

- 第4条 保健センター所長が通知したときは、学生は、前条の健康診断を受けなければならない。

- 2 学生は健康診断を受けなかったときは、保健センター所長の定める期間内に、当該健康診断と同等の実施項目を含む健康診断証明書を保健センター所長に提出しなければならない。

- 3 前項の健康診断証明書を提出できないときは、保健センター所長に申し出て指示を受けなければならない。

(健康診断の結果通知)

- 第5条 保健センター所長は、健康診断の結果を受診した学生に通知する。

(事後措置)

- 第6条 保健センター所長は、疾病のため治療や健康指導の必要があるときは学長に学生の健康診断の結果を報告する。

(証明書の発行)

- 第7条 保健センター所長は、健康診断を受けた者が健康診断証明書を必要とするときは、受診した当該年度に限りこれを発行する。

(規程の改廃)

- 第8条 この規程の改廃は、保健センター委員会が行う。

附則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

※各規程は年度内に変更することがあります。

※上記の各規程(全文)はホームページ上で最新のものを掲載していますので、必ずそちらを確認するようにしてください。

理工学部										学科	フリガナ	
学生証 番 号										-	氏 名	